

【六一〇】第百二回国会衆議院内閣委員会議録第十八号（閉会中審査）（昭和60年8月20日）

（発言者）

中島源太郎（委員長）

藤波孝生（国務大臣（内閣官房長官））

小川仁一（委員）

茂串俊（説明員、内閣法制局長官）

鈴木康雄（委員）

後藤田正晴（国務大臣（総務庁長官））

田中慶秋（委員）

三浦久（委員）

〔発言順。敬称略〕

○中島委員長 この際、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について、政府から発言を求められておりますので、これを許します。藤波内閣官房長官。

○藤波国務大臣 お許しをいただきまして、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について御報告を申し上げます。いと存じます。

去る八月十五日は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」でありまして、戦後四十年目に当たる記念すべき日でもございましたが、内閣総理大臣は、気持ちと同じくする閣僚とともに、靖国神社へ内閣総理大臣としての資格での参拝、いわゆる公式参拝を実施いたしました。

この公式参拝の趣旨、目的、配慮すべき事項等につきまして、その前日、あらかじめ内閣官房長官の定例記者会見におきまして、内閣官房長官談話の形で発表を行い、明らかにいたしましたところでございます。

詳しいことはその談話をお手元に差し上げてございますので、ごらんになっていただきたいと存じますが、要点のみを申し上げますと、この公式参拝は、国民や遺族の方々多数の強い要望にこたえたもので、戦没者を追悼し、あわせて我が国と世界の平和への決意を新たにするためのものでございます。

憲法の政教分離原則の規定との関係につきましては、その方式等の面で十分配慮をしておりますが、また、戦前の国家神道軍国主義の復活に結びつくのではないかと懸念につきまして

も配慮をいたしており、今後も十分そのようにいたしてまいりたいと存じます。さらに、国際関係の面でも、我が国が従来と同様平和国家としての道を進んでいるものである旨、外務省を中心にいたしました諸外国の理解を得るよう十分努力をいたしておるところでございます。

なお、靖国神社参拝問題にしましては、お手元に差し上げてございますように、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解がございましたが、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の報告書を参考といたしまして政府で慎重に検討いたしました結果、今回のような公式参拝は憲法が禁止する宗教的活動に該当しないものと判断したわけでございまして、その限りにおいてこの統一見解を変更したものでございます。

昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解の変更に関する政府の見解を申し上げます。

政府は、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することについては、憲法第二十條第三項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをお否定できないため、差し控えることとしていた。

今般「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」から報告書が提出されたので、政府としては、これを参考として鋭意検討した結果、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭において一礼する方式で参拝することは、同項の規定に違反する疑いはないとの判断に至ったので、このような参拝は、差し控える必要がないという結論を得て、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解をその限りにおいて変更した。

以上が、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解の変更に関する政府の見解でございます。

なお、さらに具体的に少し付言いたしますと、当日、政府主催の追悼式典が終了いたしました後、内閣総理大臣は靖国神社に赴きまして、そして拝殿から本殿に進み、一切のいわゆる神社形式による参拝の形式をとらず、本殿に参進して一礼をして帰ってくるという形をとらせていただきました。

なお、戦没者を追悼し平和を祈念するという誠をささげますために、靖国神社にお願いをいたしまして、供花をお供えすることにし、そしてその手配、配置をお願いして、その代金を公費で支出するという形をとらせていただきました。

なお、各閣僚につきましては、内閣総理大臣はこのような形

で公式参拝をするということの説明いたしました後、各閣僚の全く自由な御判断によって参拝してもらうことにいたしました。これは憲法との関係で信教の自由を保障するためでございます。その結果、大部分の閣僚は内閣総理大臣と気持ちを同じくして同じような形で参拝をするということになった次第でございます。

以上、具体的なことも付言をさせていただきます。お許しを得て報告を申し上げた次第でございます。

○中島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川仁一君。

○小川（仁）委員 先に、今回の総理の公式参拝問題について御質問を申し上げます。

なお私は、前回のいわゆる十五年戦争、第二次世界大戦において、教師に多くの友人、そして知己、親戚を失っておりますが、自分を教え子と戦場に散らしている、たった一人ではございませんが、自分の教え子を戦場に散らしている、こういう立場の者でございます。同時に、その戦争中におきまして、その時代における一つの風潮の中で、抗するすべもなく、いやむしろや積極的な立場でこの戦争を推進する一人の国民であったということの反省も含めながら、戦後のこの変化の中で自分なりに考えてまいったものでございますが、特に国の命令で私の友人、知人を含めて大勢の国民が亡くなった、自分の意思いかんにかかわらず国の命令で自分の青春を失った人たちが、こういう人々を追悼することに一つもやぶさかでありませぬし、むしろ積極的に、あるいはいろいろな場合、その節目には、もう再びこういう悲惨な戦争の状態は起こしませんということを誓いながら現在まで生きてきた者でございます。そういう立場を前提にしながら、ただいま御報告がありました官房長官の談話並びに総理の行動について御質問を申し上げます。

まず最初にお聞きしますが、今回の公式参拝は従来からの政府の統一見解を百八十度変えたものでございます。公式参拝は違憲ではないかとの疑いを否定できない、この言葉は素直に言えば公式参拝は違憲である、こういう言い方につながります。宗教色を薄めた今回のようなやり方なら、社会通念上憲法に定める政教分離に反しないといったような感じの百八十度の転回ということに対して非常な疑問を持ちながら、これを変えた根拠になりました私的諮問機関というものの性格についてお伺

いをいたします。

官房長官の私的諮問機関、これは一体どういう性格を持つものでしょうか。後藤田総務長官は前に、私的諮問機関は意見交換の場にとどめるべきで審議機関と紛らわしい取り扱いはずべきでない、こういうふうには正確に私的諮問機関といわゆる政令あるいは国会決定の審議機関との違いを指摘されており、にもかかわらず、今回、私的諮問機関の報告によって、国会の了承も得ず、政府の統一見解を、それは私たちが不満足ではありませぬけれども、国会の中で一応一つの事態として進行していったそういう見解を変更したということは非常に大きな問題だと思っておりますので、政府統一見解を私的諮問機関の報告に基づいて変えたという点についての御見解を承りたい。

○藤波国務大臣 近年、国民あるいは御遺族の方々などから、あるいはいろいろな団体の方々から、靖国神社が戦没者を追悼する中心的な施設である、この靖国神社の場所が戦没者を追悼する、内閣総理大臣、閣僚が公人としてその追悼をしてもらいたい、こういう強い御要望がございます。自由民主党から強い御指摘があったところでございます。政府といたしましては、この問題は従来統一見解をもって当時の宮澤官房長官が国会でお話し申し上げてきておるといふ経緯もございます、特に憲法問題との関係につきましては十分慎重に検討する必要があります、このように考えまして、時間をかけて検討するという態度をとってきたところでございます。

そんな中で、行政が独断で判断をするというようなことについてはいかぬと考えまして、私的懇談会をお願いいたしました。法律学者の方々、宗教学者の方々、いろいろな角度から活躍をいただいております。靖国神社参拝問題について懇談会をお願いをいたしまして、約一年間、二十一回にわたる会合を重ねていろいろな角度から御意見を申し上げていただいております。

それらの報告書が出されたところでございますが、この報告書によって決定したというのではなくて、あくまでも慎重に検討してまいりました政府といたしまして、この懇談会の報告を十分参考にさせていただきまして、さらに政府として独自の検討をし、そしてその上に立ちまして憲法との問題をクリアしなければいかぬ、こういうふうな考えました結果、いわゆる宗教的活動、さらにそのような活動だということに誤解を受けるようなことのないように、また十分この問題について信教の自由

が確保されるような形をとらなければならぬ、そんなことをいろいろな角度から検討もいたしまして、その上に立ちまして靖国神社に公式参拝するということを決定したところでございます。

なお、国会との関係でございますが、国会におきますこの問題についてのいろいろな御議論を従来いただいてまいりましたことも十分参考にさせていただきまして、態度の決定に非常に有益に御指導いただいた、このように考えておるところでございます。

なお、事前に国会に報告あるいは御相談を申し上げるべきではなかつたかという御指摘がございましたが、もう八月十五日のぎりぎりまで検討いたしてまいりました。その上に立ちまして態度を決定いたしました。そして昨日衆議院、参議院の議院運営委員会理事會におきまして御報告を申し上げたところでございます。

今後とも、この問題について、国会さらに各党からのいろいろな御指導を賜りますように切にお願いを申し上げる次第でございます。

○小川(仁)委員 私的諮問機関というものの性格は、あくまでもそれは報告書を提出するなどという性格のものではなくて、十分そこでお話をし合うという性格のものであります。中曽根政治の中には、この私的諮問機関多用による政治手法がございます。今回の靖国問題につきましても、中曽根総理の指示で設けられた官房長官の私的諮問機関であり、その人選等もたれに諮ることなく、あなた自身があなたの好みで決められた人選でございます。こういうところにこの私的諮問機関の性格が明確だと思っております。それを、報告書を参考にした、こう言っておられますけれども、これは個人が、官房長官が参考になされるのはいいですけれども、政府の方針変更の参考にするということについてはどうしても納得できない。そして同時に、先ほどのお話ですと、国会の論議も参考にしたい、こう言う。国会の論議と諮問機関の論議というのを同一水準に置いて、政府の参考材料にしなければならないとすれば、一体立法院というものがどういう性格を持ち、国会の審議の中における政府統一見解というものの重み、こういうものはどういうものであるか、再度この点についてただだしたいと思っております。

○藤波国務大臣 政府は、いろいろな施策を推進いたしてまいります中で、あるいはいろいろな政治上の判断をいたします中で、国会の御論議を最も重視して尊重して、これを十分頭に置

いて取り組んでいかなければならぬ、こう常々考えてきておるところでございますし、また、この問題につきましても同じように国会での御意見、御論議を十分念頭に置いて検討し、判断をしなければならぬ、こう考えまして取り組んできたところでございます。

なお、私的懇談会の問題でございますが、いろいろな各界からの代表の方々にお入りいただきました。いろいろな角度から、大所高所から御意見をお寄せいただきました。運営につきましては、日本赤十字社の社長であります林敬三さんを座長にお願いをいたしまして、全くこの懇談会の自主的な御判断、御運営をお願いしてきたところでございます。みんなそれぞれ意見が出たので報告書という形をとろう、こんなふうにおっしゃっていただきましたので、報告書という形で受け取らせていただいたところでございます。

なお、この懇談会の中では、従来の靖国神社に関するいろいろな経緯でございますとか、あるいはこの靖国神社参拝問題についての各方面のいろいろな御意見でございますとか、世界各国のいろいろの資料でございますとか、そういうことが十分この懇談会にお寄せがありまして、それらも非常にこの懇談会の意見交換の場で参考になったのではないかと。

政府といたしまして、ただ懇談会の報告を受けた、それを参考にしたというだけではなくて、この間にいろいろな角度から勉強をしていただきました資料も十分参考にさせていただくことができた、こんなふうな考えておる次第でございます。

○小川(仁)委員 今のようなお話を聞きまして、私的諮問機関の報告書を参考にしたということによって、国会においてはほぼ各党のある程度の、一致とまではいきませんが了解を得た政府統一見解を変更しなければならぬ理由並びに根拠、一切ないと私は感ずるんです。私的諮問機関が国会における政府統一見解をどんどん変えていくというような政治手法が行われるならば、これから以降の国会の政府の答弁というものは、どんなに閣議決定をして我々の前に出されたものでも、後でその諮問機関が何かやるといってすぐ変えられる、こういう悪例を残すことになりまますので、この点についてはどうしても納得できません。

それともう一つは、皆さんが参考にされた私的諮問機関の中でも、決して意見がまとまった報告書ではない、幾つもの意見が存在した。特に憲法学者の立場の方々、法的な立場から違

憲という問題を提起しておられる。法治国家であるこの日本の国が、憲法学者によって違憲の疑いを報告書の中に書かれたときに、なぜ憲法に基づいても一度再検討するということをなされなかったのか。また、報告書が出されて八月十五日までの間、一定の日数があつたはずであります。国会は閉会中といえども必要があればこれを召集することができるはずであります、委員会等も。なぜ国会に御相談をなさらなかったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○藤波国務大臣 まず国会との関係でございますが、先ほども申し上げましたように、十四日ぎりぎりまでいろんな角度から検討をいたしてまいりました。その検討は、今も御質問がございましたように、報告書の中にいわゆる憲法学者の方々などのいろいろな御意見がございました。したがって、私もできるだけ懇談会には出席をいたしましていろんなお話を伺うようにいたしました。そんな中で特に憲法との問題などについて強い御指摘もございまして、それらも報告書の中では全部併記されておるわけでありまして、併記されておる事柄などにつきましても一つ一つ十分慎重に検討をいたしまして、どのように態度を決めるかということと時間を重ねてきたところでございます。

最終的に、宗教的活動、そういった誤解を与えることのないようにといういろいろな検討をいたしまして、神社のいわゆる宗教儀式による参拝、別の言葉で申しますと、普通は、神社にお参りをいたしますときには、おはらいをして玉ぐしをささげて二拝二拍手一拝というような参拝形式がございまして、そのような形式をとらないで、靖国神社に赴いて一礼をするといふ形をとらせていただきました。それを靖国神社にお願いに参りましたのが十四日の午後でございます。靖国神社は非常に困惑をいたしました。靖国神社自身は神社界の中で神社本庁には所属をいたしておりませんが、靖国神社自身長い間のしきたりがある。そして、全国のいわゆる神社界からも靖国神社への参拝がどんな形になるのかということが注目をされておる中で、そういう宗教儀式を排した一礼というお参りの仕方ということについて非常に困惑をされて、宮司さん、いろんな御意見がございました。しかし、憲法等をよく検討した結果、こういう形をとらせていただくということをお願いをしたのが十四日であつたわけでございます。どうして事前に国会に了解を求めなかつたのかということにつきましては、まことに申しわけないと思ひますけれども、これは政府が、政府自身統一見

解として従来考え方を申し上げてきたところのものを今回一部変更するということになりまして、参拝をいたしました後、早速に衆議院、参議院の議院運営委員会の理事会に報告するという形をとらせていただきましたので、どうか御了解を賜りますようにお願いを申し上げます。

○小川（仁）委員 終わってから報告したから了解してくれという言い方は、これは国会の今までの経緯を否定するものであります。国会としては、立法府としては絶対了解できません。

それからもう一つ、今形式をお変えになつたと言ふ。参拝の形式というのはいろいろございまして、戦争中、我々は護国神社や靖国神社に参拝をするときには、学生であつても銃を担つていつて捧げ銃の礼をした。また一般市民は、今参拝するときにはおさい銭を投げて一礼をする、あるいは形式的に二礼二拍手一礼をやっているかもしれません。こういうのは形のあらわし方の問題でありまして、形を変えたから宗教活動に当たらないというのには、小手先のごまかしであります。公式参拝は、靖国神社自体に対して非常に大きな影響を与える精神的な援助になると思ひます。したがって、今回のこの公式参拝は、政教分離の原則にもとると思ひます。

今までの経緯を踏まえて、法制局として、この政府の統一見解が百八十度転回してこういう形をとつたことに対する見解を求めたいと思ひます。特に憲法の解釈は最高裁の判断が最優先いたされますけれども、日常、国会等では法制局が法的立場で憲法解釈等を行つておりますので、法的な立場からの明確な見解を求めます。

○茂申説明員 お答え申し上げます。

先ほどからいろいろと御指摘のございます政府統一見解、これは昭和五十五年十一月十七日に当時の宮澤官房長官が本院の議運委の理事会でお読み上げになつたものでございまして、五十五年当時、この靖国参拝問題につきまして国会でいろいろと活発な御論議がございました。末、国会の閉会直前になりました統一見解を求められてお出し申し上げたという経緯であると承知しております。

当時のことを振り返つて考えてみますと、私どもの立場からいたしますと、この靖国神社の公式参拝問題というのは、非常にデリケートと申しますか、国民の意識に深くかかわり合ひのある問題でございます。法理の一点だけで結論を出すということは非常に難しいことでございますので、当時としましては、公式参拝そのものをグローバルにとらえまして、これはな

かなか合憲とにわかには断じたいという含みを持ちまして、あのような統一見解を提出した次第でございます。

そこで、今回の公式参拝の合憲性の問題でございますが、これにつきましては、委員も御承知のとおり、法律的な判断の一番の根拠をなしますものが、昭和五十二年の津地鎮祭判決に関する最高裁の判決でございます。この判決におきましては、憲法の禁ずる国の宗教的活動というのは、「行為の目的が宗教的な意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうもの」とされ、また、ある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、その行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮して社会通念に従つて客観的に判断すべきであるという判示がなされておるわけでございます。

ところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族の多くが、靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとして、その神社において総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえまして、そして専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行われるものであり、しかも神道儀式によることなく、追悼行為として世俗に行われておる一般的方式によつて追悼の意を表すものでございまして、その意味で、今回の参拝につきましては、その目的及び効果の面から考えましても、憲法二十三条三項の禁止する「宗教的活動」に該当しないというふうな考えをもちまして、そして今回の参拝に踏み切つた、このような事情でございます。

○小川（仁）委員 私は、御質問申し上げたのは、法理上の問題を御質問申し上げたのであつて、社会通念上の問題なんかお聞きしていません。

それで、そういう御答弁をなさるのなら、内閣法制局長官にお聞きしますけれども、社会通念上というものの解釈と、それから多くの国民が望んでいるということの具体的な実例を挙げてください。少なくとも国会においては、国会議員の野党すべてと自民党と連立を組んでおられる新自由クラブの方々もこれに対する反対の表明をしておられるということは、少なくとも国会議員の半分はこれに反対しているということじゃありませんか。なぜこれが多くの国民が望んでいるという言い方に変わるのか。あなたがそういう御答弁をなさるのなら、あなたの方からこの具体的な情勢をどう把握したか、判断基準をどう把握したか、御答弁願ひたい。

○茂申説明員 その点につきましては、先ほど官房長官からの

御答弁にもありましたように、靖国神社問題に関する懇談会におきまして、各界の有識者を集めまして、そこで一堂に会した上でいろいろと意見を出していただきまして、そして大勢の意見としまして、ただいま申し上げたような靖国神社が戦没者追悼の中心的施設である、そこで、その場所が総理、閣僚の皆様方にぜひ戦没者追悼の意を表してほしいというのが多くの国民及び遺族の願いであるというような、いわゆる社会的な一般的な考え方としましてそのようなことが報告書に述べられておるわけでございます。我々としてもそのような各界各層にわたる非常に権威のある有識者の意見のそれが大勢であるということを考えて、それを尊重して私どもとしてはただいま申し上げたような結論になったわけでございます。

○小川(仁)委員 私がついてるのは、法律論的に公式参拝が宗教活動に当たるか当たらないか、法律論で一つ。

それから、あなたが多くの国民が望んでいるところおっしゃるから、私的諮問機関の結論をあなたが報告を受けたわけじゃあるまい、そばで聞いているだけだ。だから具体的に、国民の多くが望んでいるというのを望んでいないというように、私は国会議員の数の例証を挙げて質問しているのだから、それに対して、多くが望んでいるという判断基準を、私の諮問機関の報告に求めるのではなくて、あなた自身がどういふふう把握したのか、法制局としてどういふ調査をしたのか、こういう立場をはっきりしてください。あなたがそう答弁なさるから、逆にそういう質問を申し上げる。

○茂串説明員 二点の御質問があったと思います。

第一点は、今回のいわゆる靖国神社公式参拝が法的に見て一体憲法適合性があるかどうかという点でございます。

この点につきましては、先ほど申し上げましたように我々の法律判断の基本的な基礎をなしますものはいわゆる津地鎮祭に関する最高裁判決でございます。いわゆるこの目的効果論に依拠して、先ほど申し上げたようなことで、今回のような形の公式参拝は憲法二十三条三項に言う「宗教的活動」に該当しないという結論を得たわけでございます。この点は先ほどおっしゃったとおりでございます。

それから第二点の、靖国神社が戦没者追悼の中心的施設である、その点についてどういふような判断を持っておるのかという点でございますが、この点につきましては、これは我々としてましては、従来から靖国神社の位置というものは一体どういふものかということにつきまして、いわば社会的な通念と申しま

すか、そういった点での判断というものが非常にしかねるといふ点も一つの問題でございます。その点につきまして、先ほど申し上げましたように、各界各層の有識者から成る懇談会のメンバーからいろいろ意見が出て、そうしてその結果としてそのような靖国神社の位置づけというものがいわば大勢として判断されたわけでございます。我々としてはそのような各界各層の有識者のいわば大勢の意見であるということ尊重してこれにのつとるといふことになつたわけでございます。

○小川(仁)委員 法制局長官にもう一度お伺いしますが、津の地鎮祭の問題はかなり前に判決が出ていたわけですか。そのことによって法的に今回のような行事が、公式参拝が許されるのなら、政府の統一見解を変更するようにあなた自身法的立場で申し入れた事実がありますか、あるいは見解を表明した事実がありますか、津の地鎮祭の判決が出た後に、これはあくまで次元の違う問題なんです。だから今まで黙っていたでしょう。今回こういう格好になったから、無理して津の地鎮祭の判決を引張ってきた、こういう形でしか私には理解できませんが、その経緯どうですか。

○茂串説明員 若干ダブったお答えになりますけれども、政府は、先ほど申し上げましたように、昭和十五年の十一月十七日に宮澤官房長官がお読み上げになりましたいわゆる政府統一見解があったわけでございます。そこで、今御指摘のとおり津の地鎮祭判決につきましては、既にもう昭和五十二年の七月だと思いましたが判決が出ておまして、そこで政教分離原則とは何か、政教分離規定の意味するところはどのようなものかということにつきましてる判例がございまして、その中で特に憲法二十三条三項の「宗教的活動」とはどのようなものであるか、またこれを「宗教的活動」に当たるかどうかということはいかにして判断すべきであるかということ、非常に一般的な形で述べられておるわけでございます。

ただ、この内容をさらにになりますとおわかりになりますように、結論的には、いろいろな諸般の事情を考慮して、社会通念に従って客観的に判断をすべきであるというような判例になつておるわけでございます。この靖国神社公式参拝に関しても、一体この社会通念とはどういふものかということ、非常に難しい問題でございます。先ほど申しましたように単に法理の一点だけで結論を出すというわけにはまいりませんので、

そこで、私どもといたしましても、この目的効果論が出ま

ても、今の本件の問題につきましてすぐに見解を改めるとかあるいは一定の方向づけをするとかいうことは非常に難しいということ、これは実はもう当時から、あるいはその後におきましても、私の前任者である角田長官あるいは私からも国会でもおる御答弁申し上げている点でございます。いづれにしてもこのような社会通念を把握しなければ結論が出ないような問題であるということ、その意味におきまして、我々としては従来の見解をそのまま維持していたところでございます。

○小川(仁)委員 どうも私の質問に的確にお答えをいただかないようです、長い御答弁でございますけれども。

それで、この政府の見解、行動に対して、あなたはこれは合憲的であるという見解をお述べになったのかどうか、この点についてだけ明確にお話しを願いたい。

○茂串説明員 先ほど申し上げましたが、今回実施されました公式参拝という形における参拝は、これは合憲であるということをお申し上げた次第でございます。

○小川(仁)委員 一片の疑いもそれはございませんね。念のため聞いておきます。

○茂串説明員 これは、我々専門的な立場で十分に検討した結論でございます。

○小川(仁)委員 社会通念というのとは非常に幅の広いものでございませぬ。社会通念によって物を考えるというふうな考え方を法制局がおとりになるといふこと自体、非常に大きな問題です。文化のあるいは習俗的、伝統的な問題もあるでしょうが、こういう問題で法制局が今後物をお決めになるという考え方については、法制局の存在自体さえ疑いたくなるものであります。しかも、官房長官談話によれば、「憲法の禁止する宗教的活動に該当するか否かを的確に判断するためには社会通念を見定める必要があるが、これを把握するに至らなかつたため」だと書いてある。社会通念を把握したというのは、閣僚の靖国神社参拝に関する懇談会の報告書を参考にして把握したと書いてある。ところが、報告書を作成した人たちはあなた自身が人選をなさつた、いわゆるブレンと言われる人たちであります。幾つか反対の人もいました、その人たちの意見は一つも入れなかつた。社会通念を把握するというのなら、官房長官、とてもこの私的諮問機関の人数だけでは把握し切れないんじゃないでしょうか。ここにだけ口実を求めて社会通念、こういふ言い方をすると、いかには、憲法を無視し、小手先を弄し過ぎだと思えますが、いかが

でございますか。

○藤波国務大臣 靖国神社参拝問題に関する懇談会の方々は各界の代表的な方々と、こう思っております。決して自分の好きこみで選んだということではなくて、できる限り広い角度から選考いたしました。御意見をお寄せいただきたいということをお願い申し上げます。

ずっと我が国古来からのいろいろな宗教問題についてお話をいただいた方もいらっしゃいましたし、中にはクリスチャンで靖国神社を離れて、国のためにあるいは公のために亡くなった方々を追悼するような新しい施設をつくってはどうかといったような立場で御意見を述べられた方もありましたし、法律学者の方々も憲法との関係を非常に克明にお述べをいただいたというふうなときもございましたし、十五名の方々には非常に忙しい方々ですが、慎重に回を重ねているいろいろな立場から御意見を寄せていただいた、このように考えておる次第でございます。

もつとも、その受けた報告書を、決して懇談会がこういうのが大勢であったからということで政府が決めたということではなくて、責任はあくまでも政府にございますけれども、一年間かけていろいろ御意見をお寄せをいただいております。その報告でございますので、十分参考にさせていただきます。そして、先ほど先生から御指摘がございましたようなそういう感じをうかがい知ることができました。これを背景にし、さらにいろいろな角度から検討を重ねました結果、今度の靖国神社公式参拝という形をとって実施するという結論を導いた次第でございます。

○小川（仁）委員 やはり依然として、社会通念というものを解釈する判断の基準あるいは判断の基礎というものについてはどうしても了解できませんが、質問を変えまして、靖国神社自体の性格について質問をいたしたいと思います。

これはこの報告書の概要にも書いてありますが、明治二年、東京招魂社として設立されました。この明治二年に設立されたというのは、戊辰の役の戦死者、当時の天皇の軍隊、違つた言ひ方をすれば当時の権力を握っておりました薩長政権の軍隊、ここで天皇の軍並びにその権力機構の軍に所属しておつた人たちだけを祭つたのです。したがって天皇に対していわゆる忠誠を誓つた人たち。国内において意見が違つた者たちはここから排除されておる。靖国神社自体が現在も東京招魂社以来ずっと続いているのだとすれば、これは天皇制と深くかかわつた性格

を持つ神社である、そう考えてよろしうございますか。

○藤波国務大臣 靖国神社の経緯についてのお話でございますが、靖国神社は明治十二年に東京招魂社を改称したものでございます。その東京招魂社は明治二年に、今お話がございましたように戊辰以来の戦死者の士を祭るものとして営まれてきたところでございます。以来今次大戦の終戦に至りますまで、同神社は戦没者等を祭神といたしまして祭つてきたというのが経緯でございます。戦後、靖国神社は、所要の手續を経まして昭和二十一年に宗教法人となり今日に至っております。現在、しながつて宗教法人靖国神社ということになっておるわけでございます。

問題は、今先生の御指摘とかかわることになります。その靖国神社の経緯を頭に置くわけでございますけれども、国民の皆さん方や遺族の大部分の方々には戦没者を追悼する場所として靖国神社が中心の施設である、こういうふうにご考えておるところがございまして、ぜひ戦没者を公人としての立場で追悼するということを靖国神社で行つてほしい、こういう強い御要望がございまして、それは戦没者追悼の中心施設であるというふうにご理解をしておるということをご背景としたものでございまして、その上に立ちまして靖国神社で戦没者を追悼し、公式参拝するという形をとらせていただいたところでございます。深い御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○小川（仁）委員 私の質問は、靖国神社の性格は天皇の軍隊、それは戊辰の役以来日清、日露から今度の戦争までの間、天皇の統帥権のもとに天皇の軍隊として戦つて死んだ者を祭つていふという神社でありますから、天皇制と深くかかわつていふということに対する見解を求めたのでございます。その辺はつきりしませんからもう一度お答え願いたい。

それから、今祭神という言葉がありました。祭る神。では、靖国神社に祭られている祭神はどういう性格を持つ神様でございますか、お伺いしたいと思います。

○藤波国務大臣 靖国神社の経緯あるいは靖国神社の性格につきまして御質問がございましたので、そのままお答えをしたところでございます。

問題は、そこで公式参拝するということについての御質疑でございますが、それは今お話を申し上げましたような宗教法人靖国神社が、国民あるいは遺族の方々大部分が戦没者追悼の中心的施設であるというふうにご背景を考慮しているということをご背景といたしまして、そこでぜひ公式に参拝をしてもらい

たいということではございましたので、靖国神社に赴いて一礼をするという形で戦没者を追悼するということをいたした次第でございます。靖国神社をめぐつての先入観とか靖国神社に対するいろいろな考え方はあろうと思うのでございます。ただ、靖国神社は今申し上げてまいりましたように国のために一命を捨てて亡くなった方々をお祭りする、これは靖国神社の方でそのように言つておるわけでございますが、そういう方々を祭神としてお祭りしているというのが靖国神社のお立場であるというふうにご背景を考慮していただいております。靖国神社を理屈いたしておるところでございます。（小川（仁）委員）だから祭神はどういう性格を持つのだ」と呼ぶ「亡くなられた方々を神として祭るといふふうにご背景を考慮していただいております。その宗教法人靖国神社が言つておられることを私が今御紹介申し上げたところでござい

○小川（仁）委員 靖国神社が言つていふことをそのまま言われても困るので、靖国神社が言つていふことをいろいろな経過を政府がどう認識しているかということをお聞きしていただ

それで戦前でございますけれども、靖国神社の祭神の働きを当時の大宮司が言つております。靖国神社の祭神はにぎたまとあらたまという二つの性格を持つ。にぎたまというのは平和時に国の安全を守り、戦時になるとあらたまとなって天皇の護持と戦場の将兵の守護神となる、天かける神である、こういうふうにご背景を考慮していただいております。靖国神社の祭神を定義づけておられるのが戦前の靖国神社の祭神の性格でございます。

現在もそういう認識が政府としてあらられるのかどうか、靖国神社を見るときに、靖国神社の説明は要りませんから、このことに対する政府の認識をお伺いします。

○藤波国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、靖国神社が戦没者追悼を行う中心的な施設であると国民の皆さん方や遺族の方々大部分の方々が考えておられるというご背景を把握させていただきます。戦前、戦時、一命を賭して国のために国民のためにあるいは家族のために働きたいだいて一命を亡くした、そういう方々を神として祭られておる場所であるというふうにご背景を考慮していただ

○小川（仁）委員 私が申し上げることに対する御答弁をなかなかいただけないのですが、とてもこれでは、一時的な討議では討議が進まないような感じもいたします。私は戊辰の役の賊

軍の南部藩に属するからひがんで言っているつもりはありませぬけれども、国内に於いてすら既に天皇に忠誠を尽くす者、尽くさない者という形で、尽くした者は神になり、尽くさない者は賊軍という名前で切つて捨てられている、意見の違いがあつたとしても、こういう状況が一つある。

もう一つは、今度の第二次世界大戦においては、最もその戦争を指導したA級戦犯が合祀され、A級戦犯の起こした戦争によって被害を受けた国々の人々あるいは国民については、政府は何ら公式参拝あるいはこれに対する祭り事もいわゆる宗教活動としてはしていません。したがって、現在の靖国神社の祭られてる神の中には、被害者ではなくて、東南アジア並びに国内において加害者の立場にある人たちがかなりあるということであり、加害者を英霊として祭るということは、東南アジアの人たち、中国の人たち、こういった人々から非常に批判がある。国内においてもこのことについて非常にきついなに意を払われましたか、どういふお考えをお持ちになりますか。

○藤波国務大臣 靖国神社のいわゆる前身であります神社、その創建のときから、どういふ方々を祭神として祭るかというよくなことにつきましては、その時代時代のいろいろな判断があつたかと思つてございます。これはよしあしは抜きにいたしまして、そういう事実が積み上げられておるといふ事実はございます。

問題は、今お話がございましたA級戦犯云々が合祀されておるといふことをどう考えるかということでございますが、この合祀するかどうかということの判断は宗教法人靖国神社の持つておる判断でございます、そのことについて政府は今とやかく申し上げるといふ筋合いではなからう。これは宗教法人靖国神社の自主性を侵害するものになつてはいけませんので、靖国神社の判断であると申し上げざるを得ないかと思つてございませぬ。(発言する者あり)

問題は、今不規則発言で御指摘いただいておりますように、その靖国神社というものをどう考えるかということでございます。私が先ほど何回も何回も申し上げておりますのは、国民や御遺族の大部分の方々が戦没者を追悼する中心的な施設として靖国神社を考えているということでございます。靖国神社に赴いてそこで戦没者を追悼するという形をとつてほしい、しかも国のために命を捨てて亡くなつた方々に対し追悼するの

であるから公人としてぜひ敬意を表してもらいたい、こういうお話がございまして、それにこたえるためにはどうするか。靖国神社に赴くけれども、宗教的活動だと誤解を与えるような儀式は一切行わないで、一礼をもつて戦没者に対して心からの追悼の誠をささげるといふ形をとることにしたらどうかということ政府の態度を決定したところでございまして、その態度を決定いたしますまでに、これらの今御指摘をいただきました事柄などは懇談会の中でもいろいろな角度から御指摘もあつたところでもございまして、十分念頭に置いて検討させていただいてございませぬ。

なお、御指摘をいただくようなそういう御懸念に對しまして、各方面に誤解を与えるようなことのないように今後也十分注意をしましてまいりたい、このように考えておる次第でございます。特にアジア諸国などいろいろな心配をかけるのではないかと、いったこと等につきましても、今回の内閣総理大臣、閣僚が公式参拝をいたしましたことの真意をよく説明をいたしまして、戦没者を追悼すると同時に、平和を祈念し、新しい平和をつくりたいこうとする決意を持つて公式参拝するものであるという真意をよく説明を申し上げるようになってきたところでございませぬ。

○小川(仁)委員 いろいろ申し上げてもなかなか私が申し上げていることに対する直接の御答弁がないわけでございます、時間もなくなりまして大変遺憾の意を表明せざるを得ないところでございませぬが、この際、藤波官房長官談話の中で、社頭において一礼する方式で行うことは書いてありますが、公費支出問題については触れておりませんので、供花料という形で公費を支出している、公費支出というのは当然のことながら憲法に触れるわけでございますから、この点について何ら談話に触れなかつたということはお隠しになつたのか、それともそれをどういふふうに解釈してここに触れられなかつたのか。玉ぐし料という表現でこれは違法だと言われた、違憲だと言われた。しかしこれを供花料と名前を変えるだけで、やはり出す場所は同じなんです。神社に対する援助は同じだと思つておられます。しかもテレビで見ますと麗々しく、一番高い、最高の場所に中曽根総理の生花がございまして、それは非常に大きな宗教活動としての靖国神社に対する援助を与えている、こういう感じを伺うわけでございませぬから、公費支出問題についてのお考えを伺いたいと思つておられます。

○藤波国務大臣 今、少しお話がございましたように、従来こ

れらの問題を考えます場合には、靖国神社に神社の形式で参拝をするということになります場合に、玉ぐしをささげて二拝三拍手一拝というふうな形をとるのを通例といたしております。そういう場合にはよく玉ぐし料として神社にお納めするということがあるわけでございます。今回の場合、あくまでもそういう宗教的な活動また神社の参拝形式をとらないということにいたしまして、靖国神社に赴いて、一礼をして戦没者を追悼するという形をとつたわけでございます。そういう場合に、戦没者を追悼し、平和を祈念するということ、公人としてそのことを行うという場合に、その場所にお花を置くということが当然考えられていいというふうな考えまして、それでは公式参拝いたしましたときにお花を持つていつてそこへ置くか、こういうことも考えたのでございませぬが、やはりその土地は靖国神社が当然管理しておる場所でもございませぬ、前日に私赴きましていろいろ公式参拝の形についてお話をいたしましたときに、靖国神社でお花を注文してもらつてそこに配置することを願つたということを依頼いたしました。そして、それに基づいて、当日、具体的に申し上げますと、一対金三万円を供花料としてお払いをしてきた、それが実態でございませぬ。

なぜ公費であるのかということにつきましては、公人として、内閣総理大臣中曽根康弘が公式参拝する。したがつて、その公人が戦没者を追悼し、平和を祈念するといふ、誠をささげるといふ、その場所に配置するものとして公費で出すべきもの、このように考えまして、公費を支出して支払う手続をとつた次第でございます。

○小川(仁)委員 公費支出というのは公的参拝なら許されるというなら、供花料じゃなくて玉ぐし料でもよかつたじゃないですか。なぜ玉ぐし料をやめたのですか。

○藤波国務大臣 何回も申し上げておりますが、玉ぐし料と供花料とは全く性格を異にするものと考えております。玉ぐし料の場合には、従来、神社の参拝形式で玉ぐしをささげて二拝三拍手一拝という形で参拝する。その場合に、通例玉ぐし料として神社に納めるものが玉ぐし料であるかというふうに思つておられます。内閣総理大臣が靖国神社に赴いて、その靖国神社の場所で戦没者を追悼し、平和を祈念する一礼をする、その場所に、その誠を明らかにいたしますために花を供える、花を配置する、こういうことでございますから、そのお花代として供花料を公費支出した、こういうことでございます。あくまでも宗教形式のつとめる玉ぐし料とは性格を異にするものである、このように

考えております。

○小川（仁）委員 時間もなくなつてまいりましたので、まだ問題がいつぱいありますけれども、最後に総括的に問題を済ませます。

これは私的諮問機関の報告書の中で、「閣僚の靖国神社公式参拝に關して配慮すべき事項」として、非常に本質的な問題を指摘しておられます。例えば公式参拝の問題として、その行為が宗教との過度の癒着をもたらすことによつて政教分離原則に抵触することがないようとか、あるいは合祀対象において「国事に殉じた人々」とされているもの、賊軍と称される人々が祭られていないことや極東軍事裁判においていわゆるA級戦犯とされている人が合祀されているところに問題がある、こういったようなことを国際関係を含めて五項目出しているわけでございます。この問題はかなり本質的な問題を含んでいると思ひますが、この点について政府としては一つ一つ具体的に検討しておられると思うので、その五項目に対する検討の結果をお知らせ願ひたい。

なお、七項目に「新たな施設の設置」という考え方が出されております。私は、国民の非常に大きな部分では、例えば広島長崎の原爆で亡くなられた人あるいは外地で亡くなられた人、東京や大阪の空襲で亡くなられた人、こういった大勢の方々がおられると思うのです。そういう方々を、宗教的活動ではなしに、非常に大きな立場で国民が追悼の意を表せるような施設を政府として将来考えているのかどうか。靖国神社はあくまで一宗派であり、一宗教であります。靖国神社に公的参拝をやるということが許されるなら、ほかの宗派で、きよう戦没追悼会をやります、こういうときにはキリスト教にもあるいは他の仏教関係の宗派にもおいてなるのだからと思ひますが、そういうことを抜きにして、いわゆる外国にあるような、日本の靖国神社とは違つたような無名戦士の墓なりあるいは戦争犠牲者の墓なりというものをおつくりになる考え方があるかどうか。

以上、質問をさせていただきます。

○藤波国務大臣 懇談会の報告書の中に列記されております、いろいろな角度からこの問題を考える場合に配慮すべき、注意すべき事項というものは、いろいろと御指摘をいただきましたので、それらを一一つ丹念に点検をいたしまして、そういった角度から、政府の態度を決定いたします際に非常に参考にさせていただきます。なお、その報告書の中にも記されておりますように、新しい

施設をつくつて、そこを戦没者を追悼する、あるいは戦没者のみならず、平和時におきましても公のために命を捨てて働いて亡くなった方々を追悼する、感謝するというような場所として新しく設置をしてどうかという御提案は、懇談会の際にもございました。昨日も議院運営委員会におきましてある理事さんから、そのことについての強い御提案もございました。また、各方面でこの問題のお話をいろいろいたしますと、そういった考え方を抱いておられる国民の方もあろうか、こう思うのでございます。

問題は、何回も同じようなことを申し上げて恐縮でございますけれども、今日、国民の方々やあるいは特に御遺族の方々の大部分の方が、戦没者追悼の中心的施設としては靖国神社を考へておられる、こういう事情がございまして、したがひまして、今日すぐどこかに新しい施設をこしらえて、それを平和の塔と申しますかあるいは新しい廟と申しますか、あるいはそういう魂を静めるための施設と申しますか、考え方はいろいろあるうかと思ひますが、そういう場所をつくるということに今すぐにするといつたしましても、従来国民の方々や御遺族の方々がずっと長い間考へてこられた、国のために亡くなった方々に対し公人としての敬意を表してやりたいというのを解決することにはすぐにはならないんだ、そんなふうに思ひまして、非常に有力な御提案として受けとめさせていただいておるのが今日の気持ちでございます。

今後時間が経過してまいりまして、国会の先生方などのいろいろな御意見やまた各方面のいろいろな御指導もちょうだいしながら、よく検討をしていかなければならぬ課題の一つであるかというふうには考へておるところでございます。

○小川（仁）委員 もう質問は終わりますが、今回の私的諮問機関による国会の軽視、さらに靖国神社自体の性格、その中にはいわゆる軍国主義復活への非常な懸念、加えて一％枠の増額問題等を含めて、中曽根政治の戦後総決算というものの危険な性格のあらわれ方がこの靖国神社の公式参拝だと私は感じております。それだけに、今後とも、こういう重要な問題については国会において十分な審議をするかあるいはそうでなければ、あなたは、報告書によつて多くの国民が望んでいるといつたような表現の仕方をせずに、本当に国民の多数がどう考へているかということ改めて政治的に問う方法も含めて、十分な反省をさせていただきたい、こう申し上げて、私の分を終わります。

（略）

○鈴切委員 （略）

次は、靖国神社の公式参拝についてでございます。

八月十四日、内閣官房長官の談話が発表され、内閣総理大臣その他の国務大臣が八月十五日に靖国神社公式参拝を強行されました。先ほど官房長官から説明がありましたが、政府はかねてから、靖国神社公式参拝は違憲ではないかとの疑いは否定できないという統一見解に基づき、慎重な立場をとつてこられました。しかるに今回、官房長官の私的諮問機関である靖国統一見解を放棄して公式参拝を断行したということは、国会軽視であり、議会制民主主義を踏みこむ暴挙であると言わざるを得ないと思ひます。

公明党も、靖国懇から官房長官に報告書が提出されて以来、公式参拝は憲法に抵触する問題であると、談話や政府に対する申し入れを行つてまいりました。私も官房長官のところへ参りましてその申し入れをしたことは御存じのとおりであります。政府がそれを無視して公式参拝を行つたことに対して、私は強い抗議の意をあらわしながら、官房長官に何点かお聞きしたいと思ひます。

そこで、先ほどもいろいろとお話がありましたけれども、今回の靖国懇、すなわち藤波官房長官の私的諮問機関である靖国懇はいかなる法的根拠に基づいて設置されたものか、またその懇談会の性格はどのようなものか、これについてお答え願ひたい。

○藤波国務大臣 閣僚の靖国神社参拝問題に關する懇談会、俗称靖国懇と申しておりますが、靖国懇は、内閣官房長官決定により開催したものでございまして、その性格は行政運営上の会合、懇談会であるといふふうにしております。

なお、決定をいたしました際の考え方ですが、「内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝に關しては、近年、総理・国務大臣としての資格での参拝（公式参拝）の憲法上の可否を始めとして、参拝の在り方を巡る議論が絶えない。また、自由民主党からは公式参拝の早期実現について要望があつたところである。ところで、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝を巡る問題は国民意識にも深くかわる問題であるので、この際、内閣官房長官が高い識見を有する人々の参集を求め、この問題に關して懇談会を開催することとする。」という





慎重を要するデリケートな問題がございませうから、時間をかけて検討しなければいかぬなというふうに考えまして、昨年八月十五日少し前から、靖国神社の境内で日本遺族会の青壮年部が公式参拝を要求して断食祈願をされるといったようなこともございまして、私もその席にお邪魔をいたしまして、とにかくこの問題は慎重に検討しなければならぬので時間を欲しい、こういうお願いもしてきたところでございます。その後、国民の皆様方、特に遺族会の大方の方々から、この公式参拝実現を迫る強い御要請もございましたが、それらの中で約一年間を要しまして、懇談会のいろいろな御意見を伺ってきたところでございます。

また、午前中にもお答えを申し上げましたように、単に十五名の委員の方々に意見を述べていただけではなくて、これを機会にいろいろな資料も集めようということ、従来の靖国神社の経緯でございますとか、あるいはいろいろな団体、宗教団体なども含むいろいろな団体の御意見も懇談会に報告をしてもらう、あるいは外国の、国のために亡くなった方々への慰霊の方法等についても、いろいろと外務省を中心としたことを、在外公館から資料を集めてもらいまして研究するといったことを重ねてきたところでございまして、決して、最初から公式参拝ありきで、それのための理由づけをするために資料を集めたり、あるいはその方向をつくり上げるために懇談会を設けたというのではない、それではお願いをいたしました私が懇談会のメンバーに対して大変失礼なことになるわけがあります。そんなことではなくて、この問題は非常に大きな問題で国民の皆さん方注目の中でございまして、よくひとつ各方面からの御意見を寄せていただきたいということをお願いをいたしまして意見の開陳が進められてきた、こういう経緯になっておるところでございます。

懇談会の報告書を受けて、政府といたしましてもいろいろな角度から検討をいたしまして、今回の形で公式参拝すること、これを決定したということでございますので、これらの経緯につきましては、冷静に対処してまいりました私どものあり方をぜひひとつ御理解をいただきたい、このようにお願いを申し上げておるところでございます。

○鈴切委員 官房長官、私が質問している要旨だけを言っていただけではないのですよ、時間が余りないことだし。これは重要な問題ですから、論議をはぐらかさないように。

この私的諮問機関は、あなたの任命する方でしよう、あなた

の任命権なんですよ。（国会承認じゃないんだ）と呼ぶ者あり（そうなんです、国会承認じゃないんです。総理並びに閣僚が公式参拝何とかならないものかと言って、それを受けてあなたがつくったものなんだ。それは確かに立派な方がおられることはわかっていますよ。しかし、私的諮問機関である以上は、意見だけを聞けばいいのであって、六通りの意見の並列があったということだけでは政府が考えるべき問題であって、この私的諮問機関が結論を出すなどというのは、これは越権も甚しいよ。こんなことを許したらどんな世論操作だって全部できるということよ。そうじゃない。（総務長官）と呼ぶ者あり）今総務長官の意見を聞けと言うのですよ。総務長官答弁しなさい、そういうようなやり方について。

○後藤田国務大臣 行政組織法八条によるいわゆる審議会と懇談会の問題については、従来からいろいろな御議論があり、私も何回かお答えをしているつもりでございます。

政府あるいは各省庁が行政運営上のいろいろな課題について、これは必要だ、こういう考え方に立つ場合に各方面の有識者の意見を聞くということは、これはむしろ非常に有効な措置でもある、かようにすら私は考えているわけでございます。ただ、その場合には、あくまでもこれは答申にまとも公の権威を持つて意思決定するといったようなものではなくて、その点は審議会のあり方とは違う、かように考えるわけでございます。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

今回の決定は、官房長官の懇談会として設けて、過去一年間にわたって各方面からの資料をもとに意見の交換もして、それを個々の委員の御意見として取りまとめた。ただ、今お読みになったようなことは十五人の委員の中の大多数の人の意見の流れであったと思いますから、それらを一まとめにしてあいつた報告書の形になったものである、私はかように考えておるわけでございます。別段懇談会と審議会を混同するというようなことなく、あくまでもそれは意見として、政府の責任において意見を参考にしながら政府が決定をしたものであるということでございますから、特別に鈴切さんがおっしゃるような越権のさたであるというふうには私は考えておりません。

○鈴切委員 おかしいじゃないですか。きょうの新聞に囚らさずもその内容が出ておられますね。「会合は、主として各委員が順々に意見を述べる形で進めてきたが「内容的にも意見が多様なうえ、とくに結論を求める方向での討議をしたこともなかつ

た」という。ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七月三十日の会合で示された第一次素案は、公式参拝を容認するトーンで貫かれ、反対論はほとんど無視されていた。これには違憲論を唱えてきた憲法学者らが「いくら何でもおかしい」とかみつき、純粋な両論併記を求めて結論を持ち越した」という形にして、最終的にはまとめました。こういうことをやっておいて、非常に公平なことでやられたんだということは、とても私は信じられません。そういう意味においては私は納得がいかないということだけ申し上げておきます。後へ進まなくてはなりませんので。

法制局長官、あなた先ほど津の地鎮祭の最高裁判所における判決を引用されましたね。あれはいつですか。五十二年七月十三日でしょうか、要するに最高裁判所の判決は。そうでしょうか。そうすると、政府統一見解は五十五年十一月十七日だよ、あなた。「政府」としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二〇条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきて「いる」というのでしよう。こういうふうな内容の統一見解は、そのときにもう地鎮祭の判決があったのですか。今ここでなぜ地鎮祭の問題を持つてくるのですか。おかしいじゃないですか、あなた。葬式とか法事とかそういう地鎮祭とかという問題と本質的に違うのじゃないですか、これは。法制局長官はこの問題についても、地鎮祭のことはあのこととは全然わからなかつたとおっしゃるのですか。靖国神社のこの問題について、この間統一見解が出ているのに、踏まえなとは言わせないう、あなた。どうということなのですか。

○茂串説明員 ただいまの時間的な関係は全く委員のおっしゃるとおりでございます。すなわち、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解なるものは、もとより基本的には津の地鎮祭判決に関する最高裁判決に示された理論に立脚していることは当然でございます。ただ、閣僚の公式参拝が同判決の示す宗教的活動に関する基準に該当するか否かという問題は、国民意識に深くかわかるものでありまして、先ほども申し上げましたように、同判決が判示しておりますこれは何かといいますと、それに関する社会通念を的確に把握しない限りは結論が出ないというふうな問題でございます。すなわち、先ほどもちよつと申し上げましたように、津の地鎮祭判決のいわゆる目的効果論と称する一般論でございますが、国の宗教的活動とは、行為の目的が宗教的な意義を持ち、その効果が宗教に関する援助、助長、

促進または圧迫、干渉等になるような行為を言うものとされ、またある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、その行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきものとしておるのでございます。

したがって、ただいま問題になっております閣僚の公式参拝が果たして同判決の示す宗教的活動に関する基準に該当するかどうかということは、すぐれて国民意識、すなわち言葉をかえて申しますれば、これに関する社会通念を把握しない限りは結論が出せないという問題でございます。この点につきましては、前々から御答弁にも申し上げておるところでございますが、先ほども申し上げましたように、法理の一点だけで結論が出るような問題ではなくて、国民意識に深く根差す問題であるだけに慎重に検討しなければならぬ、法制局だけで結論を出すような問題ではないという見地に立ちまして、そして昭和五十五年十一月十七日のような政府統一見解をお示した次第でございます。

○鈴切委員 全くおかしいですね。法制局、この地鎮祭があつて、判決を得て、それから統一見解が出たのですよ。だから全部含まれてくなくてはならないので、それを一気に統一見解を変更するんというふうなのはもつてのほかですよ。社会通念があればそれは政府は憲法違反を犯してもいいというのですか。社会通念、通念ということで憲法に違反してもいいというのですか、あなた。社会通念はどこで調べたのですか。

これも一緒に答弁してもらいますけれども、談話の中で政府は、「この公式参拝が宗教的意義を有しないものであることをその方式等の面で客観的に明らかにしつつ、靖国神社を援助、助長する等の結果とならないよう十分配慮」したとして、参拜形式だけを変えたと言うのですね。しかし靖国神社は、かつて国家神道の一つの象徴的存在であり、現在も宗教的施設で憲法上の宗教団体である以上、その靖国神社に公式参拝、いいですか、参拝というのは何かと言えば、参拝自体はこれは宗教行為なんです。参拝をしたということは宗教活動なんです。大変なことだ。公式参拝なんてことで出したって、これは大変なことよ。これが例えば違憲訴訟になってごらんさない、たちまちのうちに政府は、最高裁判所において明確にあなたたちがみんな違憲だということになりますよ。だから、この問題についてそんなことを言つて、言うならば方式を変えたということだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんて、こんなこ

とがありますか。官房長官どうですか。おかしいんじゃないですか。

○藤波国務大臣 方針を決定いたします際に一番意をつけたのは、憲法との関係でございます。少なくとも国が行いますことにつきまして憲法に抵触するというようなことがあつてはならぬ、こういうふうな考えまして、いろいろな角度から検討をいたしましたわけでございます。

靖国神社が国民及び遺族の方々から戦没者を追悼する中心的な施設であると見られており、そして、その中心的な施設に赴いて戦没者に追悼の誠をささげてもらう、それを公人としての立場でぜひ実現してほしい、こういう御要望にこたえて行われたものでございますが、そのために、従来靖国神社を参拝いたしますときにとつてまいりました参拝の形式などを一切変更いたしましたして、いわゆるおはらいもしない、二拝二拍手一拝の参拝もしない、玉ぐしもささげない、こういった形で宗教的活動と誤解を受けないようにあらゆる配慮をいたしまして、今回公式で追悼するというように決定をいたしましたわけでございます。慎重に検討いたしましたまいりまして結果そのような結論に導かれました、このように考える次第でございます。

○鈴切委員 私は本当にこれは理解はできないのですよ。官房長官談話の中に今回の方式によるならばということが書いてありますね。それは、宗教色を薄めて参拜方式を変えた方式にするならば、公式参拝を行つても、社会通念上憲法が禁止する宗教的活動に該当しないと判断の基準を示しておりますけれども、これは全くひとりよがりなんです。靖国神社は少なくとも一宗教法人であり、宗教団体であることは紛れもない事実なんです。今回の公式参拝に際して靖国神社側に変化があつたとは私は聞いてないですよ。いいですか、靖国神社側に何か変わった、今までの儀式を取りやめたとかいうそういう話は聞いておりませんよ。一宗教団体の靖国神社に、どんなに参拜方式を変えたとしても、参拝それ自体が宗教活動の重要な柱なんです。だから、公式に参拝をしたということは国が宗教的活動を行うのと同じことになるのだよ。(参拝ということがよくわかってないんじゃないか)と呼ぶ者あり参拝ということがよくわかってないんじゃないかな。今もそういうあれがあつたけれども、わかたない。もう既にこれは国が宗教的活動を行うと同じことなんです。これは憲法違反じゃないですか、どうなんです。これは明らかに憲法違反ですよ。そうでしょう。これを憲法違

反でないなんてだれが言えるんですか、そんなことは。

○茂申説明員 先ほど社会通念の問題が出ましたが、まずそれについてお答え申し上げますと、法律の解釈にも二通りございまして、いわゆる法律解釈そのもの、法理論そのものについてこれを変更すること、これは大変重要なことでございます。ただ、今この公式参拝で問題になっておりますのは、法理論そのものあるいは法律解釈そのものを変更するのではなくて、法律を具体的な事象に当てはめる場合に社会通念が必要となる場合があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分な把握ができなかつたから、したがつてその適用の面で必ずしも具体的な結論が得られなかつた。それが今般いろいろと検討いたしました結果社会通念を把握したということ、そこで先般行われました公式参拝の実施ということになった次第でございます。

それから参拝の問題でございますが、参拝という言葉は神社仏閣に赴いて拜礼をすするという行為として把握する場合には、通常は神仏に祈りをささげるとかあるいは何かを祈るといったような意味に使われておりますけれども、時にはそのような宗教的な意味を持たずに、例えば表敬をするというような意味で行われる場合もございまして、今回はまさに追悼という非宗教的な目的で参拝をするという意味でございまして、参拝という言葉には広狭いろいろの意味があるというふうな理解をしておるわけでございます。

○鈴切委員 それじゃこうなりますね。政府は今回の参拝は合憲であるとして公式参拝に踏み切つた。そこで、裏を返すと、政府は、参拜方式だけを変えることによって宗教色を薄めたことが憲法の禁止する国の「宗教的活動」に該当しないと判断のようであるけれども、参拜方式を変え宗教色を薄めれば、いかなる宗教団体また宗教法人にも国として公式参拝ができるという道が開かれたと判断していいのでしょうか。

○茂申説明員 ただいまの御質問、なかなか難しい問題でございますけれども、今回の靖国神社の公式参拝につきましては……(鈴切委員)「このことを聞いています。このことに答えてください」と呼ぶ先ほども申し上げましたように、国民や遺族の多くが靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとして、この神社に赴いて総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえてのことでございます。他、一般の宗教施設につきましてはこれと同じような事象があるかないかというところでございまして、その辺の判断は私すぐにはつきかぬ

ますけれども、なかなかそういった特殊な事情というものは私の宗教施設にはないのではないかと。これは私の独断でこの際余りはっきり申し上げるわけにまいりませんが、恐らくないので、はなかるうかなという感じがいたしております。

○鈴切委員 法制局長官、あなたは、憲法のいわゆる解釈なん、これはあいまいにしちやいけいけなんです。ちよつと時間をここで中断してきちつと統一見解を出してもらわなければ困る、そんなあいまいなことを言われたのは。私の個人の意見でございまして、そんなことを私は聞いていないのじやないよ。おかしいじやないの。だから、これははずれにしてもこれからちよつと統一見解を出してもらわなくちゃなりません、今の問題について。宗教色を薄めて憲法に抵触しないということであるならば、一宗教法人並びに宗教団体について国の公式参拝というものは今後許されるというふうな判断していいからということについて、あなたは何度も答弁を保留してきますから、それを明確にするまで、どうぞごゆつくりやつてください。

○茂串説明員 御答弁申し上げますが、先ほどもちよつと私、意を尽くさなかつたかも知れませんが、靖国神社の場合には、先ほどから申し上げますように、国民と遺族の多くが靖国神社が戦没者追悼の中心施設であるとして、同神社において総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでいるからでありまして、他の宗教施設がこのような要件を備えていない限りは、仮に今回のような参拝方式をとつたとしても、そこに総理や閣僚が公式参拝することには憲法上問題があるというふうな考えられます。

○鈴切委員 おかしいじやないですか。それはおかしいじやないですか。一宗教団体の靖国神社だけが公式参拝を許されて、ほかはそうでないとするならば、国が宗教団体の取り扱いに差別を設けることになるでしょう。靖国神社は宗教団体であり、その靖国神社に公式参拝をしたことも宗教的な行為なんですよ。その効果は、他の宗教団体と違う有形無形の援助あるいは関与権威づけることは明白じやないですか。差別扱いだ。宗教法人を差別扱いしていいんですか。どうなんですか、それは。

○茂串説明員 靖国神社の公式参拝問題につきましては、その目的は、先ほどから申し上げておりますように、専ら戦没者追悼といういわば非宗教的な目的があるわけでございます。他の宗教施設につきましては同じような目的が果たして立てられるかどうか、その辺は私先ほど申し上げましたように自信がございませんけれども、恐らくそういう一般的な非宗教的な目的の

設定ということはなかなか難しいんではなからうかというふうなことを先ほど申し上げたわけでございます。

○鈴切委員 それはおかしいね。一宗教団体、宗教法人を特別扱いにする。たとえばどんなものがあるかと、特別扱いにしてそれでいいんではどうか。憲法がそういうふうなことを是認するんではどうか。官房長官、その点どうなんですか。そんなのはおかしいじやないですか。差別するというのはどういうことですか。

○藤波国務大臣 法制局長官からお答えをいたしておりますように、靖国神社が戦没者を追悼する中心的な施設であるというふうな背景がございます。したがって、その中心的施設であります靖国神社に赴いて、そして宗教色を薄めてという先ほど来のお話がございますが、宗教色を薄めるのではなく先に宗教色を排して、これは新聞によりましてそういうふうな書いている新聞がございますが、正しくは宗教色を排して靖国神社で戦没者の追悼を行う、こういうことが今度の態度決定をした根拠になつておるわけでございます。国民の多くの方々が戦没者を追悼するにふさわしい、こここそその大事な場所だと思つておられるような場所がどこかにあつて、そういうふうなお話になつて宗教色を排除してそこに赴いて一拝するというような形になるかどうか、それはその状況によつて拝してみたいと何とも言えないことで、一般的な話として申し上げますことはかえつて誤解を招いてもいかぬと思つて、靖国神社に赴いて一拝をしたということ、戦没者を追悼したということは、今申し上げたやうなことを念頭に置いて決定したものである、こういうふう

に御理解をいただきたいと思つております。

○鈴切委員 宗教色を排したと言ふんですね。公式参拝という事実、これは全然宗教色を排したことになるらぬよ。あなた、何を言っているんだ。公式参拝ということ自体が「宗教的活動」なんです。それを排したとは何事よ。わからない。あなたのあれに「公式参拝」と書いてあるじやないか。公式参拝は「宗教的活動」じやないか。何を言っているんだ。排したも何もあつたものじやない。そんなのはだめだ。

○茂串説明員 先ほど申し上げましたが、参拝という言葉の意味合い、使い方の問題かと思つてます。すなわち参拝というのは、先ほど申し上げましたように神社、仏閣に赴いて拝礼するという行為として把握する場合に、通常は神仏に祈りをささげるといつたような宗教的な目的を持つたものでございまして

れども、そのほかに広い意味の参拝という言葉としては、例えば表敬をするとか、このたびのいわゆる参拝のように非宗教的な戦没者追悼という目的のために参拝する場合もあり得るわけでございます。これは言葉の使い方の問題であるというふうな考えております。（発言する者多し）

○鈴切委員 それはだめだよ。参拝なんというのは宗教的な活動のあれだよ。これは本当にだめだよ。こんなこと許せないよ。参拝というのは宗教的行為だよ。要するに宗教色を排したといつたつて、おじぎをして献花をしているのに、何言っているんだ。

○藤波国務大臣 何回も同じようなことを申し上げて大変恐縮でございますが、少し整理して申し上げます。

靖国神社が戦没者を追悼する中心的な施設である、国民の皆さん方、特に御遺族の方々などがそのように考えておられて、ぜひその靖国神社に赴いて公人としての立場で戦没者を追悼してもらいたい、こういうお話がございまして、それを受けていろいろ検討させていただいたところでございます。

憲法との関係を考えてみました、私は十五日の日などに随分いろいろの方からお電話などもいただきました。それに対してこちらから時間がなくて一々電話できませんでした。いろいろ御注意をいただいたり御質問をいただいたりした宗教団体の方々などもございました。そういう方々に、こういう形で公式参拝する、こういうふうにしたとお話をいたしましたところ、従来も宗教法人靖国神社が宗教性が除かれるといひがなと我々宗教団体は考えてきたことがあつた、しかし政府がそんなことを言えば当然宗教法人に対する干渉になるし、圧迫になるし、憲法上できることでもないなというふうな思つてきたが、宗教法人靖国神社の側ではできなかったけれども、お参りに行く立場の方が宗教色を排除して、そして靖国神社に赴いて戦没者を追悼するということになつたわけだな、こういうお話がございました。そういうことなどを十五日にいろいろ宗教団体の方々なども電話でお話を申し上げたやうなことでございまして。憲法に抵触するという誤解を与えないやうに、靖国神社の参拝形式をとらないで、靖国神社に赴いて一拝するということによりまして、心の底から戦没者を追悼し、感謝し、そして平和を祈念するという機会にさせていたたい次第でございます。

先ほどからお答えしておりますように、それでは同じやうな状況の中で、例えばほかの神社であるとかほかの仏閣であるとかほかの宗教団体のいろいろな場所であるとかといつたやうな

ところにも、同じような形で宗教色を排除していけば公式にそこへお参りできるなどという御質問に對しましては、あくまでも前提が、国民の多くの方々が戦没者を追悼する中心的な施設として靖国神社を考えているという背景がある中でのことでございますので、御指摘のようなことがどういような状況の中で決定をする運びになるのか、その状況が明らかになってみないと何ともお答えのしようのないことである、こういうことをお答え申し上げることはお許しをいただきたいと思うのでございます。

○鈴木委員　そこで、私は次から次へと何点か質問しますからなぜかという、もう時間的にもかなり私の時間があれですから、五、六分質問しますから答えてください。いいですか。

先ほど、目的が戦没者の追悼ということであるならば許される、こうおっしゃいましたね。それならば、これが例えば護国神社とか招魂社とか、そういうふうな目的が戦没者の追悼であるというなら、どこへでも総理は公式参拝されるかということがまず一点。いいですか。これが一つ。

それから……(「一つ一つ明快に聞かなきゃだめだよ、ごまかされるから」と呼ぶ者あり)では、それを一つ。

○藤波国務大臣　国民の多くが戦没者追悼の中心的施設であると考えている靖国神社に赴いて、靖国神社の場において一拝をするという形をとって、そこで戦没者の追悼をする、公人として追悼する、こういう形をとったわけでございます。

○茂串説明員　先ほどは言葉が足らなかつたかもしませんが、答弁を二つに分けてしまつたような感じでございますので、その点はお呼び申し上げますが、先ほど申し上げましたことを繰り返して申し上げますと、あくまでも靖国神社の場合には、国民や遺族の多くの方々が依然として戦没者追悼の中心的施設とみなしまして、その場所を総理、閣僚がいわゆる公式参拝をすること、戦没者の追悼のための参拝をすること、これを強く望んでおられるという前提があるわけでございます。

そこで、そのようないわば国民の中の広い意識の上に乗るまゝにして、そして政府がその願望に沿って靖国神社に公式参拝をする、閣僚が靖国神社に参拝をするということに相なるわけでございますが、護国神社の場合になりますと、これはあくまでも地域的な存在でございます。したがって、そこに政府を代表する総理などが戦没者の追悼のために参拝すべきであるというものが、多数の国民の意見であるかどうかということは必ずしも明らかでございません。もちろん私まだ具体的に検討して

るわけではございませんけれども、そのような点が明らかでございませぬだけに、この段階で果たして総理等の公式参拝が許容されるかどうかということについては、しかとした答弁は差し控えたいと思っております。

○鈴木委員　これはちよつと問題じゃないですか。戦没者を追悼するということは今回の靖国神社が中心的だということでしょう。中心的だなどというのはだれが決めたの。

それから、先ほど靖国の公式参拝が社会通念上許されると判断したというふうな言われましたね。というのは、社会通念というのはどういう調査で、要するにどういふことをわかつてやったのか、その根拠を示してもらいたいですね。社会通念、社会通念と言うのが、どういふ方法で調べたの、あなた。(「私的諮問委員会の多数意見なんというのじゃだめだぞ」と呼ぶ者あり)だめだよ、そんなのは。長官、おかしいじゃないか。

○茂串説明員　お答え申し上げます。

ただいま社会通念の内容いかんということでございますが、先ほどから申し上げておりますように、先般藤波内閣官房長官に提出されましたいわゆる靖国懇の報告書によりまして、

国民や遺族の多くは、戦後四十年に当たる今日まで、靖国神社を、その沿革や規模から見て、依然として我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとしており、したがって、同神社において、多数の戦没者に対して、国民を代表する立場にある者による追悼の途が講ぜられること、すなわち、内閣総理大臣その他の国務大臣が同神社に公式参拝することを望んでいるものと認められる。

という報告書の内容がございませぬ。こういう点につきましていろいろと我々も検討いたしました結果、やはりこのようにいわれる社会的な常識の面における事実があるのかなということに乗りまして、私どもは先ほどから御答弁しているような措置をとったわけでございます。

○鈴木委員　法制局長官というのはもつとシビアに物を判断しなければだめなのよ。私的諮問機関の報告書を尊重するなんてお粗末なことを言われたのでは、もう国民はそれでは何を法制局長官に聞いたらいいかわからなくなつてしまふ。いいですか、これは大変な問題ですよ。

あと二問聞きますからね。それで、あとまた問題があつたらやつて、それで終えますけれども、天皇の靖国神社参拝は戦後もしばしば行われてきましたけれども、これはすべて私的行為であつて、宮中三殿への天皇の参拝と同様、天皇の信教の自由

の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣は、天皇の靖国参拝は純粹に私人の立場であると答えておりますね。今回、政府が宗教色を薄めたというか宗教色をなくしたというのですが、参拝方式を変えることによって国の「宗教的活動」に当たらない、合憲だとして、靖国神社の公式参拝を断行しました。となると、天皇も一宗教法人靖国神社に政府の言う方式で公式参拝ができるということになるのでしょうか。これについてはどうなのか。

それで、憲法ということから見ますと、国事行為という問題があるのですよ。このこととはどういう関係になるのか、この点がまず一点です。いいですね、法制局長官。そのことが一つ。それからもう一つ、今回の靖国神社参拝は首相及び閣僚の公式参拝ということであるけれども、国の機関、なにかんぞく自衛隊。首相並びに防衛庁長官は、自衛隊法を見ますと、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」あるいは八条には、防衛庁「長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。」こういうことになつていきますね。その首相及び防衛庁長官は公式参拝するのですよ。となると、国の機関、なにかんぞく自衛隊も公式参拝するということについては合憲である、こうなりますね、その点について。

最後は、人事院勧告完全実施しなさいよ、総務庁長官。そんなことは当たり前のことだ。労働基本権の代償機関としてのこの人事院勧告を尊重するなんて、そんなあいまいなことではなくて、完全実施しなさい。これは最後にあなたに一回だけ質問しておくから。

法制局長官、どうですか。

○茂串説明員　二問、私に対して質問がございましたが、まず天皇が国の機関として靖国神社に参拝することはどうか、それからまたそれについては一体国事行為との関係はどうなるのかという点でございませぬが、さしあつて私どもは総理、閣僚の靖国神社公式参拝についての見解と申しますか判断をいろいろと勉強したわけでございますが、天皇について具体的にどういふ問題が一体どうなるかということにつきましては、これはさしあつてまだ検討しておりませぬ。したがって、この席で具体的にお答えすることは差し控えたいと思つたので、御了承を願います。

それから、自衛隊の関係でございますが、これは自衛隊の任務というものに照らしてみますと、政府を代表して戦没者を追

悼するという立場にはないので、総理や閣僚の場合とはおのずから異なる立場にあるのではないかとこのように考えております。

○鈴木委員 一問だけ。――内閣は天皇陛下に対して言うならば助言を与えるというわけでしょう。天皇陛下は、総理並びに閣僚が公式参拝をしたね、私も今までは私的参拝だったけれども、公的参拝ということはできないのだろうか、こう聞かれた場合、まさか違憲でありますからあなたはおつと控えてくださいとは言えないでしょう。そうした場合に、最終的に違憲判決が出た場合には内閣は総辞職ですよ、助言によるのですからそのことだけ申し上げて、あと一問だけ……。

時間になったようでございますから、総務庁長官、人勸の問題だけ。いいですか、追及だけはまたこれから後に残して、一応終わります。

(略)

○田中(慶)委員 (略)

続いて、靖国神社公式参拝の問題についてお伺いをさせていただきます。

靖国神社公式参拝は違憲ではないかという疑いのもとに、なお否定できない今日の中で、先般の国会論議、その統一見解を要する旨、先ほどお話も出しましたけれども、これらに対して少なくとも最高裁判所が十二分に検討し、判決に照らしてもなお公式参拝は違憲ではないかという疑いが否定できないということをお明言されている、こういうことを先ほども質疑をさせていただきました。

こういう一連の問題の中で、法の解釈という問題、先ほど法制局長官は、法の解釈の変更は重大な問題であるということをお指摘されたわけでありまして、確かにそうだと思います。ところが、この五十五年十一月十七日の政府統一見解と今回の法の解釈というのは、私は重大な変更を来しているのではないかとお思います。そういう点について、少なくとも重大な法の解釈の変更の場合にはかかぬから国会論議をされてきたわけでありまして、こういう問題について国会論議を経た後に行うべきではないかというふうにお考えいただけます。官房長官並びに法制局長官の見解をお伺いしたいと思います。

○藤波国務大臣 このたび従来の政府統一見解を変更いたしまして、内閣総理大臣その他の国務大臣が、国務大臣としての資格で靖国神社に公式参拝をしたわけでありまして、政府統一見

解の変更ということは非常に大きな意味を持つもの、御指摘のとおりでございます。

ただ、この問題につきましてはあくまでも政府がその責任において判断すべき事柄であるというふうにお考え、事前に国会に意見を求めなかつたことにつきましては、決して国会を軽視したという意味ではなくて、日常からこの問題についてもいろいろ御意見をお寄せをいただいております国会での御議論などもよく参考にさせていただいて、慎重に政府としてみずからの態度を決定をした、このように考えておるところでございます。ただ、一日も早く御報告をしなければいかぬと考えまして、昨日衆参両院の議院運営委員会理事会に出席をいたしました。政府の考え方を説明をさせていただいたところでございます。

また、政府統一見解の変更、公式参拝の実施につきましては、靖国懇の報告書を参考といたしまして、政府として鋭意検討をいたしました結果でございます。あくまでも先ほど申し上げましたように、国会での日常の御議論、そしてこういった懇談会での報告書などを参考にして十分慎重に検討をいたしました結果、政府の態度を決定した、このことをぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○茂申説明員 先ほどもお答え申し上げましたが、五十五年十一月十七日の政府統一見解は、基本的にはあくまでも津地鎮祭に関する最高裁判決に示された理論に立脚しているわけでございますが、何分にも閣僚の公式参拝が、この判決に示されております「宗教的活動に関する基準」に該当するかどうかという問題は、国民意識に深くかかわるものでございまして、この判決が判示するように、それに関する社会通念を的確に把握した上で、それを踏まえて判断する必要があるわけでございます。そこで今般、いわゆる靖国神社参拝問題懇談会からの報告書が提出されましたので、これを参考としまして鋭意検討いたしました結果、内閣総理大臣その他の国務大臣が今回実施したような公式参拝は、憲法二十三条三項の規定に違反する疑いはないという判断に至りましたので、このような参拝を差し控える必要がないという結論を得た次第でございます。

○田中(慶)委員 その辺がちょっとおかしいと思うのですね。例えば憲法学者の間では、公式参拝は参拝の方式にかかわらず「宗教的活動」に当たり、違憲という考え方が根強い、こういうことが明確になっております。そして、今あなたは、国民の大多数とかあるいはまた国民からのそれぞれの考え方によってということでありまして、それぞれのその時点時点にお

いて憲法がそんな形の中でねじ曲げられたものでは、憲法の権威とかあるいは憲法の信頼性とか、こういうものが失われるのではないかとお思います。法制局がその都度そんな形で見解をことごとく変更されたのでは法の意味がないのではないかとお思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○茂申説明員 先ほど申し上げましたが、一般的に申しまして、いわゆる法理論そのもの、これを変更するということは大変に重大なことでございます。もちろん、それを適用する段階におきまして、その適用の仕方を変えるということも重大でございますけれども、適用する場合にはこの社会通念というものが必要になる場合があるわけでございます。公式参拝の問題につきましては、その社会通念が問題でありますだけに絶対に必要だったわけでございますが、なかなか把握するに至らなかったというのが五十五年十一月政府統一見解当時の考え方でございます。

それにつきまして、今般のいろいろのいきさつがありまして検討いたしました結果、この社会通念に照らして考えました場合に、今回実施したような公式参拝は憲法の規定に違反する疑いがないという判断に至つたので、これを実施したということがその実態でございます。

○田中(慶)委員 社会通念とか法律がそのような形の中でそれぞれ判断されたものでは、法制局としての権威というものが失われるのではないかとお思います。

先ほど、例えば靖国神社というのは代表する中心的な施設ということを言われたと思っております。しかし、今宗教法人として代表する中心的な施設であるかどうかというところを考えたときに、それは果たして宗教的に代表する中心的な施設であるかどうか、それは違うと思っております。戦前であるならともかくも、現時点においては政教分離が言われているわけでありまして、そんなことを考えたときに、代表する施設とは言いがたいと思っております。こんなことを考えたときに、今その社会的通念とかいう問題についても、現在の世相からして果たしてそのことが合法的かどうか、私は少なくとも法制局が今言われた見解については承服できないわけでありまして、再度その辺について申し上げていただきたいと思います。

○茂申説明員 たいまは今までの経緯を一般的に述べたわけでございますが、それでは法律解釈として、一体この今回の公式参拝が憲法適合性を持つていくかどうかという点につきましては、午前中の答弁でも申し上げましたように、これは我々は



ならば、宗教法人を返上させてもらったらどうなんでしょうか。そうでしょう、こういう問題を含めて宗教行事なんです。参拝じゃなく訪問ですよ、あれは。そういうことも含めて明確にしていかなないと、やはりこういう問題は、これからの本当の意味での戦没者、例えば無名戦士の人たちにとつたて本当に成仏できない問題だと思えますよ。そういう点を含めてあなたたちのとつている行動は一部の人にしかすぎないのじゃないか、こんなふうに思いますので、そういうことを含めてこれはすべての人ということではない、こんなふうに思いますので、そういうことを明確にしておく必要があると思うのです。

もう一度見解を述べていただきたいと思えます。  
 ○藤波国務大臣 靖国神社をめぐることは、従来もいろいろな御論議があつたところでございます。政府といたしまして、いろいろ考えないわけではありませんでした。いろいろな方々のいろいろな御意見を伺ってきたところでございます。

今、宗教法人を返上してもらえばいいではないかというお話がございましたが、これはまさにその宗教法人に対する公の側からの干渉、圧迫ということになりまして、憲法上許されざる行為ということになるのではないかと、憲法上許されざる行為です。したがって、宗教法人靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるという大方の国民の皆さん方の御意見を踏まえて、靖国神社にどうやって戦没者追悼の誠をささげることかということ、いろいろ考えてみまして、先ほど申し上げましたように宗教的な色彩を省きまして、そして靖国神社に赴いて戦没者を追悼するという誠をささげる一掃をした、こういうことにいたしましたところでございます。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

国会におきまして、いろいろなこの問題についての御意見が出されておりますことにつきまして、十分慎重に私どもも参考になさせていただいて検討したということを午前中からも申し上げておるところでございます。国会の大部分がというお話でございますが、自由民主党からは合意であるから公式参拝せよという強いお話がございました。国会の中にもいろいろな御意見があり、それぞれいろいろな御意見を十分慎重に検討させていただきまして、今度の結論を導いたということをお理解をいただきたいと存じます。

○田中（慶）委員 少なくともこれだけ国会論議をされているもの、野党もそうでありまして、新自由クラブもそうでありまして、政府・自民党の中だつて、この問題では全員一致でそれぞれ皆

さんが公式参拝をすることを望んでいないと思えます。そういうことを考えたときに、我が党はかねてから、国に殉じた人々に対する追悼は当然である、国民がそろうて参加をできるべきであらう、それが八月の十五日、平和を祈念し、国並びに地方自治体が戦没者の追悼と平和の祈願を、式典等々を含めて、先般武道館で行つたものを全国的に展開をすべきだ、こういうことで今まで主張してきたところでありまして、いづれにしても靖国神社問題というのはやはりそういうことを含めながら少なくとも大きな問題を抱えていること、そしてまた、今あなたは政府・自民党はと言つておられますけれども、少なくとも自民党の中でも、先ほど申し上げたように大多数ということならば、自民党も全員であるでしょうし、新自由クラブも含めて与党の人たちが全員ということになるかと思えます。しかし、今の与党の中にもそういう靖国神社参拝問題についてはそれぞれ疑義があり、反対をされている人たちもあるわけでありまして、そんなことを考えたときに、少なくとも国会過半数の人たちが賛成をしていない、こんなことを考えたときに、あえて公式訪問はすべきではない、こういうことを明確に指摘をしておきたいと思えます。

（略）

○三浦（久）委員 私は、まず最初に靖国神社の公式参拝問題についてお尋ねをいたします。

中曽根総理を初め多くの閣僚は、戦後初めて靖国神社に公式参拝を強行いたしましたわけでありまして、私は大変残念に思つております。これは国民の強い批判の声を押し切つて強行されたものであつて、本当に遺憾千万と言わなければならぬと思えます。私は、ここで改めて公式参拝に対して強く抗議の意思を表明したいと思えます。

靖国神社というのは一体どういう神社なのかということを根本的に考え直してみなきゃいけないのじゃないでしょうか。私が言うまでもなく、靖国神社というのは戦前、これはもう軍国主義の鼓舞と侵略戦争の美化のため重要な役割を果たしてきた神社であります。では終戦後はどうなつてくるのか。確かに国家管理はされていない、民間の宗教団体にはなつたけれども、その宗教法人「靖国神社」規則というのがあります。これは普通の公益法人で言えば定款とかそういうものに当たるものでしょう。その規則によりまして、第三条が「目的」になつていますけれども、そこでは「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた

「安国」の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行なひ、云々、こういうふうにあるのです。要するに、天皇の遂行した戦争に参加して戦つた結果死亡した人だけを神として祭る、合祀することによつて、戦争を美化する、という特殊な政治的な意図を持っている宗教法人だということにはつきりしているわけでありまして。

ですからそのことは、戦後、彼らは、こつそりかどうかわかりませんが、A級戦犯である東條英機等々をばつと合祀してしまいましたね。今、靖国神社の出しているものを見ますと、誇らしげにA級戦犯を合祀したことを書いてありますよ。いわゆる戦犯、これは「我々は昭和殉難者と呼んでいる。」と書いてある。こういう人々も祭つてあるのだというふうには靖国神社はみずからの宣伝文書に書いています。ですから、まさにこういう彼らの態度、靖国神社側の態度によつても、大東亜戦争を初めとするそういうさまざまな戦争を肯定し美化する役割を戦後も一貫して果たしてきている、そういうことが言えると思つておすね。

そして、靖国神社の存在自体が信教の自由を侵害するものなんです。戦前どうでしたか。大本教であろうとキリスト教であろうと仏教徒であろうと、戦争に行つて亡くなつたらみんな強制的に合祀したわけでしょう。強制的に合祀したのですよ。じや、戦後はそういうことはないか。戦後は、これは靖国神社じやありませんが、護国寺の問題ですね、山口県の護国寺。中谷という人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると奥さんがキリスト教徒だから、私は護国神社なんか合祀されるのはいやだ、こう言っているにもかかわらず強引に合祀してしまつたのです。これで訴訟になつています。ですから、自由というものを侵害している、そういう存在だということが言えると思つておすね。ですから、こういう戦争を賛美し、信教の自由を侵害する、こういう靖国神社に公式参拝する、という中曽根内閣の意図はどこにあるのかということですね。

官房長官の談話によると、戦没者を追悼して、そして平和に対して新たな決意をするんだ、こう言つていますけれども、私はそんなものじゃないと思つておすね。何でこういう歴史的な性格を持つた靖国神社、それでそういう尾をまだ引つと引つ張つておすね。靖国神社、これに公式参拝する意図というのは、ことしの自民党の軽井沢セミナーで中曽根総理がこの問題に触れられて、国民のために倒れた人に感謝をささげないでだが国に命をささげ

るか、こういう発言をしていますね。これは新たな英霊をつくらうというために靖国神社を利用しよう、こういう考え方でしよう。まさにアメリカの核戦略に沿って新たな侵略戦争に国民を動員するための精神的な土台、支柱、そういうものをつくることを意図したものでありまして、まさに侵略戦争を美化すお以外の何物でもないと思っております。

だから、諸外国からもいろいろな反響がありますね。非常に厳しい反響がありますよ。報道されているものだけでも、アジア諸国を侵略した第二次大戦を正当化する新たな動きだ、アジア諸国民の感情を傷つけるものだ、過去の歴史の免罪を図る赤裸々な行為である、第二次大戦のことははや恥じないといった姿勢を示したものの、これは必ずしも政府の論評ではありませんけれども、アジア諸外国の新聞の社説とかそういうものも含まれていきますけれども、そういう反応が起きておるわけですね。それでお尋ねしたいのですが、官房長官、どうして諸外国から、特に侵略を受けたアジアの諸外国からそういう反応が起きているのか、この靖国神社の公式参拝について何でこういう反響が起きているのか、政府はどうお考えになつていらっしゃるのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○藤波国務大臣 従来いろいろな経緯がございましたから、靖国神社の経緯等につきまして、あるいは靖国神社の性格等につきましていろいろ検討もしたところがございます。懇談会の中でもそのことがいろいろ研究をせられたのでございました。その後、態度を決定いたします際にも、政府としてもさらにいろいろ靖国神社について研究もさせていただいたところでございます。国のために亡くなった方々が神として祭られておるところというふうにも考えておりますが、戦争を美化するとかあるいは宗教法人靖国神社自身の存在が信教の自由を害するものというふうには考えておりません。これはお考えになる方の御自由であるかと思っております。あくまでも靖国神社は国のために亡くなった方々が神として祭られておるところ、こういうふうにも私どもは理解をいたしておるところでございます。いろいろと今回の公式参拝につきまして検討を重ねておる中で、慎重に取り運んだつもりでございます。ただ、新聞等にもいろいろ御心配をいただくような表現の報道などもございまして、それらも受けていわゆる近隣各国が、日本が再び軍国主義の時代に入っていくのではないかとといったような意味での懸念をされまして、いろいろ心配の声が上がっているということも私も聞いておるところでございます。ただ、それは私ども靖国神

社に公式参拝するという気持ちの真意ではありませんので、あくまでも日本の国のために、同氏のために一命をささげて亡くなった方々に対し公人としての立場で追悼の誠をささげるものである、同時にそのことは、二度と戦争を起さずありたいは戦争に巻き込まれたりするようなことのないように、あくまでも日本の国も世界も平和であってほしい、そのことを心から祈念をするということも気持ちとして込められておるものである、こういうことをよく御説明を申し上げ、外務省から外交ルートなどを通じまして、近隣諸国に誤解を与えるようなことのないように説明をしてきたところでございます。なおその真意を、今後ともよく注意をいたしまして、近隣各国に御心配をかけないようにして御説明をして進んでいかなければならぬ、このように考えておる次第でございます。

○三浦(久)委員 これはあなたも若干お認めになりましたように、中曽根内閣の政治的な姿勢に起因しているんですね。これはもう中曽根総理自身が、アメリカと日本は運命共同体だ、そういう認識を持つておられる。そしてアメリカに対してシーレーン防衛、こういうものを約束して、どんどんアメリカの要求に従って軍備拡大の道を進んでいます。そうして今もGNP1%の枠を突破しよう、こういうふうにしておるわけでしょう。そして国家機密法の制定であるとか有事立法とか政党法の制定、そしてまた、この前ここで私も追及いたしましたけれども、金鶏勲章の復活というようなこともやろうとしているわけですね。さらに、ソ連との核戦争のシナリオだと我々は考えていますが、あの昨年の十二月には日米共同作戦計画、こういうものを両国によって調印をする、そしてそれに基づいて日米共同軍事演習がどんどん頻繁に行われているわけでしょう。そういう最中にこういう靖国神社に対する公式参拝というものが起きているわけでありまして、これはもう日本が軍備を増強するということとにだつてアジアの諸国は神経をとがらしているのに、こういう靖国神社への公式参拝をその上やるといふことで、今述べたような厳しい反応を示したのだというふうには私に思うわけでありまして、誤解だから誤解を解くということよりも、百遍の弁解をするよりも、そういう誤解を生ずるような行為をやめる、それが先決だということには私に思うわけでありまして。

しかもこの公式参拝というのは、私から追及しますが、憲法第二十条三項の政教の分離の原則にも反する違憲な行為であります。我が党は断じてこういう行動を容認することにはできません。政教分離の原則というのは一体どういう経過で保障

されてきたのかということを考えてだけでもわかるじゃありませんか。これは戦前靖国神社が国家管理されて、国家神道というところで、日本軍国主義の鼓舞とか侵略戦争を美化するためにずっと利用されてきたわけでしょう。それはもうこの靖国懇の報告書だつて認めています。その結果、信教の自由を侵害したということも靖国懇の報告は認めています。これはもう歴史的な事実です。こういう歴史的な事実の反省の上に立つて、政教分離ということが憲法上高らかに宣言されているわけでしょう。そしてそれを保障するために、国が宗教的な行事に参加してはいけなかつたかまた公費を支出してはいけなかつたか、さまざまな歯どめ措置を講じているのです。それを、事もあろうに当の靖国神社自身に国が一定の関与を持つと、そして今までは私人としての参拝、今度は公式参拝、今度は国家管理、こういう方向へ向かおうとしているというふうな、こんなことはもう断じて許されませんし、今の中曽根内閣の政府の憲法感覚自体を疑わざるを得ないというふうにも思うのです。

公式参拝の違憲性を追及する前に、政府のこの公式参拝に対する統一見解の変更の手法についてちょっとお尋ねをいたしたいというふうにも思います。

政府は、今まで公式参拝は違憲の疑いを否定できないという統一見解をとつてきましたけれども、今回それを変更するに当たつて、靖国懇を設置してこれを利用したわけでありまして、これは従来の懇談会についての政府の見解と異なるものだというふうには私に思うわけでありまして。これは懇談会と審議会等々がどう違うのかということが問題になりましたね。それは行政組織法八条で設置されなければならないものを、私的な懇談会をつくつてこれに代置するということからは脱法行為じゃないかということから、この審議会と私的な懇談会等々の運用についてやはりはっきり区別させる、それで、それは審議会とは違うんだということをはっきりさせようということでしょう。それで、これは昭和三十六年四月十二日に行政管理庁から通達が出され、そしてまた、三十八年の三月十八日には行政監理局の「審議会と懇談会との差について」という見解も出されている。後藤田長官は、昨年の四月の十日に参議院の予算委員会でもつてこの問題について答弁をされている。「この際、懇談会等と審議会等との区分につきまして申し上げます。すなわち、審議会等にありましては、審議会等を構成する個々の委員の意思とは別の合議機関そのものの意思が答申等としまして公の権威を持つて表明されますが、懇談会等行政運営上の会合に



ありましては、合議機関としましての意思が公の権威を持つて表明されるものではなく、単なる行政運営上の意見交換、懇談会等の場にとどめるべきものであります。「こういうふうにはつきり述べられておるのですか。こういう政府自身の通達、見解、そして大臣がそれに基づいて行われたこういう見解というのは、懇談会の運営に当たって守らなくてもいいものなんですか、守らなきゃならないものなんですか。長官、どうですか。」

とについては併記をして記録にとどめる、そして大勢はこういうような意見がまとまりとしては流れがあったというようなことも書かれているということでございます。八条機関できちつと合議して一つの結論を導いて、そのことを政府に迫るといふよりも、非常に自由に一人一人の意見が述べられて、それがまとめる際に記録としてとどめられるというような形をとつていられると思います。そういうふうなことでおまとめをいただきますので、報告書を受け取らせていただきます。

○後藤田国務大臣 今回の官房長官のもとの靖国問題の懇談会は、今お読みになった私どもの見解に沿って運営をせられたもの、私はかように理解をいたしております。

なお、報告書を参考にいたしまして、各方面のいろいろな御意見なども十分慎重に検討させていただきます。政府の責任におきまして政府の態度を決めるということにさせていただきます。

○三浦（久）委員 そう言われますれば、先ほども同僚議員が質問しましたように、この報告書というのはちゃんと一定の合議体としての結論を出しているんです。それは憲法に違反しないように靖国に対して公式参拝する方途を探るべきである、これは懇談会としてのまとまった意思表明なんです、合議機関としての。権威があるかどうかはまた別の話なんです。そういったしますと、これは少数意見が確かに付記されています。しかし、だれがそう言ったんです、だれがどう言った、あそこには委員の名前、だれも出ていませんよ、だれがどう言った、こう言ったということ。ですから全体として見れば、少数意見があったとしても、この報告書の結論というのは懇談会の結論だということにしか受け取れないのです。ですから、これは今までの政府の懇談会運用の見解と全く違つた取り扱ひがなされているというふうに私は思うのです。

特に藤波官房長官自身は、昭和五十九年、去年の五月八日の参議院の内閣委員会、懇談会は勉強する会なんです、一定の方向づけをしたり方向づけをするのに利用するということはいたしませんとはつきり述べています。これははつきり述べられていまして、議事録に書いてあるのですから。しかし実際はどうかという、一定の結論、一定の方向を出させて、そしてそれをそのまま、さっきの内閣法制局長官、尊重してそして公式参拝に道を開いた。これはもうあなた自身の言っていることとも違う。そしてまた、後藤田長官が国会で答弁したのとも、政府が正式に見解を表明している懇談会の運用のやり方とも違うのです。ですから、かなり強引なやり方です。

先ほどから藤波長官の御答弁を聞いていますと、余り干渉しちやいかぬと思うから、向こうが報告にまとめるからと言うから受け取つた、こんな話ですね。しかし、これが私的懇談会であるという事は藤波官房長官自身もおわかりなんです、ですから、報告書を出すというときに、いや、これは私的な懇談会であつて審議会とは違うのでございます、だからそういうような懇談会としての意思形成をしてもらつては困るのでございます、それが政府の見解でなければならぬ。何でそう言つてこれを断らなかつたのですか。その点ちよつとお尋ねしたい。

私がお尋ねしたいのは、こういう懇談会の運営について、みづからつくつたルール、それからまた藤波長官の御答弁、こういうものに違反をして、そしてこういう懇談会の報告を出させて、これを政治的に利用して公式参拝の道を開いた、このことについての責任をどうお感じになつていらつしやるか、お聞きしたいのです。

○藤波国務大臣 審議会と懇談会との違いは先ほど来御質疑があつたところでございます。そのお願いをいたしまして、いろいろな角度から意見を述べていただいた。その意見を述べられたことが記録としてとどまつておりますから、それらが非常にわかりやすいようにいろいろ整理をされて非常に多くのものが併記をされておりますが、そういういろいろな意見があつたこ

この問題についてのいろいろな意見をぜひお聞かせをいただきたい、こういうふうにお願ひをいたしまして、約一年間という見当で御論議をいただいできたところでございます。非常に忙しい方々が大部分毎回御出席をいただきまして意見を述べていただきました。非常に貴重な御意見がたくさんあつたといふふうに思つております。また、この懇談会を中心にしたしまして、靖国神社をめぐるいろいろな従来の経緯等を資料も整理されまして、また、諸外国の国のために亡くなつた方々への追悼の仕方などにつきましても、午前中にもお答え申し上げましたようにいろいろ資料を集めていただきました。この問題についての検討が慎重に進められてきた、こういうふうにご考えております。

〔委員長退席、深谷委員長代理着席〕

これも何回も重複をいたしますので恐縮でございますが、各方面から一日も早い公式参拝をというお話がありました中で、時間をかけて各界の御意見を伺つてきたというふうにご考えておりました、それらの御意見がまとめられましたので、それを参考にいたしまして、政府自身のいろいろな検討を加えました上に立ちまして態度を決めさせていただきます次第でございます。懇談会の報告書を政府の側から働きかけてある方向に向かつてまとめられたとか、あるいはそれを隠れみみには政府の態度を決めるということに利用したとかというふうには考えておりません。お願ひをいたしました委員の方々は誠心誠意の問題についての意見の開陳をいただきましたし、座長、座長代理を中心にしたしまして、個別の意見は個別の意見、大勢は大勢の意見として報告書の中に盛り込まれた、こんなふうにご考えておりますが、なお、それを受けて検討いたしましたその責任は政府にございまして、政府自身の検討の上で態度を決定した、こういうことを明らかにいたしておきたいと思つたのでございます。

○三浦（久）委員 もう私の質問にはまともに答えていないですね。何しろ懇談会というのは、出席者の意見の表明または意見の交換の場であるにすぎないということなんです。一定の結論を出させるといふようなことはあなたたち自身の責任で避けなければいけない問題じゃないですか。そういうことであれば、脱法行為だという議論がまた出てくるわけですよ。私は、まあ余り押し問答をしていましてしょうがないですから次に進みますが、こういう憲法の解釈に関する政府の統一見解、こういう重要な問題を一私的諮問機関というものを利用して行

うというのは極めて不見識だと思ふのですね。

例えば、この懇談会の報告書というのは法的な根拠もないし、また権威もないのでしょ。権威もないのですよ。それは後藤田長官自身が言われていますね。そういうように公に権威のある意思形成をするものではないんだとはっきり言っているわけですよ。全く権威がないと政府自身も認めなければならぬように、そういうこの懇談会の結論ですよ。そういうものを利用して大事な大事な憲法解釈の統一見解を変更する、これはもう本当に私は許されぬことだと思ふに思っています。

ですから、マスコミもこういう問題については独裁者の手法だと言つて批判しているところもあるくらいですね。私は長官が出された談話は何回も読んでみましたけれども、この報告も権威がない、そしてまた内容がずさんだということです。それに基づいてこの談話ができていますね。そっくりそのままです。ですからこの談話自身も私は矛盾だらけだと思ふに思ふのですね。

この談話の最終的な結論というのは、「今回のような方式によるならば、」いわゆる公式参拝の形式を変えるならば「社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しないと判断した。」こう言っているわけですが、なぜこの参拝形式を変えただけで——例えば社会通念なんというのは全然変わっていないのです。要するに、さつきから法制局長官が、まあ社会通念を今度新たに発見してみたということによって社会通念も変わったという、恐らくそういう意味でしょう。ですから、問題は社会通念という問題よりも、そういうあいまいなことにしたような問題じゃなくて、いわゆる二礼二拍手一礼ですか、そういう儀式をしなかった、だから合憲なんだ、こういうことにすぎないんじゃないかと思ふのですね。

では、なぜ参拝形式を変えたら今までは違憲の疑いのあったものが急に違憲の疑いがなくなつて合憲になつてしまうのか、そのことをちょっとはつきりお尋ねしたいと思ふのです。

○藤波国務大臣 御指摘の憲法の第二十条第三項が禁止しているおられますのは国の「宗教的活動」ということでありますが、今回の参拝は、一つは、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において内閣総理大臣や閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえて、二つ目に、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行うものであり、しかも三つ目に、神道儀式に

よることなく、かつ、追悼の行為として世俗に行われている一般の方式により追悼の意を表するのであるから、今回の参拝の目的は宗教的意義を有せず、靖国神社に対する援助、助長の効果を有しないので「宗教的活動」には当たらない、こういうふうに考へておる次第でございます。

○三浦(久)委員 その宗教的な儀式を省いた云々というのは、それじゃちょっと二拍したとか何とか、じゃ三つ打つたらどうなるのか、十打つたらどうなんだ、そういう話にもなるでしょう。ですから、こんなものは神社が内部で決めた規則の問題であつて、そういう外形的な行動によつてだけで判断してはいけないのだというのがあの津地鎮祭の最高裁の判決ではありませんか。

あなたが今いろいろ言われましたけれども、これはみんな違うことを言つていらつしやる。例えばあなたの談話の中にも、国民が靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であると思へておる、こう言われましたね。そして、国民がそこで公式参拝をされることを強く望んでいる。国民はそんなことを望んでいない。靖国神社をどう思つておるか。靖国神社は一宗教法人であつて、政教分離の今日の社会では国家が関与してはいけません。ないものだとおふにほんどの国民は思つておるのですよ。それが戦没者を追悼する中心的な施設だなんて思つておるのですか。これがまず第一に違うでしょう。

それで、ただお礼しただけだから、また追悼の意思で行つたんだから、だからこれは宗教的な意義を持たない、こう言われましたね。そんなことだけで宗教的意義を持たないなんて判断していいんですか。

憲法二十条三項で禁止されている「宗教的活動」というのは、さつき法制局長官も言われましたように、津の地鎮祭の最高裁判決によれば、我々はその判決の多数意見には批判的見解を持つておりますけれども、政府がそれをよりどころにしているから我々もそれを引用して言いますが、要するに当該行為が宗教的な意義を持ち、そしてその宗教を援助したり圧迫したりするような効果を持つもの、そういうものが禁止されている、こういうことなんでしょう。そして、その宗教的な意義を持つかどうかということ、また圧迫するかどうか、助長するかどうか、そういうことについての判断は、まさに諸般の事情といたしたもの考へて、諸般の事情を考慮するのですよ、そして社会通念に従つて客観的に判断しなければならぬ、これが裁判所の立場です。だから、あなたのように単純に、儀式を省いたか

らそれでいいんだ、宗教的色彩がなくなつたからいいんだ、そんなことは裁判所は言つてないのです。

裁判所はその諸般の事情としてどういふことを言つておると思ひますか。これは法制局長官ずるいから、今までに一言も言つてない。その諸般の事情というのは、当該行為が行われる場所を考慮しろ。地鎮祭のような、あれは全然神社と違つたところでやつておりますね。けれども、その場所をちゃんと考慮に入れなさい。当該行為に対する一般人の宗教的な評価、これも入れなさい。それから当該行為を行う行為者の意図、目的、宗教的意識の有無、程度、こういうものも考慮しなさい。また、一般人に与える影響、効果、こういうものも考慮しなさい。こういうものを総合的に勘案して、そして社会通念をもつて客観的に判断しなさい、こう言つておるんですよ。ですから、参拝の儀式をしなかつた、ただお礼しただけだからいい、そんなことは最高裁は言つてないのですよ。

それで、全く宗教色が抜きになったとさつきから言われておりますけれども、参拝というのはい体何でしょうか。参拝と追悼とどう違うのですか。ちょっとお教えください。

○茂申説明員 参拝と追悼の違いはさつきからあるかというところですが、参拝という言葉は神社、仏閣等に赴き参拝するといふように広く行為の意味するものと解しますと、神社等で行う追悼も参拝に含まれることは明らかでございます。政府が公式参拝といふときの参拝はこの意味で用いておるものでございます。

他方、参拝をより狭く、神社等に赴いて神仏に祈る意思を持つて神仏に参拝するといふように、参拝者の内心までを含めた意味の言葉であると解しますと、神社等で行う追悼は参拝ではないということになるかと思ひます。

○三浦(久)委員 参拝といふのは、あなたが言つたように「社寺に参つて神仏を参拝すること」と広辞苑に書いていますね。神仏を参拝することなんです。これは社寺に参つて参拝のだから完全な宗教的な行為なんです。社寺に参つて追悼するのだからそれはそんな宗教的な活動じゃないんだ、あなた、そんなことは詭弁でしょう。判決も言つておるじゃないですか。客観的に判断しろとちゃんと言つておるのですよ。それで、諸般の事情といふものに照らして客観的に判断しろ、判決がこう言つておるわけでしょう。

あなた、一つ一つやつてごらんない、当てはめてごらんない。例えば場所を考慮しろ。靖国神社の前でやつておるのだ

から、昇殿してやっているのだから、こんなものは宗教的色彩がうんと強いという判断になるでしょう。そして、さつき言ったように参拝ですから、拝礼するわけですから、みたまを拜むのですから、これは完全な「宗教的活動」ですよ。行為者の意図、これは総理大臣の意図ですからなかなかわかりませんが、でも、その前に無宗教の全国追悼集会に出ているわけでしょう。それじゃまだ足らぬといつて、今度神様の霊のところに行つてやるんだというのだから、それは宗教的な意図がありとわかつていないですか。そして一般人に与える影響、効果あなた、この問題でこれほど世の中が騒いでいるのですよ。クリスマスツリーをどうかしたとかそんな話じゃないのです。国会だつて与野党がこれに対立をする、そういう大きな効果なんです。新聞だつて宗教、信教の自由を守れ守れといつて、毎日のように報道がされているでしょう。非常に大きな効果があるじゃありませんか。

ですから、こういうものを考えれば、私は結論的に言つて、参拝の形式を変えたつてこれは宗教的な行事ですよ。宗教的な意義を持つた行為です。そして、あなたはさつき、靖国神社を援助することにあらぬ、こう言つた。そんなことないですよ。靖国神社と一定の關係を持つわけでしょう。毎年毎年やるわけでしょう。国の権力者である内閣総理大臣が公式の資格で靖国神社に参拝をする。一回きりじゃない、来年もやるかもしれぬ。政府はその次もずっと永久にやつていこうというわけでしょう。そうすれば、この靖国神社を国家がオーソライズする、權威づけるということになるじゃありませんか。そうすれば、それは結果的にはその宗教に対して援助し、そして助長し推進する、そういう結果になるのです。それで、一つの宗教にそういう特別なオーソライズをすれば、他の宗教がそれに基づいて反射的に圧迫されるといふ雰囲気にもなつてくるのですよ。ですから、私は津の地鎮祭の最高裁判決には批判的な見解を持つていてるけれども、あの基準に照らしてみても今度の公式参拝というのは明白に憲法違反じゃないですか。その点どう思いますか。

○茂申説明員 今回の靖国神社におけるいわゆる公式参拝でございますが、靖国神社が宗教施設である以上、この参拝が宗教とかかわり合いのある行為であることは否定できないと思ひます。これは認めざるを得ないと思ひます。

ただ、先ほど官房長官が御答弁になりましたように、まず第一に、国民や遺族の多くが靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとして、この神社において総理、閣僚が戦没者の追悼を

行うことを望んでいるという事情を踏まえてこの参拝を行うわけでございますが、同神社が宗教施設であることに着目して行くわけではないわけでございます。

それからまた、専ら戦没者の追悼という、宗教とは關係のない目的で行われるということはあらかじめ官房長官の談話等で公にしておられるわけでございますが、一般の方々もこれが追悼という非宗教的な目的で行われていることを十分に周知しておられるわけでございます。

それからまた、この方式につきましても、神道儀式によることなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているような方式、一礼方式と申しますが、そういう方式で追悼の意を表すということでございますが、このような点を総合的に判断いたしますれば、先ほど官房長官も言われましたように、目的及び効果の面で憲法二十三条三項に言う「宗教的活動」に該当し、違憲になるといふような考え方は我々はとつていないわけでございます。

○三浦（久）委員 全くでたらめの見解ですよ。

もう時間がないみたいですが、それじゃお尋ねしましょう。従来の形式でやるのなら憲法違反の疑いは消えないのですか、どうなんですか。二礼二拍手一礼、そういう形式をやれば憲法違反の疑いがあるのですか。

○茂申説明員 総理、閣僚が靖国神社でいわゆる正式参拝を行った場合にどうなるかということでございますが、たとえその旧的が戦没者の追悼にあつたといつたとしても、外形から見ましてもその目的が宗教的意義を有する行為と受け取られるおそれがございますから、津地鎮祭の最高裁判決の考え方、いわゆる目的・効果論に照らして考えましても、なお憲法に違反するのではないかという疑いが残ることにならうかと思ひます。

○三浦（久）委員 そういふ外形だけにとらわれて判断してはいけないというのが津地鎮祭の最高裁判決の結論なんだよ。そんな都合のいいところだけぼじくつて合憲だなんだというのはもつてのほかにだ。

それから、あなたの話を聞いてみると、法律家らしくないんだよ。その必要性がある、要するにみんなが強く望んでおる、強く望んでいて政府がやりたいということ、いわゆる必要性という問題と合法性という問題は全く違うでしょう。あなたの話を聞いてみると、いや、これは中心的な施設であつてとか、国民が強く望んでおることを背景にしてとか、そんなことを言つておられるけれども、要求が強いが強くないかも基準に入れるなん

て最高裁の判決は言つていますか。そんなことはちつとも言つてないんだよ。必要性と合法性はしっかり違うということを認識した上で法律的な判断をしてみらわないと困るよ。

それからまた、官房長官の談話は社会通念上許されるというふうには判断しているのですけれども、そうすると法制局長官、社会通念というのはどういうものだと考えているのですか。一般的に言つて社会通念とは何ぞや。

○茂申説明員 社会通念とは、いわゆる法律学辞典的に申しますと、一般社会における常識と申しますか、日常生活における良識という意味合いでございます。

○三浦（久）委員 そうでしょう。そうすると、みんながああいう形の公式参拝は合憲であると思つていてということでしょう。みんなも思つていますか、あなた。社会通念というのは一般人が持つていてる常識、良識でしょう。そうすると、我々は一般人じゃないの。社会党も公民党も民社党も共産党も一般人じゃないのかね。（新自由クラブは……と呼ぶ者あり）新自由クラブも。今のくらの人がこれに反対していますか。少なくとも国会の中だけ見たつて野党は全部反対している。与野の一部も反対をしている。キリスト教界も反対している。仏教界も反対しているじゃないですか。遺族会の中だつて反対しているでしょう。こんなものをまた戦争に利用されては困るんだというので、反対している遺族会もありますよ。マスコミも全部、これは論調をごらんになつたとおりみんな反対じゃないですか。そうすると、みんな一般人じゃないのですか。そんな社会通念のつかまえて方々あります。一般人というのは、特別な利害關係を持つた何人か特殊な關係を持った人以外、みんな一般人でしょう、あなた。そういう一般人がこれだけ反対しているものを、いや賛成しているのが社会通念だと言つて。社会通念を何と心得ているんだ。そんな社会通念のとらえ方というのは全く独断的ではないか。それが法律家の言うことか。社会通念というのは一体どういうものなんですか。これは社会通念上合憲だとみんな思つておるのですか。一般人がみんな思つておるのですか。どうなんですか、もう一回答えなさいよ。

○茂申説明員 確かに御指摘のように、このような今般の公式参拝につきまして、反対する方々もいらつしやることは十分承知しております。（三浦（久）委員「いらつしやるじゃないよ、たくさんいるんだ」と呼ぶ）私も私どももいたしましては、先ほどから申し上げておりますように、今般のいわゆる閣僚の公式参拝、これは先ほど申し上げたような論拠によりまして憲法



もので、戦没者を追悼し、あわせて我が国と世界の平和への決意を新たにするためのものだと思います。

憲法の政教分離原則の規定との関係につきましては、その方式等の面で十分配慮しておりますが、また戦前の国家神道、軍国主義の復活に結びつくのではないかと懸念につきましては、配慮をいたしております。今後も十分その努力をいたしてまいります。さらに国際関係の面でも、我が国が従来と同様平和国家としての道歩んでいられるものである旨、諸外国の理解を得るよう十分努力をいたしております。

なお、靖国神社参拝問題につきましては、お手元に差し上げてございますように、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解がございましたが、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の報告書を参考として検討いたしました結果、今回のような公式参拝は憲法が禁止する宗教的活動に該当しないものと判断したわけでございます。その限りにおいてこの統一見解を変更したものでございます。

昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解の変更に関する政府の見解を申し上げます。

政府は、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することについては、憲法第二十条第三項の規定との関係で違憲ではないかと疑いをなお否定できないため、差し控えることとしていた。

今般「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」から報告書が提出されたので、政府としては、これを参考として鋭意検討した結果、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社としての資格で、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭において一礼する方式で参拝することは、同項の規定に違反する疑いはないと判断に至ったので、このような参拝は、差し控える必要がないという結論を得て、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解をその限りにおいて変更した。

以上が政府統一見解の変更に関する政府の見解でございます。これらのことにつきましては、政府がその責任において行ったところではございますが、なお国会に對しても、去る八月十九日開催の衆議院、参議院議院運営委員会理事会及び二十日の衆議院内閣委員会におきまして、それぞれ私から御報告、御説明をさせていただいたところでございます。きょうは幸いに参議院内閣委員会の開催の運びにいたしましたので、この機会をおかりいたしましたして、以上御報告を申し上げます。

でございます。

ありがとうございます。

○委員長（亀長友義君） これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 まず、この機会に中曽根総理の補佐役である藤波官房長官に対して、中曽根総理の政治手法、これは国会軽視も甚だしいのではないかと、こういう点で苦言を呈しておきたいと思うわけです。いずれまた正式に国会が開かれればこの点は大きな議論になると思うわけです。どういふ点が問題であるかといえ、国家としての重要な基本政策で、国会でもこれまで長い間何回も議論されてきた国政の基本的な政策を国会が開かれていないときに大きく変更する、その変更の口実を私的諮問機関という公的でない機関を勝手に官房長官や総理がつくって自分の都合のいいような答申を出して、これを得たりや庇と、そのことを口実にして国政の重要な基本政策を変更していく、これは許せない行動だと思っております。その典型的な例が今回の靖国問題に対する政府の態度の変更、あるいはまた昨年の総理の私的諮問機関である平和問題の研究会である。そこで防衛費はGNPの1%以内という枠外しの答申を出して、今それを向かって動こうとしている。このようなやり方は、国会論議を全く軽視どころではない、無視するやり方で、私は許すことはできないと思う。この点でいざまた次の国会が始まれば大きな議論になると思いますが、この機会にこれらの問題にきょうは触れる審議を行いますので、冒頭に私の見解、苦言を申し上げておきたいと思っております。

（略）

○野田哲君（略）

ところで、靖国の問題について伺いたいと思うんですが、冒頭にも中曽根内閣の政治手法問題ありということで、私的諮問機関をよく使われるということに非常に問題があると私は思うわけです。八月七日の日に私、藤波長官にお会いしましたね。公務員給与の問題で会ったわけですが、何回もお会いするものもいろいろお互い忙しいので一遍に事を済ませようということで、靖国問題についてもこのようなことを想定しながら官房長官の見解を聞いたわけです。中曽根内閣はこの私的諮問機関をつくらせて、その報告書があったからといって、それによって国会で政府が表明している公式見解を変更するというのはおかしいじ

やないか、こういう指摘をそのときにもしたんです。そのときに官房長官は、いや靖国問題懇談会は私が意見を求めるだけであって、決めるのは政府が主体的に決めるんです、こういうふうに言われていたわけです。その後の総理のあつちこつちでしゃべっておられるのをテレビ等で見ると、きのうも、これは録画であろうと思うんですが、軽井沢のプリンスホテルでNHKの磯村さんのインタビューに答えて、やっぱり靖国懇談会の意見をもとにしてやったという意味のことをコメントされていたわけです。

そこで、その問題の前に、靖国問題の懇談会が報告書を出している。その一番末尾を見ると、「政府は、以上の懇談会の意見を検討の上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を取らねば」と。官房長官の私的諮問機関であつて、あなた自身もただ参考意見を聞くだけだ、こう言っていたこの私的諮問機関が政府に対して「政府は、以上の懇談会の意見を検討の上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を取らねば」と。これは僭越至極じゃないですか。こんなことを官房長官、この懇談会に求めたわけですか。政府に物を言う機関じゃないでしよう、私的諮問機関は。これはどうなんですか。

○国務大臣（藤波孝生君） 靖国神社の参拝問題につきましては、長い間にわたって国民の多くの方々が御遺族の方々などから非常に強いお話がございまして、それを受けて政府としていろいろ検討してきたところでございます。昨年の夏に自由民主党から、靖国神社の公式参拝は違憲ではない、政府としても直ちにこれを実施するようにという非常に強い御指摘がございました。

しかし、そんな中で政府としては、この問題は従来も歴代内閣もいろいろ考えてきたことであるし、また特に従来の歴代内閣が考えてきたことの非常に大事な柱の一つに憲法問題というのがあるということを頭に置きまして慎重に検討しようということ、そのためには、行政を進めるものがあるんな判断をいたします際に独断になつてはいかぬ、各界の代表的な方々に御参集を願つていろいろな角度からこの問題についての意見を寄せていただく、こういうことで官房長官名でお願いをいたしました。私的諮問機関としての懇談会が出席したわけでございます。約一年、二十一回に及ぶ会合を重ねていただいて報告書を出しました。

その報告書を読みましたのを受けて十分、この懇談会で出ました意見はいろいろ併記されておりますし、あるいは新し

い提案などがあつたわけですが、そういうことも十分頭に置いて参考にさせていただいて政府として検討いたしましたところでございます。

懇談会の運営につきましては、そんなことから、政府の方あるいは官房長官の方からいろいろ懇談会に運営上のことについて申し上げて自主的な態度というものを阻害してはいかぬというふうに思ひまして、日赤の社長であります林敬三さん、元法制局長官であります林修三さん、このお二人に座長、座長代理をお願いいたしまして、お任せをいたしましたところでございまして。お任せをいたしました林座長を中心いたしましたいろいろな意見交換が行われてきた。それを政府が態度決定する際に参考にしやういように意見をまとめよう、こういうことで懇談会の報告書をまとめていただいたところでございます。併記すべきものはきちっと併記していただいておりますし、いろいろな意見があつたことを報告書は示しておりますが、大体こういう流れであつたところもあわせて書かれておるといふのが報告書になっておるかと思うのでございます。

したがういまして、この懇談会が政府に対して何か差し出がましいことを書いたというよりも、懇談会の大勢というのはいかぬことであるが、政府としてよく検討するようというふうな意味であつたかというふうには私としては受けとめさせていただきます。冒頭に申し上げましたように、この懇談会の報告書を参考にしつつその間に政府はいろいろな検討もしてまいりまして、外国での国のために亡くなった方々への追悼の仕方であるとか、あるいは靖国神社の経緯、歴史などでございますか、いろいろな団体等の御意見であるとか、国会におけるいろいろな御討議でございますかといったようなことを十分参考にさせていただきます。政府として決定をした。こういうことでございますので、私的諮問機関がその機関としての役割を逸脱しておるのではないかとということにつきましては、それはいろいろな意見を述べられて、それが報告をする形でまとめられた、こういうふうには理解をいたしております。

○野田哲君 従来、政府は、後藤田長官もいらつしやるわけですが、中曽根内閣は私的諮問機関を少し使い過ぎるのじゃないか。行政改革でいろいろな審議会をできるだけ簡素に削減をしていこう、こういう方向の中で私的諮問機関だけがどんどんふえていって、むしろ現に法律によって設けられている公的な審議会を開店休業にして、私的諮問機関の方の答申を尊重し

て法律を出してくるというふうな例も幾つか私はこの委員会では指摘したことがあるんです。その際に政府がいつも答弁されてきたことは、私的諮問機関というのは大臣が委嘱した委員にいろいろな思いの自由な意見を出してもらつてそれを参考にするだけであつて、まとまった意見を政府に対して答申したり報告したりするものではない、こういうふうには私的諮問機関の性格を説明しておられたと思うんです。今度のこの靖国懇のこの形での決めつけ方は、明らかにこれは私的諮問機関としての機能を越えたものだ、私はこういうふうには指摘せざるを得ないと思うんで、今の官房長官の説明にはどうしても納得できません。しかし、それは繰り返してやっていますと時間がかかりますから、そういう指摘をして次に進めてまいりたいと思ふんです。

何か報道などにより、あるいはまた官房長官の談話によりまして、公式参拝をするに当たつて参拝形式を変えれば宗教性を抜きにしたんだからこれで憲法には抵触しないのだ、言葉は悪いが、三百代言の詭弁ではないかと思ふんです。神社側の方もあるいはまた遺族会の方も、それでは本当に納得されていかぬか、どうかかわらないかと私は思ふんです。私どもとしては、どういふ形式であらうと、あの鳥居の下をくぐつて、そしてあの中であらういふ形式であらうと参拝をされたということは、これは憲法違反である、こういうふうには考へておられるわけです。

そこで、それは別として、一体どういふ参拝の仕方をされたんですか、総理は。

○国務大臣(藤波孝生君) 今お話がございましたように、政府といたしましては、靖国懇の報告書も参考としながら鋭意検討いたしました結果、国民や遺族の方々が多くが靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であるというふうには考へておるといふふうには受けとめさせていただきます。その中でその中心的施設である靖国神社で戦没者を追悼すべきである、しかも国のために、同胞のために、国民、家族のために命をささげて亡くなった方々に対し、公人として戦没者を追悼するということがあつていいではないかという非常に強い御要請がございました。また全国の三十七県議会におきましても、さらに千六百の市町村議会におきましても、このことの要請の決議が行われるといったようなことも踏まえまして、いろいろ検討いたしました結果、政府主催の追悼式典が終りました後、八月十五日の午後、内閣総理大臣は靖国神社に赴きまして、そして本殿まで

進みまして、本殿で一拝をして戦没者を追悼し、そして心の底から平和を祈念するという、そういう一拝をいたしました。帰つてきたというのが具体的な姿でございます。

普通でございますと、いわゆる神社形式の参拝はおほいをしたり、あるいは玉ぐしをささげたり、二拝二拍手一拝で参拝するという形になっておりますが、靖国神社にもお願いいたしました。こういう形で戦没者を追悼したいというお願いをして、一礼をして帰つてきたというのが具体的な事実でございます。

○野田哲君 私は形式によつてそれがいいとか悪いとか、形式にこだわらぬつもりはないんです。ここに「中外日報」という宗教界で発行されている専門紙があるんですが、この「中外日報」という宗教問題についての専門紙、八月十九日付で発行している新聞によりますと、「神社界」という欄があります。「拍手をポンポンと」こうあつて、総理のこの間の八月十五日の靖国参拝の状態をずっと克明に記述してあります。

どういふふうには言つていいかといふと、「十五日、公式参拝が決まった中曽根首相は、午後一時四十五分靖国神社第二鳥居の前に降り立つた。前日十四日に藤波官房長官が靖国神社を訪ね、公式参拝についての参拝方法を伝えたが、それによると、本殿に昇殿し一礼して下りる形式をとり、神式の「はらい、玉串奉てん、二礼二拍手一礼」は宗教色を排する意味から遠慮したい旨を伝えていた。また玉串料公費支出については、憲法上問題にならぬかぬかとして、参拝した際に献花する花輪の実費を公費から出す方式を決めた。これは新聞等の報道で周知の通りであつた。さて当日、中曽根首相は拜殿前で署名をしたが、その最中に神職による修祓が行なわれた」。署名しているときに神職の方はこういうふうにはおほいをして、こういうわけだ。「神社側としては祓いをしていない人を昇殿させるわけにはいかない。本殿では総理が参拝するため案の前に立つ」——案というのは神社用語によると物を置く台ということなんです。この「案の前に立つが、その際、荒木田禰宜が」、神職です。荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかつたけれども、別に用意してあつたものを神職が奉てんした。「案の前に立つた総理は、パンパンと二回(外には聞えないようだった)」、外には聞えないような「拍手を打ち、深々と参拝した。何のことはない、神式通りの参拝をしたのだが、まあ、これはオフレコである。総理退出後、大蔵大臣が閣僚の参拝が行なわれたが、同様の形式で終わった。」こういうふうには克明に詳しく「神社界」という欄で報道されている。

これはもうまさに国民に対する欺瞞じゃないですか。署名しているときにおはらいが行われていた、こういうわけです。拍手を二回やったが音がしないようにした。これは一体総理のおやりになることなんですか。これは欺瞞ではないですか。どうでしょう。

○国務大臣(藤波孝生君) 今申し上げましたように、私は事実関係を申し上げたわけでありまして、

前日に靖国神社に私、出向きまして、宮司さんにお目にかかりました際に、従来いろいろ検討してきて憲法上の問題もあり、宗教的活動と誤解されかねない行為については厳に慎まなければならぬと思うので、非常に申し上げにくいけれども、靖国神社に赴いて戦没者を追悼する一礼をするということにさせていただきますと申し上げました。宮司さんは、非常に困惑した表情でそれは困ります、靖国神社には靖国神社の参拝形式があります、もちろん靖国神社は神社本庁に所属していない一つの宗教法人であるけれども、全国の神社社会がその様子を見ておるといって考えても、自分自身のところの靖国神社というのを考えても、あるいは神社社会というのを考えても、そういう形は困りますというお話なさいます。しかし、こういうふうにして国民の大多数の方々や遺族の方々非常に熱心にお話になっておられることなどを公人として公式に参拝することにしたのだから、これをほとんどのい切るような形で私、帰ってまいりました。それ以外の話は全くそこで出ておりません。これは政治家が申し上げておられます以上、政治家としての責任において私は申し上げておるつもりですが、宮司さんと一切の対話はありません。

ただ、供花をお願いいたしました。総理大臣が自分で手に花を持って置くということもいかかと思うので、靖国神社の方で、恐縮でありますけれども、供花を花屋さんをお願いして配置してもらいたい、これは靖国神社の境内のことです。ですから、ぜひお願いいたします。大体幾らでしょうか。一対で三万円程度かと思っております。後でお払いをいたしますから、それじゃそのお花の配置をお願いしますということだけはお話をいたしてお願ひしてまいりました。そのことは、当日総理の秘書官が持参をいたしまして、ちゃんと領収書をもって供花料を払ってきたということで、事実関係としてはつきりいたしておるわけでございます。

そういう新聞に記事が出ておりますことは私、初耳でございます。

ますが、私もそばに総理のお供をして公式参拝をいたしました、かしわ手を打ったという事実はありません。今申し上げたように一礼をして帰ってきた。一礼をする前にしばらく総理は立っておりませんでした。それが時間にして、はかったわけではありませんが、一分か一分三十秒経過したかと思えます。それは戦没者に対して非常に追悼しておられるなという感じでございます。非常に厳粛な一瞬であった、こういうふうに通じております。そして一礼をして帰ってきた。こういうのが事実関係でございます。今御指摘のようなことは全くないということをお申し上げておきたいと思えます。

○野田哲君 形式の是非を私はこれ以上問題にはしません、そういう神社専門紙がそういうふうな報道をしているということについては、私は注目すべきことだと思います。官房長官は否定されたわけですが、もしここに報道されているような形でやっておられるとすれば、これは音のないような拍手をするとか、記帳している間にかわりの者によって玉ぐしが奉てんされた、これで形の上では神社形式によらない参拝だから憲法にはもとらぬ、こういう説明をされている。ここに書いてあることがもう事実なら、これは国民に対しては大変な侮辱です。さてもう一つ、形式のことで指摘したいんですが、一礼だけでかしわ手を打たない、玉ぐしを奉てんしないことについて、今度の総理の参拝の形について「神社新報」ではこう言っているんです。この論説の中で解説をしておりますが、この参拝の仕方について靖国神社にはそれと別系の、いわゆる一般神社の参拝形式とは別系の創建以来の特殊の祭儀伝統がある。土官の抜刀式、兵士の捧げ銃儀礼、最敬礼方式、こういう陸海軍が所定した方式があつて、そういう最敬礼方式という一般神社の方式とは違う方式をとっている場合もあるんだ、だから一般神社の方式を唯一の原則基準としての批判は必ずしも穏当ではないということ、あれも靖国神社への参拝方式としては宗教儀式としてあり得るんだ、こういうふうな「神社新報」は報道しているんです。

これでは政府が幾ら神社の方式によらない参拝だと言っても、ああいう方式も靖国神社の場合には神社の参拝の方式としてあるんだ、こう言っている。確かに考えてみると、自衛隊が参拝したときなんかはそういう方式をやるんだらうかな、こう思うわけですね。そうすると、これは政府が勝手に言っていることだけで、神社側はそうは受けとめていない。ちゃんと方式の点とつて参拝してくれた、こういうふうに通じている。この点

はどうなんですか。

○国務大臣(藤波孝生君) まあ、いろいろな言い方があるなと思つて今聞かせていただいておつたところでございますが、考える人、書く人によつてそのお立場でいろいろ書き方があり得るでしょうけれども、この問題については、私もはたどういふふうにして公式参拝を実施するかということについて従来内閣もいろいろ心配して検討してきたように、憲法との問題もあるというふうなことも十分頭に置いて、懇談会の中でも法律学者の方々からいろいろな御意見をお寄せいただきましたから、そんなことも頭に置いて検討させていただいたのでございます。

靖国神社にはいろいろな参拝の仕方があり、それはそのまま宗教色を持って、形はいろいろあるというふうな仕方があるかということまでは研究しませんでしたけれども、神社一般というものはこういうふうな神社形式の参拝の仕方があるな、それが基本だな、普通だなというふうな頭に置いて検討をいたしましたところでございます。これは野田先生よく御理解をいただいたところだと思います。これは野田先生よく御理解をいただいたところだと思います。これは野田先生よく御理解をいただいたところだと思います。これは野田先生よく御理解をいただいたところだと思います。これは野田先生よく御理解をいただいたところだと思います。

法律上はいろいろあるけれども、すべてを乗り越えてこの際国のために亡くなった方々に公の立場で戦没者を追悼するということが非常に大事で、それを真摯にやらなきゃいかぬなというふうな考えで参拝していただくべきだ、今のようなそういう新聞記事でいろいろ何かわかつたようなふうな解説をしますと、かえつて困つてしまうわけでございます。そういう御指摘につきましては、今後もよく注意してまいらなければならぬかと思えます。

今回、靖国神社に赴いて戦没者に対して追悼し平和を祈念する一礼をしたということの中には、いろいろ検討いたしました結果、宗教色をまさに排除する、この問題についてはいろいろそこらからいろいろお電話などもちよūdいいましたし、その御説明をしましたときに、宗教団体の方が、いろいろな宗教団体

がございいますから、その方のある人が、宗教法人靖国神社の宗教性を排除するということはできないから、宗教法人がそれは持っていることであって、政府がそれに干渉することもできないければ、だれもそのことを干渉することはできない、当然のこととでございます。宗教性を排除することができないから、行く方がそのことを頭に置いて宗教性を排除してお参りしたわけだな、こういうふうな神社関係でない別の宗教団体の幹部の方がおっしゃった。私どもは、そういうふうな聞いてみると、なるほど非常にわかりやすい、そういう見方になるわけだな、そういうふうなそのとき思ったことを今記憶いたしておりますが、あくまでも宗教的な活動ということの誤解を各方面にお与えすることのないように、形式も考えて、しかもその形式のつとて心の底から戦没者を追悼する、平和を祈念するということが総理が一言をされた。こういうふうな考えておりますので、どうかそのように御理解をいただきたい、こう思う次第でございます。

○野田哲君 これは理解できないんですよ。

率直に伺いますが、ことしの八月十五日以前までは、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法二十条三項との関係で問題があり違憲ではないかとの疑いを否定できない、これが生きていたわけですね、この公式見解が、それが、ことしの八月十五日になって、同じ憲法のもとでの内閣がどうしてこういうふうな、ある日を境にして憲法解釈が変わるんですか。そこところがどうしても納得できないんです。参拝形式を変えれば憲法違反ではないという論拠は私はどこにもないと思うんですよ。東京九段の靖国神社のところへ遊びに行つたわけじゃないんですよ。参拝に行つたわけでしょう。ちゃんと本殿の前で最敬礼をしたわけですから、どういう形式をとろうと参拝は参拝なんですよ。

五十五年十一月十七日の政府見解というのは形式を論じているんじゃないかと思うんです。憲法の解釈を論じていた。そうして憲法二十条三項との関係で問題があり、違憲ではないかとの疑いを否定できない、こういう見解を出したと思うんですよ。それが突然どうしてこの憲法解釈が変わるんですか。これを納得できるように説明してください。

○国務大臣(藤波孝生君) さきの政府統一見解におきまして、これは当時の宮澤官房長官が国会において述べておられるところでございますが、その中で閣僚の公式参拝を差し控えるべきであるというふうなせられましたが、この問題は国民意識と

深くかかわるものである、それが憲法の禁止する宗教的活動に該当するか否かを的確に判断いたしますためには、社会通念がどうであるかということを見定める必要がある、これを把握するに必要としないというところがある、これを把握するに必要としないというふうなところが非常に違憲の疑いなしというふうなところがございます。

今回、我が国各界で御活躍の有識者の皆さん方によっていろいろ意見が述べられたわけでありますが、その靖国懇におきましてお手元に差し上げておられるような報告書が出ています。そういうことも十分参考にいたしまして、また政府の責任におきましていろいろな角度から検討いたしましたところ、今回のような方式で参拝することにはいたしません、これを公的資格で行つても憲法が禁止する宗教的活動に該当しない、こういう判断に至りましたので、これを八月十五日に実施するというようにした次第でございます。当時宮澤官房長官時代にもいろいろな角度から御検討をいただいた結果、政府統一見解というものも示されたわけでございますけれども、その後もずっと検討してきて、懇談会の意見なども参考にしながら政府で検討した結果、そういう結論を出すに至つた。これが今日公式参拝を行つた理由でございます。

○野田哲君 どうも説明が、私が頑固なのか、全く理解ができない。

重ねて伺いますが、昭和五十五年九月三十日に、衆議院議員の稲葉誠一さんが質問主意書を靖国神社問題で提出しています。これに対して政府は、鈴木善幸総理大臣名で、昭和五十五年十月二十八日に答弁書を出しております。

質問は、靖国神社への公式参拝とは、具体的にどのような事実関係をもって示されるのか、その定義は。こういう質問に対して政府の答弁書は、靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを指す、こういう答弁書が出ています。そして、さらに公式参拝はなぜ禁止されているのか、こういう質問に対して答弁書は、これらの行為が問題となるのは、憲法二十条及び八十九条との関係である、こういうふうな極めて端的に答えておられるわけです。

この政府が答弁書で示されたことは、それではこれは違つて言われるわけですか。

○説明員(我串俊君) 御答弁申し上げます。

ただいま野田委員御指摘の、稲葉誠一衆議院議員提出にかかわる靖国神社問題に関する質問に対する答弁書におきまして、

ただいま御指摘がありましたような御答弁を申し上げていることは、そのとおりでございます。

当時、この答弁書を出しました五十五年十月二十八日だと思えますが、ちょうど宮澤官房長官がお読みになりました政府統一見解とほぼ同一の時期でございます。むしろこの方が若干早い時期でございます。当時、統一見解を出したときには、既に津の地鎮祭に関する最高裁の判決が出ておりました。これは五十二年七月十三日だと思えます。そういう意味で私ども、私どもと申しますか、政府として統一見解を出します場合には、当然に津の地鎮祭に関する最高裁の判決を念頭に置いて、そして検討した結果お出し申し上げたのでございます。

そのときには、実はこの津の地鎮祭に関する最高裁判決におきましては、御承知のとおり、憲法二十条三項の禁ずる国の宗教的活動とはどういうものであるかということにつきまして、非常に克明な、かつまた一般的な判断基準を述べておられるわけでございます。これも委員御承知のとおり、その行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為を言うものとされ、またある行為がこの宗教的活動に該当するかどうか検討することなく、またそれは、その行為の外形的側面に該当するかどうかの検討は、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて客観的に判断すべきものであるというふうな述べておられるわけでございます。

そこで、この判断基準を靖国神社の参拝問題に当てはめた場合にどうなるかということでございます。いづれにしても、問題自身が非常に国民の意識にかかわる問題でございます。前からも申し上げておりますが、法理の一点だけで結論が出るような問題ではない、あくまでも、この判決で述べておりますように、諸般の事情を十分に考慮した上で社会通念に従つて客観的に判断すべきだということでございますが、ここで述べております目的効果論を当てはめる場合の社会通念をどういうふうな把握したらいいかという点につきましては、非常にデリケートな難しい問題でございます。当時としましては、これはどうも先ほど申し上げたような事情からしまして簡単に結論が出るような問題ではないなというふうなことでございまして、そして靖国神社の公式参拝全体をグローバルにとらえまして、それでこの統一見解にあるような意見を述べ、またそれにのつとつて差し控えるというふうな見解となつておつた次第でございます。そういう意味で、昭和五十五年の十一月十七日当時におきましては、ここで言うところの、端的に言えば、目的効果



論を当てはめる場合の社会通念というものが把握できていなかったということになります。その意味で先ほどの統一見解が出たわけでございます。

その後、今回の段階におきましては、靖国神社懇談会が、先ほども官房長官が申されましたように、一年余りの間二十数回にわたりまして意見を交換した結果を記しまして報告書を提出してまいりましたわけでございますが、それによりまして、国民や遺族の多くは靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとしております上に、「最高裁判決に言う目的及び効果の面で種々配慮することにより、政教分離原則に抵触しない何らかの方式による公式参拝の途があり得ると考える」といたしまして、靖国神社の公式参拝で憲法二十三条三項の宗教的活動に該当しないと認められるものがあり得ることを示しておるわけでございます。

そこで、政府といたしましては、この報告書に示された意見を参考といたしまして、そのような参拝方式を慎重に検討いたしました結果、今回実施いたしましたような総理その他の閣僚の参拝の態様、この態様によりまして、先ほど申し上げましたいわゆる目的効果論に当てはめまれば、社会通念上参拝の目的が宗教的意義を有することなく靖国神社を援助、助長するというような効果も生じないという判断に立ち至ったわけでございます。その結果、先般の公式参拝が実施されたというのが今までの経過でございます。

○野田哲君 法制局長官、あなたは政治家と違うんですから、もっと厳密に法律的な解釈を行ってもらわなければ私は困ると思うんです。今度の靖国懇の報告は津市の、官房長官の郷里ですが、津市の体育館の地鎮祭の判決のつまみ食いをしてるんですよ、都合のいいところだけをね。昭和五十五年の今申し上げた稲葉誠一衆議院議員に対する鈴木総理名の見解も、それから昭和五十五年十一月十七日の宮澤長官の見解も、これが出されたときは何も津の地鎮祭の判決がなかったわけじゃないんです、津の地鎮祭の判決は五十二年なんです。今まで出された政府見解や答弁書は全部津の地鎮祭の判決のあった後に出版されているんです。それを今さら津の地鎮祭の都合のいいところだけ判決文の中からつまみ食いして見解を変える、あるいは憲法解釈を変える、これはあるべきことじゃない、許されない、こういうふう思うわけです。

さらに、今までの国会での議論でも、その点はこのようにふうに触れているわけですよ、津の地鎮祭に関して。昭和五十九年

四月十八日衆議院法務委員会でも林議員の質問に対して前田政府委員はこういうふうにご答えておられるわけですよ。「ただいま津の地鎮祭に対しまして最高裁判決につきまして御引用がございました分はそのとおりだろうと思っております。私どもも津の地鎮祭に関する最高裁判決を前提といたしましてただいまの政府見解を出しておられます。つまり靖国神社の問題、護国神社の問題について「津の地鎮祭に関する最高裁判決を前提といたしましてただいまの政府見解を出しておられます。」「内閣総理大臣その他の國務大臣が國務大臣としての資格で靖国神社に参拝することとは、憲法第二十条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきています。」「こういうふうにご答えておられます。」「この統一見解はただいま御引用になりました最高裁判決を前提にして出しているものでございまして。国会でこういうふうにして、津の最高裁判決を前提にして今までの政府の見解は出されたんですと明快に述べておられます。」

さらに、本委員会でもそういう見解が出ております、この内閣委員会で。昭和五十七年三月三十一日参議院内閣委員会において板垣議員の質問に対して味村政府委員答弁。

靖国神社に対しまして公的参拝の問題につきましては、もう国会でたびたび御議論がございまして、政府の立場ももうたびたび申し上げたとおりでございます。政府といたしましては、従来からこういう公式参拝と申しますか、公務員が公の資格で靖国神社に参拝するということは、憲法二十三条三項との関係で問題があるという立場で一貫していただいております。

それで、御指摘の最高裁判決につきましても、私どもとしては十分に検討をいたしましたわけでございますが、この最高裁判決に照らしましても、これが違憲とも合憲ともなかなか断定することがむずかしいというように私どもも考えているわけでございます。まだ靖国神社に対する参拝が違憲じゃないかという疑いは否定できないところでございます。

今までの政府見解はすべて津の判決を前提にして出したものだ、こういうふうにご明快に答えておられるわけです。それがなぜこの際政府の態度を変更するに当たって津の判決の都合のいいところだけが引用されるんですか。前の国会答弁とこれは全然違うじゃないですか。どうですか。

○説明員(茂串俊君) 先ほども申し上げましたが、昭和五十五

年十一月十七日付の政府統一見解は、ただいま委員御指摘のとおり、昭和五十二年七月の津の地鎮祭に関する最高裁判決を踏まえてこれを検討した上で出したことは、これはもう事実でございます。ただ、その場合に、今の法制局の政府委員の答弁にも若干あったと思うのでございますけれども、この地鎮祭判決の内容といえますものが、先ほども申し上げましたように、いわゆる目的効果論と申しますか、目的において宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長等になるような行為をいうものとするというこの行為に当たるかということをお判断する場合には、諸般の事情を考慮して社会通念に従って客観的に判断すべきだと、こう言っているわけでございます。

そこで、この諸般の事情を考慮した上で社会通念に従った客観的な判断というものがその当時できたかどうかという点でございますけれども、この点につきましては、先ほども官房長官も申し上げ、また私も申し上げたと思っておりますが、この問題が宗教にかかわる問題でもありまして、また国民意識に深くかわる問題でありまして、その辺を十分に検討した上で結論を出しませんと、ただ法律的な解釈だけではとても結論が出るような問題ではないということでございます。当時はそのような見地から靖国神社の参拝問題全体を捉えまして、そうしてこれは合憲ともなかなかな断定はできないというふうなことで政府統一見解が出ておるわけでございます。

したがって、当時としては、一体その方式をどうしたらいいかとか、あるいはどういう態様でやたらどうなるかというところまで当時としては子細な細々とした検討を加えておりません。公式参拝全体をつかまえて、そうしてこれはなかなか合憲とは断定できないという見地から、これは差し控えた方がよろしいという政府の態度を、方針を決定している。こういうことでございまして、あくまでもこの政府統一見解の一番のねらいと申しますか、これは公式参拝を差し控えるという政府の方針を確信的に述べたものであるというふうにご理解を賜りたいと思っております。

○野田哲君 これは官房長官の答弁も法制局長官の答弁も全く私どもは納得できない。しかし後の予定もありませんので、これはまた機会を改めてさらにやりたいと思っております。

この問題の最後に、あなた方が引用している津の最高裁判決の一番最後のところにこういうふうにご藤林裁判長は付記をされている。「国家又は地方公共団体は、信教や良心に関するような事柄で、社会的対立ないしは世論の対立を生ずるようなこと

を避けるべきものであつて、ここに政教分離原則の眞の意義が存するのである。」「こういうふう述べておられる。このところもしつかり受けとめてもらいたい。こういうことで、この問題はさらに機会を改めて議論していきたいと思ひます。

(略)

○板垣正君 私は靖国神社問題に絞りました御質問をさせていただきますが、まず靖国神社の公式参拝が戦後四十年にして実現を見たことについて心から感謝申し上げている次第であります。去る八月十五日には中曾根総理初め閣僚の靖国神社公式参拝が実現を見ました。戦没者遺族初め国民多数の長年にわたる熱願であり、この実現はまことに感謝にたえないところであります。中曾根総理初め政府当局の英断に対し高く評価し、我が党の立場から、また多くの遺族、多くの関係者にかわりまして、厚く謝意を表すところであります。官房長官、どうもありがとうございます。

靖国神社の公式参拝は、官房長官の談話にもございますとおり、まさに遺族初め多くの国民の多年にわたる念願であります。また靖国神社は戦没者追悼のまさに中心的施設であります。私はいはこうしたことについてもう少し具体的に触れさせていただきます。

戦後、二十年の十二月十五日の神道指令によりまして、靖国神社初め国とのかかわり合いが一切断絶されるに至つたわけであります。そして二十一年の十一月一日、内務、文部次官から地方長官あての公葬等の通達によつて、公葬、慰霊祭等に公務員とのかかわり合いが禁絶された。ただ、ここで非常に注目されることは、旧軍人戦没者の慰霊祭、そうしたものに公職の者が参列してはならない、公的かかわりを持つてはならないということであつて、いわゆる文民の立場における殉難者の慰霊祭であるとか、その他の葬儀であるとか、そうしたものについてはあの占領下神道指令のもとにおいても容認をされておつたということであります。つまり占領下に禁絶され、それを背景にしてこの通達が出された。日本国憲法はまさにこの二日後に、二十一年十一月三日に公布されるわけでございます。当時のこの通達から見ると、占領政策のもとにおいても、これを政教分離の立場からかかわりを絶つたというよりは、まさに旧軍人あるいはその遺族に対するある意味の懲罰的な立場、そういう立場において公的かかわりを絶つたというふうに言える

と思うのであります。

そして、二十六年九月十日に、文部次官、引揚援護局長の「戦没者の葬祭等について」の通達が出されました。この通達によつて戦没者の慰霊祭等についても知事さん等が公職の立場で参列して差し支えないということになつたわけでありまして、これは現在も有効である、現在も根拠とされて地方自治体においては実行されている通達であります。この通達はまさに今まで差別されておつた文民と旧軍人、その遺族、その差別をなくす、平等に扱う、こういうことになつたということには注目されなければならぬ。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離との兼ね合いにおいて、戦没者の慰霊祭そのものに、靖国神社そのものに公的かかわり合いを持つことが許されないという憲法解釈が一つの有権解釈として長く影響力を持つてきたという点に一つの大きな今日の問題もあつたと今にして思うわけであり

ます。いづれにしても、全国戦没者遺族で結成される遺族会では、昭和二十七年の独立回復以来、靖国の問題について絶えず取り上げ、絶えず熱心に戦没者に対する公的な立場において、その慰霊あるいは靖国神社の国家護持等々、いろいろないきさつがあつたことは御承知のとおりであります。そしてまたその挫折の中で、新たに昭和五十年以来、靖国神社公式参拝の実現を目指し、ひとり戦没者遺族会のみならず、幅広く英霊にこたえる会、国民的な運動として展開されてきたわけであります。この英霊にこたえる会の参加団体は現在四十三団体、この延べ会員数は一千万名を超えております。そして全国各都道府県にまた各市町村にその組織を持ち、まさに国民的な基盤に立つておる。公式参拝実現のための賛成署名運動が展開されましたが、本年三月末までに集められた署名は一千三十八万二千五百名に及んでいるわけであります。まさにそこに国民の幅広い声があると云わなければなりません。そしてまた地方議会の決議、県議会において三十七の県において決議がされ、市町村においては千六百を超える市町村議会が、公式参拝は当然である、政府において処理すべきであると決議されているわけであります。昨年来、英霊にこたえる会、遺族会を中心に、ぜひとも終戦四十年の八月十五日にはこの問題に決着をつけてもらいたい、大変な熱心な運動が全国的に展開されてまいりました。大会あるいは地方大会、全国で四十数カ所において開かれ、広報活動が展開され、関係方面に対する四十九万七千通のはがき陳情が行われておる。さらに昨年の八月十三、十四、十五と三日間、

日本遺族会青壮年部、つまり戦没者の遺児の方々であります、四十七都道府県から集まりました百三十二名、文字どおり三日間五十時間食を断つて、亡き父の遺影を胸に、ひたすらに公式参拝の実現、政府の決断を迫る、こうした姿はまさに私どもにこれ以上の心の痛みをもたらすものはないのであります。特に本年に至りましてからは全国決起大会に続いて、五月下旬から七月の末まで四十七都道府県によるいわゆるリレー陳情、代表の方々が毎日毎日はるばる上京し、政府、我が党執行部に對して熱心な陳情を繰り返された。こうしたことは到底いかげんな気持ちではできない。本心にひたむきな国民的な熱意のあらわれと言ふべきだと思ふのであります。

さらに、靖国神社はまさに戦没者追悼の中心的な施設であり、今日も国民多くの英霊祭られし神鎮まるところとして敬仰を集めておることは申すまでもございません。靖国神社の年間の参拝者は約五百五十万人ということであります。そして最近のここ数年の傾向としては特に若い人の参拝がふえておる、あるいは子供連れ、孫を連れて、そういう形でございますけれども、社頭は極めてにぎわつておるということでございます。そして、あの靖国神社において遺族会なり戦友会が亡き戦友をしのび、肉親をしのんでの慰霊祭がよく行われ、五十九年においては二百七十七回、ほとんど毎日これが行われているという実態であります。あるいは七月のみたま祭りがござい

ますが、これには毎年多くの献灯がなされます。この献灯はもう五十八年には一万四千、五十九年には一万四千二百八十二、こ

としは一万六千三百二十二、大きなちようちん、小さいちようちん、これが皆神社に奉納されているわけでございます。靖国神社の桜は有名でございますけれども、四季欠かさず花の奉納展が行われている。四月には盆栽展があり、さらにさくら草展があり、あるいは六月にはさつき展、また六月花菖蒲展が、七月にはあさがお展が、十月には菊花展が、そしてまた他に常に献花として拝殿前の華席には各流派交代で生花の奉納が行われている。

英霊にこたえる会では、毎年靖国神社のカレンダーを頒布いたしております。これは従来靖国神社が出しておりましたが、負担に耐えなくて、この英霊にこたえる会が昭和五十一年から引き継いでおりますが、これは靖国神社の四季のカレンダー写真、戦没者の遺書を掲載したカレンダーであります。五十一年から五十九年まで、有償頒布であります。二百五十八万部が頒布

されております。昨年五十九年には三十九万三千九百十三部。一つのカレンダールで、有償で、これだけのカレンダールが頒布されるということは、まさに靖国神社が多く国民にとつて、遺族にとつて戦没者慰霊の中心施設であるがゆえでございます。このカレンダールの頒布金からは毎年英霊にこたえる会から二十万円が靖国神社に奉納されているわけでありまして。

靖国神社の収入状況でございますけれども、奉納金が昨年の場合五億五千万八十一万。最近目立つのは、特に年とつた遺族の方が参拝されて、もうこれが自分の参拝の最後だという形で五十万なり百万なり神社にお納めをして、これでもたまを祭っていただきたいという姿が非常に多いというところであります。社頭のさい銭は、昨年は七千七百九十一万円でありまして。そのほかに奉賛会がございます。昨年の奉賛金一億一千三百万円、各企業あるいは団体、個人会員等ももちまして七千七百七十七の件数でございますが、こうした形で靖国神社は長い歴史の中、曲折を経、また痛ましい思いでいろいろを経ながら、民族のまさに魂のこもるところ他をもつてかえがたい、こうしたまことに一宗教、宗派、思想、信条、そうしたものを越えた国家にとつてのまことにたまを祭るところ、国民の戦没者追悼の中心施設である、こう言えると思うわけでございます。

したがいまして、我が党は国民政党史として、政権政党として、常に国民とともにある政権政党として、公式参拝実現についても、五十五年以来党公約として掲げ、党を挙げて推進してきたわけでありまして。五十六年春以来、春秋の例大祭あるいは八月十五日の総理、閣僚、国会議員の参拝は既に定着を見っております。本年の八月十五日も閣僚、衆参議員百九十三名が参拝いたしました。五十六年の春以来既に十四回の参拝が行われております。延べ二千二百三十五人。こうした形で定着し、参拝が行われておる。五十七年には「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が定められたことも御承知のとおりでございます。さらに五十八年の秋には、我が党の政調内閣部会靖国問題小委員会において改めて、公式参拝問題と憲法との関連において各方面の識者の意見を聴取し、真剣な検討を重ね、これについて合意であるという見解をまとめ、昨年四月には党総務会において全会一致をもって党の見解としてこれが確認をされ、直ちに政府に対し、中曽根総理に対し、速やかに従来の政府見解を見直ししてもらいたい、ことしの夏までに見直ししてもらいたい。これが昨年四月の時点であったわけでありまして。

私も、この委員会においても再三この問題について政府の見

解をただし、また従来の見解の見直しについて発言も重ねてきたわけでございますが、さてこれに対する政府の対応は極めて慎重であった。行政の立場における判断にとどめることにできないということ靖国懇談会を設け、十五名の識者に託して諮問をされ、率直に言って、私どもはむしろじりじりして、そうした気持ちでこの一年を過ごしてきたわけでございますが、この懇談会の答申を参考とし、重ねて政府においてはいろいろな角度から慎重に検討をされ、しかも従来のいろいろな見解、意見等を踏まえた節度ある見解をまとめられて八月十五日に公式参拝に踏み切られ、実行されたわけでありまして。決してこれは唐突にできたことでもない。決して今までの国会論議を無視したことでない。また憲法の立場においても十分以上の配慮を加えて今日の決断を下されたということに対して、私は重ねて敬意を表すところでございます。

さて、そこで質問でございますが、第一点は、国民の世論の反応であります。私の接する範囲におきましては、遺族を初め国民の喜びはまことに大きなものがございます。あの八月十五日当日、靖国社頭において総理、閣僚をお迎えした千名を超すあの遺族のおのずから発する万歳、拍手、ありがとうございましてという叫び、まさに四十年の苦節に耐えて初めて英霊が報われたという叫び、まさに四十年の苦節に耐えて初めて英霊が報われた。これがもう英霊に対する何よりの供養である。戦後四十年を振り返って戦没者とともに万歳を叫び、喜びましたという便りももたらせております。むだ死にでなかつた、長年の念願がやっとかなって安心した。

あるいはある遺児でございます。戦死した父を尊敬し、また誇りに思っております。この私たちの気持ちもわからず、一部の政界また教員たちがいろいろな理屈をつけて反対しています、非常に情けないと思えます。あるいは軍国主義とか憲法違反とか言われる人がいますが、そういう人こそ時代錯誤のような気がいたします。もつと素直に国のために殉じた人に敬意を表し、広い気持ちで平和を論じてもらいたい。こうした気持ちが次々と訴えられておる。

靖国神社の歴史、存在、極めて厳しい試練の中で今日を築き上げてきたその遺族こそ最も平和を願うものであります。それほど切実に平和を願う者はない。靖国神社公式参拝が平和に逆行するんだというような立場に対して私どもは絶対に認めることができない、理解することができないわけでありまして。さて、そういうことで新聞等にもいろいろな投書が出ており

ますけれども、現時点において政府としてこれに対する反応はどういうふうにとり受けとめて認識しておられるか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣（藤波孝生君） 今般、内閣総理大臣及び内閣総理大臣と考え方を同じくする各閣僚が靖国神社へ公式参拝を行ったところでございますが、ただいま委員から御指摘がございましたように、国民の多くの方々と遺族の方々から靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的な施設だと、こういうふうにご覧になっておられて、ぜひ靖国神社において戦没者追悼をしてもらいたい、こういう御要望があった事情を踏まえましていろいろ検討をいたしまして、靖国神社において戦没者の追悼という、宗教とは関係のない目的のもとに参拝を行うものであるということであらうか内外に明らかにいたしました。いわゆる神社の参拝形式を廃止しまして、追悼行為にふさわしいと認められる方式により実施したものでございます。

政府といたしましては、ただいま委員が御指摘になりましたように、地方の議会などでも随分多くのこれを要望する決議が行われ、多くの方々が望んでおられる。いろいろな内々調査なども検討をいたしまして、しかもそれらも十分頭を置いて検討を重ねた結果、こういう形で公式参拝することになっておりましたところでございます。具体的にその後調査をいたしておりませんけれども、多くの国民の方々には御理解を得て、今度靖国神社で戦没者の追悼を行つてよかつた、公人として内閣総理大臣や閣僚が行つてよかつたというふうにご覧になっていただくのではないかと、そんなふうにご覧になっておるところでございます。

○板垣正君 その点について世論を現時点でよりはつきりと把握する方法であります。民間の手によつても結構であります。私の手元にも、昭和五十六年四月十八、十九にわたつて読売新聞が行つた世論調査がございます。靖国神社の国家護持について、賛成六三・一％、反対二三・七％、答えない一三・一％。それから公式参拝について、賛成五三・〇％。それから参拝について、個人としては自由である三一・二％、個人であろうが公人であろうが参拝には反対だという意見は八％にとどまっております。これは五十六年の読売の結果でございますが、こうした形で新聞で行つただければ結構だと思いますけれども、私はできれば政府として世論調査の実施を検討していただけないかということ、いかがでしょうか。

○国務大臣（藤波孝生君） 従来行われました調査なども十分念

頭に置いて検討してきたということは今申し上げたところでございます。国民の皆さん方が政治の動き、いろいろな政治の判断についてどのようにお考えになっておられるかということは、政治を進めていく立場の者として是非常に非常に気になるところでございますし、またそのことを非常に大事に考えていかなくやいかぬというふうな考えておるところでございます。

今、国民の皆さん方がどう考えておられるかということ調査するかどうか。これは新聞社とかいろいろなテレビ、ラジオ、通信社などでも定期的にいろいろな項目につきましていろいろな調査をする機会などを持っておられます。そういう機会には十分参考にさせていただきながら、従来も政治に取り組んできておるところでございますが、それらの動きなどもよく見きわめながら、必要があれば調査をするということもあろうかと思えますが、当面そういつたいろいろな定期的に行われていく調査などもよく検討してみたい、その上に立ちまして政府がやる必要があるかどうかということをお断したい、こういうふうな考えております。

○板垣正君 次は海外の反応でございますが、新聞報道等によりまして、アジア諸国など諸外国は公式参拝に専ら批判的である、そういうものが多いというふうな紹介されておりますけれども、各国の実情について政府としてはどのように認識しておられるか、外務省の方へお伺いいたしておきます。

○説明員(松浦晃一郎君) 今の先生の御指摘のように、各国でいろいろの新聞報道がございます。この新聞報道を見ておりますと、単に日本の閣僚が靖国神社に公式参拝したというところを報道したにとどまったもの、あるいはそれをめぐって日本国内にいろいろ議論があったということも報道したものもございますが、これはアジアの国々、特に中国、韓国、香港等が中心でございますけれども、かなり批判的な報道も行われております。したがって、私どもはその点を十分念頭に置きまして、八月十四日に発表になりました官房長官の談話にございまして二点を特にこれらの国におきましては関係者に説明を行っております。

その二点と申し上げますのは、第一点は、先ほど官房長官もお触れになりましたけれども、国民や遺族の方々の多くが靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であると考えておられて、今回の目的はあくまでもその戦没者の追悼を行うということであるということ、これが第一点でございます。それから第二点は、これは官房長官の談話にある点でございますけれども、

我が国は、過去においてアジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って、平和国家としての道を歩んできている、この姿勢はいささかの变化もないという点、これは第二点でございますが、この二点を特に強調しておりますし、今後もうこういう説明を行って関係国の理解を得ていきたい、こういうふうな考えております。

月十五日はめぐってくるわけでございます。私どもは当然、総理、閣僚靖国神社の公式参拝を今後も長く続けていたただけというふうな信じております。この点について長官の御見解を承りたい。

○板垣正君 たいだいまお話があったとおり、まさにひたすらに戦没者を追悼し平和を祈念する、靖国神社はまさに国民挙げて戦没者を追悼し平和を祈念する、もうそこに私は尽きるところです。そうしたことについてぜひこの上とも外交的にも御努力いただいで誤解を解いていただき、必ず御理解いただけるはずでございますが、そういう形で御努力をお願いいたします。

○原田立君 私には、人事院勧告に関する問題点、防衛費の1%枠撤廃に関する問題、それから今問題になっております靖国神社の公式参拝の問題、以上三点にわたって、余り時間がございませぬけれども、御質問したいと思います。

さらにお伺いしたいわけですが、総理、閣僚の公式参拝実現を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節に靖国神社表敬訪問、こういう問題も当然出てくると思うわけでありまして、日本の代表が海外に行かれた際、当然外地における戦没者の慰霊、表敬を行っておる。過去におきまして、エリザベス女王が来日された際に、先年天皇陛下が行かれてイギリスの戦没者に表敬をされた際の、戦没者の慰霊について日程に入れてもらいたい、こうすることがございましてけれども、結局、国内的な事情によってこれが見送られたという経緯があります。そういう意味からも、今般政府が明確な答申のもとに踏み切った、そしてまさに戦没者追悼の場として、平和を祈念する場としての靖国神社参拝の問題についてどういう対処される御方針でいらっしゃるか承ります。

○原田立君 それでは次に靖国神社公式参拝問題についてお伺いします。

靖国神社参拝の件では、去る八月十五日午後、総理並びに一部閣僚を除き靖国神社に公式な立場で参拝したことに對して、私どもは断じて許すことのできない暴挙である、到底認め得ないこととまず申し上げておきたい。参拝方式を変えたいといえ、靖国神社が宗教法人であることは間違いない話であります。また信教の自由を定めた憲法に抵触することも明らかであります。先ほど来の議論を通じまして、官房長官の私的諮問機関であるところの靖国懇からの報告によって今までの方針を変えたいんだということでありまして、こんな重大なことをいともやすやすと変えるということは、もう私どもはこれを断じて容認するわけにはいかない。先ほど同僚委員の方から靖国神社に対する公式参拝歓迎のお話がありましたけれども、私どもはもつてのほかであるという考えを持っております。私人として、私人という立場で行かれるならば決してそれは問題ではないと思っております。だけれども、いやしくも公人という立場で、内閣総理大臣あるいは国務大臣、こういう立場で行くときには明らかに憲法に抵触する問題であります。これはどういふふうにお触れになりましたけれども、私どもが承知しておりますので、ちよつとさかのぼりますけれども、昭和三十六年にアルゼンチンの大統領が靖国神社においでになったという例もござい

ます。

○板垣正君 最後に官房長官にお伺いしますが、公式参拝を実現していただいたわけでございまして、したがって、今後ともふさわしい時期、つまり靖国神社の春秋の例大祭、また来年も八

憲法を侮辱する行為である、こういうふうには私には思っており

そこで、それらはこれからまたいろいろ議論するとして、こういうふうな憲法に抵触、違憲に相当するようなことを一体どうして今回実施したのか。その理由、根拠をお聞かせ願いたい。

○国務大臣（藤波孝生君） 長い間にわたりまして、国民や遺族の多くの方々がぜひ靖国神社に公式参拝をしてもらいたい、国のために命をささげて亡くなった方々に対し、公人が私人がわからない、あるいは私人でというような形で歴代内閣は大変御苦勞いただいて、憲法との関係も十分検討してこられたところでありまして、その上に立つてそういう参拝の形式でこられた各方面から、ぜひ戦没者追悼の中心的な施設である靖国神社で公式参拝をしてもらいたい、こういう強い御要望のあったところでございます。それを受けとめさせていただきます。

さらに、今御指摘のように、憲法との問題がございますので、特にそこも十分念頭に置いて約一年間にわたりまして靖国懇の御討議をいただけてきたところでございます。二十回を超える会合を開いていただきました、中にはいろいろな御意見がございました。報告書の中に併記されておりますように、法律学者の方々の御意見でございまして、中にはクリスチャンである委員の方々から、新しい施設をつくってはどうかといったような御提案などもこの懇談会の意見の中には出てきております。それらも報告書の中に書かれておるところでございまして、いろいろな御意見がございました。そういう御意見をいただいた上で、この懇談会の報告書を参考にしたしまして、さらに政府自身でもいろいろな角度から検討もいたしまして、さらに報告書を受け取った後も種々検討をいたしまして、そして先般行いましたような方式で公式参拝をいたしますれば、公式参拝を行っても憲法が禁止する宗教的活動に該当しない、こういう判断をするに至りましたので、時間をかけて検討いたしました結果、八月十五日午後のような形で公式参拝にさせていただきますところでございます。十分検討いたしました結果、そういう結論に導いたことでございますので、ぜひ深い御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○原田立君 あなた、そう幾ら言われても理解なんかしませんよ。八月九日に閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会から官房長官あてに報告書が出された。一体この懇談会の性格は法律なり政令等に基づいているものなのか、それとも法律等には全く関係のないものなのか、ただ単なる長官の私的諮問機関なのか。その点はいかがですか。

○国務大臣（藤波孝生君） 靖国懇は内閣官房長官決定により開

催したものでございまして、その性格は行政運営上の会合、懇談会でございます。

○原田立君 国家行政組織法第八条には「第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」、こういうのがありますけれども、これに該当するということですか。

○国務大臣（藤波孝生君） いわゆる八条機関ではなく、私的諮問機関として懇談会を設けたものでございます。

○原田立君 そこが問題なんですよ。毎々言われております昭和五十五年の宮澤官房長官の時代に発表になった、違憲の疑いがあるから現在ではそういう行為はしないんだと、そういう政府の統一見解がございましたね。それは予算委員会あるいは当委員会、いろいろな衆参の委員会においてそれが公式に鮮明にされたのでそれが定着化しているわけです。今回の場合あなたが私的諮問機関をいいう立場での報告書で従来築き上げてきたそういう重要なものという立場でも簡単に直すことができんんですか。そんなに物すごい力があるんですか、その報告書は。

○国務大臣（藤波孝生君） 広く各界の御意見を伺って行政運営上の参考とさせていただきますか、この御意見を伺って行政運営上、この問題について慎重に検討いたしますために懇談会をお願いして報告書を出していただき、それを参考に政府の責任においていろいろ検討いたしました結果、態度を決めさせていただきますところでございます。

なお、宮澤官房長官時代に国会で申し上げております政府の統一見解というものが今度変更になったということの自身につきましては、これは事柄上、法制局長官からお答えを申し上げます。

○原田立君 官房長官、私的諮問機関の性格はいかなるものであるかということ、昨年四月十日の参議院予算委員会の席上で明確に私的諮問機関の性格について官房長官と総務庁長官はちゃんと仰せになっておりますよね。これは御記憶だと思わんですけれども、いかがですか。

○国務大臣（藤波孝生君） いわゆる懇談会など行政運営上の会合のあり方等につきましては、先生御指摘のように昨年、五十九年四月十日、本院予算委員会におきまして後藤田長官及び私から答弁申し上げたところでございます。そのことはよく心得

ておるつもりでございます。その見解につきましては今日においても変更はありません。いわゆる行政組織法八条機関の審議会と私的懇談会のあり方については十分厳格に區別して、活用と申し上げるとどうかと思いますが、それぞれに臨まなければいかぬ、政府の考え方をお話を申し上げたところでございまして、その考え方は今日も変わっておりません。

○原田立君 まず総務庁長官の答弁、去年の四月十日の参議院の予算委員会の我が党の峯山議員に対する答弁です。前後をちよつと省きますけれども、要点だけ言いますと、「単なる行政運営上の意見交換、懇談会等の場にとどめるべきものであります」と、こういう御答弁をなさっていますね。それから藤波官房長官は、いろんなことの話があつて、「ただいま行政管理庁長官からお答えを申し上げました趣旨に沿ひまして政府全体をよく指導してまいりたい、このように考える次第でございます。」、こういう御答弁をなさっている。

それで、資料がなかったのちよつと先ほど省きましたけれども、五十五年十一月十七日、衆議院の議院運営委員会において宮澤官房長官が示された政府統一見解。

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二十条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

これが五十五年の十一月十七日の宮澤官房長官の政府統一見解、こういう一連の動きから見て、今回あなたがおとりになった処置は、従来の方式を全部ぶち壊すような、そういうやり方だと僕は思うんです。いかがですか。

○国務大臣（藤波孝生君） 今回の公式参拝につきましては、各方面からの非常に強い御要望がございまして、それを受けていろいろ時間をかけて慎重に検討してきたところでございます。従来の政府の態度といたしましては、今御指摘のように宮澤官房長官時代の政府統一見解があつて今日に至つておる。したが

いまして、その統一見解を十分念頭に置きまして、各方面の御要望にこたえるということにするとすればどんなふうに対応すればいいかという検討いたしました。憲法との関係を特に頭に置きまして、いわゆる公式参拝の様式に非常に深い思いをいたしているという検討してきたところでございます。

先ほど来お答えを申し上げておりますように、宗教活動といった誤解を招かないというような形、あるいは信教の自由を侵さないというようなあり方、そういった憲法とのかかわり合いを十分念頭に置きまして、そして今回のような様式で公式参拝するということであれば憲法の違反にはならない。また個々の閣僚の信教の自由を確保するという意味でも、内閣総理大臣はこういうふうな形で公式参拝を行うことにいたしますというところを各閣僚に御連絡を申し上げまして、考え方を同じゅうする関係は一定時間靖国神社の方にお願いをし、そういう形で公式参拝——それは八月十五日でございますから、ずっと一日じゅういろいろな団体が拜殿の中でいわゆる宗教行事をやっておりますが、その中をずつと通って閣僚が本殿まで行って一礼するという形のものや、あるいは社殿で一礼するという方式や、いろんなことも頭に置きまして、さらにまた従来のような参拝様式で、そして私的な参拝をするというふうなことをそれぞれはそういう方法が当然あるわけだし、といったことをそれぞれの閣僚の自由な御判断にゆだねまして、内閣総理大臣はこんなふうな形で公式参拝をいたします、こういうことにいたしましたところでございます。各方面、特に憲法とのかかわり合いを十分頭に置いて政府において検討をいたしました結果、こういう形になった次第でございます。

なお、統一見解としてお示しをいたしてまいりました宮澤官房長官当時のものと今回とりました態度との関係につきましては、多分に法律的な問題でございますので、先ほど申し上げますように、法制局長官からお答えを申し上げたいと思っておりますけれども、これで全部ぶち壊しにするという意味ではなくて、従来の統一見解を十分念頭に置いて検討をさせていただいた、こういうことをぜひ御理解をいただきたいと思うのでございます。

○説明員(茂申俊君) あらまし官房長官から御答弁を申し上げます。御説明を申し上げますが、私それに若干補足をいたしました。御説明を申し上げたいと思っております。

御指摘の昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解におきまして、公式参拝につきましては「違憲ではないかとの疑いをおお否定できない」ということを述べておるわけでございますが、

これは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、この閣僚の靖国神社公式参拝の問題というものは国民意識と深くかわるものでございまして、それが憲法の禁止する宗教的活動に該当するか否かを的確に判断するためには、これに関する社会通念がどうあるかということを見定める必要があるわけでございますが、何分にも法理の一点だけではなかなか結論が出ない問題であるということでございます。いわば公式参拝全体をグローバルにとらえまして合憲とは断定できないといったような見解を申し上げてきたわけでございます。

今回、先ほど官房長官からお話がありましたように、いわゆる靖国憲から報告書が出まして、この報告書を参考にいたしました。いろいろと検討をいたしました結果、この公式参拝の合憲、違憲を判定する一番基本的な解釈の基準と申しますのは、津の地鎮祭最高裁判決のいわゆる目的効果論でございます。目的効果論に当てはめまして合憲にたえるということではなければ、これは実施がもとよりできないわけでございます。その点を十分に検討いたしました結果、今回の参拝は確かに靖国神社が宗教施設である以上、宗教とのかかわり合いがあることは否定できないにしても、第一に国民や遺族の多くが靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において総理や閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえまして、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行われるものでありまして、しかも神道儀式によることなく、かつ追悼の行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表するということにかんがみましますと、客観的に見て今回の参拝が宗教的意義を有するとか、あるいは靖国神社に対する援助、助長の効果を有するとか判断されることはないという結論になりました。そして先ほど申し上げた判決に照らしましても、今回の参拝が違憲ということにはならないという確信を得ましたので公式参拝に踏み切ったというのが、いわば我々の立場からする見解でございます。

○原田立君 法制局長官、あなたの今の話の中に追悼というのがありましたね。追悼と公式参拝とはどう違うんですか。

○説明員(茂申俊君) 追悼と申しますのは、これは国語辞典的に申しますと、死者をしのび、悼み、悲しむという行為でございます。これ自身が宗教的な意義を有するということではないと我々は考えております。

○原田立君 法制局長官は憲法を守る番人である、ちよつと言葉はおかしいけれども、憲法を守る重要な立場にある人だと、

こういうふうには私は認識するけれども、間違いありません。

○説明員(茂申俊君) 大変おがましい、自分のことでございますから言いにくいことでございますけれども、私の所掌は、内閣にありまして法律的な解釈とかあるいは見解というものにつきまして、内閣に対していろいろと御意見を申し上げますという立場でございます。

○原田立君 おおがましいですからなんて、そんな遠慮する必要はないんですよ。あなたの立場は、憲法に照らしてどうあるべきかということをお厳正な立場で判断して、内閣に言うべきでしょう。おがましいですからなんてそんなへつり腰の態度はおやめになった方がいいですね。

それでお聞きするんですけども、前の角田法制局長官のお話のときは、はっきりと違憲の疑いがあるということをもう五十五年のときに言っています。それから宮澤官房長官の談話が出てきている。今回茂申法制局長官は、これは合憲であるというふうな判断をなさっている。一体、政府統一見解というふうな非常に重要な事柄を私的諮問機関の報告書を得て、それを見て判断して、それで合憲である。人間がかわつたらば、報告書がそういうふうに出てきたらばいいともやすやすと変えるということは、行政上そういうことは許されるんですか。

○説明員(茂申俊君) こともやすやすと変えたわけでは決してございません。前々からこの点につきましては、我々としたしましても内々いろいろと検討いたしました、またどのような形であれば公式参拝ができるかということも内々としては検討しておりました。先ほど申し上げたけれども、いずれにしても、先ほどから申しますように、国民意識に深くかわる問題でありますだけに、我々だけの立場でその前提となる与件と申しますか、そういったものについての判断を下すわけにはまいらないということ、先ほどから申しましたように、なお合憲であると断定はできないという立場を維持しておたわけでございます。

○原田立君 ちんぷんかんぷんでよくわかりませんね。要するに私の言いたいのは、十月十四日の官房長官談話で述べている従来の統一見解を変更するものであるとの意味でありますけれども、その限りにおいては、政府の憲法二十条の解釈を変更したと受け取ってよいか、あるいは社会通念、国民意識に対する政府判断を変更したのみで、憲法二十条の解釈を変更したものでないか、こう言うのか、一体どつちなのか。また、法制局長官は政府の法律解釈の番人として憲法解釈の元締めであるはずであります。それが政治的判断に左右されては務めを果たし得

ない。

しかし過去、法制局がたしか昭和二十七年ごろ政府の憲法解釈を変更した事例が何かあったように聞いておりますが、皆その時の政府の政治的判断、政治的決定が優先して、それに伴って法律的解釈が後から追認してきたと思う。今回のそれも社会通念に対する判断の変更を政府自身が行っている。かかる判断の変更は総選挙の結果があるいは国会に判断を求めべきで、一内閣が、しかも私的諮問機関の意見を取り入れて行うなどというのは越権行為である。こういうふうに思いますけれども、法制局長官いかがですか。

○説明員(茂申俊彦) 今回の総理等の靖国神社公式参拝の問題の処理につきましては、政府はこれまで公式参拝をいわばグロ―バルにとらえまして、違憲とも合憲とも断定していませんが、違憲ではないかとの疑いを否定できないということで、断定的な結論を出していませんのでございますが、今回のような公式参拝につきましては、靖国懇等の報告も参考といたしまして、そして鋭意検討した結果、社会通念に従って判断すれば憲法二十三条三項に抵触することにはならないという結論を得るに至ったということでございます。憲法二十三条三項の解釈そのものを変更したものではありません。

○原田立君 官房長官、総務庁長官にも聞くんですけども、先ほど両大臣が去年の参議院予算委員会という私的諮問機関においては意見の開陳等があつてもそれ以上のもではない、そういう御答弁をなさっている。藤波官房長官は管理庁長官の言うとおりで、それを十分徹底します、こういうふうにご答弁なさっている。今回のこの報告書は、午前中野田委員からも指摘があつたけれども、この第八の「終わりに」「政府は、以上の懇談会の意見を検討の上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を取らねばならぬ」と、ここまで踏み込んだものが出たらば、それはちよつとおかしいんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。まずこれは総務庁長官に聞きましょう。そして後、官房長官。

○国務大臣(後藤田正晴君) 国家行政組織法の第八条機関、それといわゆる私的懇談会、これの違ひの件でございますが、これは私が予算委員会でお答えをしたとおりでございます。一方は国の機関として合議制の意思決定があつて、公の権威を持つて答申をせられるものでございますから、政府としてはそれを最大限に尊重するという立場に置かれるわけでございます。一方いわゆる懇談会の方は、これは行政運営上の必要があつて内

閣あるいは各省庁で何らかの方針を決めたいというときに、役所の中だけでなしに広く国民各層の専門的な立場の方の意見を聞いてそれを参考にして政府が意思の決定をするということも当然あつてしかるべきであらう。そしてむしろ、私はあのときの答弁でも申し上げているように、今日のような時代には広く各方面の意見を聞くという、懇談会というものは一概に否定してはいけません。これはあつても差し支えないんだ、こう申し上げておるんですが、ただ問題は、いわゆる八条機関といわゆる懇談会とがややともすれば混同せられておる、これだけはつきりとして区別をしていかなければならぬ。そういうことで、既に昭和三十六年に行政管理局から各省にこの点については注意を喚起し、閣議等でも発言をし、さらにまた五十七年には当時の行管庁長官からも、国会等でいろんな御意見があつた結果だと思つて、改めて各省に注意を喚起したわけでございます。そこで、今回この問題について官房長官がこの会議を開かれた、いわゆる懇談会はこの基本線に沿つて十分配慮しながらやつていただいたものと、かように私は考えておるわけでございます。

そこで、御質問の重要な憲法の解釈等にわたる問題をこういう懇談会でやるのはけしからぬじゃないか、これは私は御意見としては承らしていただきたいと思つて、しかし私も閣僚として公式参拝をいたしました。しかし、私はその際に、何といひますか、お国のために命をささげられた方々に追悼の誠をささげ、そして平和を祈念する、こういう立場で参拝をしたわけでございます。私は率直に言つて、それによつて憲法二十三条三項に定める特定の宗教なりあるいは国家神道なりを鼓舞激励する、こういうふうな考え方は私には当たっておりません。私は今回のようなやり方では私には当たらぬ。これは憲法二十三条の違反にはならない。なぜならばと言へば、私は憲法の解釈というものはずぐれて憲法学者等の意見を十分参考にしながら政府としては考えなきやならぬ、これは基本であることは間違ひありませんけれども、日本のような硬憲法の解釈というものは、その文言の解釈の範囲の許される限度内であることは当然でございますが、その限度内における解釈は、社会通念あるいは国民意識の変化、こういうものを踏まえながらいわば社会的な立場、これも加味してフレキシブルな解釈で差し支えない、私はさように考えておるんです。しかし、今回のようなやり方であるならば、まさにこの靖国神社というものは、国民の大部分の人あるいはまた遺族会の方々は追悼の場として靖国神社という

ものを中心的な施設であるとお考えになつてゐるの、これは今日の社会通念ではないのか。ならば、今回のようなやり方で目的、効果といったようなことを考へて参拝するならば、公式参拝といへどもこれは憲法違反にはならない、私はさような考へ方でございます。

○国務大臣(藤波孝生君) 先ほど申し上げましたように、いわゆる八条機関の答申と、私的な懇談会であるという意見が述べられる、そのことを参考にすることとは明らかに区別していかなきやいかぬということも昨年国会で申し上げておるところでございます。その考え方は変わつておりませんということも先ほど申し上げたとおりでございます。一年にわたつて靖国懇が行われてまいりまして、林座長あるいは林座長代理のところ、そろそろこの懇談会の終わる時期が来ている、ついでには、なるべく私もこの二十一回にわたる会合にはできるだけ出席するようにいたしてまいりましたので、いろいろ御意見は耳で聞いてきたところでございますけれども、政府がこの問題を判断する際に判断しやすうように二十一回にわたる懇談会の意見が出されたところをひとつまとめよう、こういう御相談がござつて、そこで報告書がつくられるということになつた次第でございます。

最後のところで、かくかくしかじか政府として公式参拝の方向を探ることがいいと思うというふうな表現になつておりますことは、いろいろ事柄によつては中身が併記せられておりますけれども、こういうことについては懇談会の大勢がそういうところ、こゝに赴いたということを報告書の中で意思表示せられたもの、こういうふうにご答弁をなさつておるわけでございます。しかし、これは八条機関の審議会と違ひまして、政府としてはいたゞく意見を政府の行政運営の参考にしていこうということでございますから、だからというのではなくて、この報告書のそれぞれ書かれております併記された部分なども十分参考に政府の態度を決めるといふことにはいたしたところでございます。懇談会報告書はあくまでも参考にさせていたゞいて、そして政府の責任において検討し決定したということにいたしておるところでございますので、懇談会の報告書の書かれました事柄が越権であるというふうには考へていないところでございます。これは受け取る政府の方がどう考へるかというところと十分関係のある話だと思つて、そのようには理解していません。うふうに申し上げたいと思つて、このように申し上げます。

何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力行使してはならない。」これが一項ですね。二項には「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。第三項が「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」、「国及びその機関は」と。

あなたも、国務大臣として、国の機関の一つでしょう。それだったら公式参拝するというのはこれに違反するんじゃないですか。先ほどは全然そんなことは違反しないんだという結論のようにお聞きしたけれども、明らかにそれはおかしいんじゃないかというふうには私は指摘したいんですが、いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今御指摘のように、憲法二十条の第一項は信仰の自由を保障しておる。第二項は宗教行事への参加はだれにも強制せられない、こう書いてあります。私はだれにも強制せられておるつもりはございません。第三項は、宗教活動はいけないと書いてある。したがって私は、先ほど申したように、今回のようなやり方であるならば、それは特定の宗教なりあるいは国家神道を鼓吹するということは毛頭ない。したがって宗教活動には該当しないんだ、したがって私は憲法違反には該当しない、かようにお答えしておるわけでございます。

○原田立君 もう時間ですからこれでやめますけれども、後藤田長官の意見も、ちよつと言葉は悪いけど、詭弁みたいなことで受け入れがたい、これだけ申し上げて終わります。

(略)

○内藤功君 (略) さて、私はもう一点お伺いしたいのは、きょうは靖国神社のいろいろな御議論を私も拝聴しておりました。防衛庁長官は自衛隊の指揮監督をされる地位にあられるわけですが、我が国の自衛隊と靖国神社の関係をお伺いしたい。

我が国の自衛隊は、靖国神社に対する部隊としての参拝を今までしたことがあるのか、計画をしていることがあるのか。またもう一つは、関連をして、我が国の自衛隊の内部の教育、特に精神面の教育において靖国神社はどのように取り扱いをされておるのか、これからはどうなのか。この点をまず伺っておきたいと思うんです。

○説明員(友藤一隆君) 靖国神社への公式参拝ということでございますが、自衛隊の部隊としましては、今まで参拝したことはございませんし、またそのような予定もございません。

○説明員(大高時男君) 自衛隊におきます靖国神社に関する教育でございますが、体系的な教育というのは一切行っておりません。

ただ、精神教育の一環といたしまして、数次の戦争において一命をささげられた戦没者に対して人間の自然な心情として遺徳をしのぶとか、あるいはまた追悼の念を抱いて平和の重みをかみしめるとか、こういったものを配慮させる、例えば終戦記念日の黙禱というようなことでございますが、こういったことについては話をするという状況でございます。

○内藤功君 そこで、法制局長官に伺いますが、先ほど来の御議論で、昭和五十五年十一月十七日の政府見解というものは、公式参拝は憲法違反の疑いを禁じ得ない、法律家の言葉で違憲の疑いを禁じ得ないというのは違憲だということに私は非常に近いと思うんですね。違憲かどうかからないというんじゃないんですよ、これは。違憲の疑いというのは違憲ということに近いと思うんですね。これはあなたもおわかりだろうと思うんです。

もう一つは、その見解をことしの八月十四日の官房長官の談話なるものでは、このような方式、つまり一礼をするという方式であれば憲法に違反しない。これは変わった。どうして変わったのか。同じ法制局です、茂申さんも五十五年のときおられたはずですね。あなたが反対したということは聞きません。同じ人なんです。どうして変わったのか。憲法の解釈を通じて、政府に対して役に立っているお役所としてこんなふうにくる変わるんじゃないや、こんなふうには大事なお役所としてどうして変わったんですか。法律家の法律解釈、しかも憲法解釈がぐるぐる百八十度変わるにはだれをも納得させる、憲法学者を含めただれをも納得させる根拠がなきゃなりませんよ。それは一体何なんです。道理なんです。数なんです。道理が間違っていたので直したというんですか。じゃこの道理が間違っていたのか。それとも数なのか。数なら、数はしょっちゅう変わりますからね。きょうの多数はあしたは少数になります。数なのか、どっちなんです。そういう問題。一体どこで変わったのか、懇談会、靖国懇の意見が出たから変わったのか。そんなに権威のあるものなのか。それともかしわ手をばんばんと二回やるのをやめたから、それで違憲なものが合憲に変わったのか。私は一番最後のことだと思うんですね。かしわ手が二回鳴ったときは憲法違反だったが、それをやめて玉ぐしの奉てんも自分でや

らない、おじぎだけにした、深々と頭を下げられた、それで合憲になる。結局、突き詰めてくるとそこになるんじゃないか。私はこの見解が出てからずっといろいろ考え、また何回も読んでみたけれども、結局そこしかないんじゃないかと思うんですね。だれにでもわかるようにどうして変わったのか、先ほどからいろいろ質問があったけれども、どうして変わったのか、このところをわかりやすく、しかも法律家らしく御説明願いたいと思います。

○説明員(茂申俊君) これは委員に申し上げるまでもなく、憲法二十条三項の宗教的活動に該当するかどうかということの判断基準は、津の地鎮祭に関する最高裁判決におきましてその基準が明示されておりまして、いわゆる目的効果論でございますが、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長等になるような行為が、これが国の宗教的活動として禁止されるものである。それからまた、ある行為がその宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、その行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきものであるとされておるわけでございます。

そこで、先ほど御指摘のありました昭和五十五年の十一月十七日当時における政府統一見解の当時におきましては、この津の地鎮祭に関する最高裁判決が既に出たわけでございます。そこで今申し上げたいようないわゆる目的効果論に照らす場合の社会通念に従って客観的に判断すべき必要があるわけでございますが、事柄が国民意識に深くかかわるものであるだけに、法理の一点だけで判断をするというわけにはまいらない問題であるというような観点からあのような統一見解を維持しておったわけでございます。しかるに、今回いわゆる靖国懇の報告書が出てまいりまして、そうしていろいろなことを言っております。そこにはいわゆる社会通念を反映している点もいろいろとございまして、そういった点も参考とし、そうして我々また独自に考えました結果、今回行われましたような公式参拝であれば、今申し上げたいいわゆる憲法二十条三項の解釈基準であるところの目的効果論に当てはめても、いわゆる宗教的意義を有することもないだろうし、また援助、助長的な効果もないであろうという、そういう判断を下しまして、そうして今回の参拝が違憲でないという結論を出したわけでございます。

○内藤功君 そうするとやっぱり私の言うとおりのことですか。最高裁の判例をもとにしておる。最高裁の判例は助長とか



援助とかいう目的効果があったかどうか、そこにあなたは着目している。それでこの前は、五十五年のときはそれは憲法違反であった。今度の場合は憲法違反でない。どこが違うかとすると結局、私はかしわ手のことを言いましたが、かしわ手を打たないで社前で、または本殿ですか、本殿において一礼をした、その違いだけじゃないですか。そうですね。その違いだけでしょう。それでもって合憲か違憲か違ったということなんじゃないですか。そう承つていいですか。

○説明員（茂申俊君） 先ほど申し上げましたが、「違憲ではないかとの疑いをなお否定できない」という昭和五十五年十一月当時の見解でございますが、これは公式参拝というものをグロバルにとらえまして、そうして断定的な結論を出すことはできない、あるいはしないというような見解のもとで、そして政府としては公式参拝を差し控えるというところにいわばポイントがあるような、そういった統一見解であつたわけでございます。

今回、先ほど申し上げましたようにいろいろと検討しました結果、これは先ほどからほかの委員の御質問に対しても申し上げておりますように、今回の参拝は、靖国神社が宗教施設である以上、宗教とかかわり合いがあることは否定できないけれども、国民や遺族の多くが靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとして、また同神社において総理や閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえまして、そうして専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行われるものであり、しかも方式としましては、神道儀式によることなく、かつ追悼の行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表するということなり方、態様の参拝方式でございますが、こういったやり方であれば、先ほど申し上げましたように、目的効果論に照らしましても、目的が宗教的意義を有するとか、あるいは効果が宗教に対する援助、助長等になるといったような行為には当たらないという判断をいたしましたわけでございまして、決して、ただかしわ手を打たなければ合憲になるといふその一点だけでそういった判断を下したわけでは毛頭ないわけでございます。

○内藤功君 いや、やはりかしわ手を打たないから合憲になつたんですよ。そのほかのことと申すけれども、そのほかのことはいわゆる理屈なんですね。あぶくみみたいなものなんです。その本当の理屈は一つだけなんです。かしわ手を打たない。そのことをいろいろな装飾をつけて言っているだけの話だと私は思

いますよ。

それで、総理の資格で公式参拝をして一礼したということが宗教的活動になる、このところが問題なんです。かしわ手があつたかつかつたかということとはどっちでも同じことなんです。靖国神社というのは、昭和十六年に当時の靖国神社司宮の鈴木孝雄陸軍大将が、偕行社という陸軍の将校団の機関誌があるらしいですが、それにこう言っておりますよ。だれを祭つてあるのかという問題について、「遺族の方は、其のことを考えませんと、何時まで自分の息子という考えがあつては不可なり。自分の息子じゃない、神様だというような考えを持って戴かなければならぬのですが、人霊も神霊も余り区別しないというような考え方が、いろいろの精神方面に間違つた現われ方をしてくるのではないかと思うのです。」「自分の一族が神になつてい

る。」「という考えは勿論もつておられるに相違ありませんが、一方に親しみという方の点加わるものですか。」「お祭をしてる間に平気で話をしているというふうなものもあります。」「遺族がですね。」「確かに、自分の一族の方が神様になつておられるんだという頭があるからだと思います。そうでなく、一旦此処に祀られた以上は、これは国の神様であるという点に、もう一層の気をつけて貰つたらいいんじゃないかと思つています。」「こういうふうな言つておられますね。『九段の母』という歌があります。あれは実際に合わない。自分の息子じゃない、国の神様だ。」「

私はこれ以上引用しませんが、本当にこれがこの靖国神社の宮司を務められた方の言つておられることです。戦後四十年たつたけれども、この考え方は変わっていないと私は思うんですよ。宗教施設でしよう。宗教施設の前に行つていゝわゆるかしわ手を打つて拝んだか、あるいは最敬礼あるいは深々とおじぎをなされたかということにかかわりなく、この靖国神社の前で頭を下げたということ自体で宗教的活動と見るのが私は、法制局長官あなたの任務じゃないですか。さつき質問ありましたけれども、あなたは一体、内閣からぜひこれを合憲にしろたいんだけれどもその理屈をつつてくれ、こう言われて仕事をやるんじやないでしよう。失礼だけれども。そうじやなくて、内閣の気に入らなくてもこれは憲法の筋道からいって、憲法の条文と解釈からいって、こうでございますと申すのが法制局長官でございます。おかしくないですか、自分で、法律の専門家としてこれ矛盾を感じないですか、率直に聞きたいんです。

私の立場で十分に検討いたしましたして、そして私の信念に基づく結論を内閣にもまた官房長官にも申し上げたわけでございまして、決して政治的に内閣から要請を受けて無理に法律構成をつくらうとかいうことは一切しておらないつもりでございます。

○内藤功君 官房長官に伺いますが、この憲法の関係が一番大事だと、あなたはそういうふうに思つたから一年間かかつて何十回ですか、懇談会を開いてそれでやつたと、こう言いましたね。その中の憲法学者は反対したんでしょう、憲法違反の疑いがあるということ佐藤功さんですか、それから芦部さん反対それから八月十四日には例えば三十六人の憲法学者、靖国神社公式参拝問題についての憲法研究者の見解、この中には上智大学の相沢久さん、立教大学の池田政章さん以下名前を見れば、今各大学の憲法の講座を持つて一流の先生ですよ。皆で三十六名。その方がサインしてこの見解を官房長官のところに秘書官を通して提出しているわけですね。

社会通念とか国民感情とか言うけれども、それは憲法解釈の問題なんだ、これはすぐれて憲法解釈の問題なんだ。それについて憲法学者のこれだけ多くの方が反対しておる。むしろこの方が道理なんですよ。この方が社会の通念なんですよ、憲法学者の言つておられる方が、社会通念とは道理だと書いてあります。法律学辞典を見ると、社会通念というところは常識と書いてある。常識というのは、さつき私が聞いたように、多数の人が靖国神社公式参拝を求めている、それだけで常識になるんじゃないんです。それが常識になるかならないかはもう一つ道理が必要だと思つておられます。この憲法学者の多数の反対、これをどう見るか。

それから宗教界ですね。国家神道以外のキリスト教にしても、あるいは戦前では大本教ですか、ひとのみち、これが大変な弾圧を受けました、刑法と治安維持法で。それから創価教育学会というのもあるでしょう。たくさんこういう宗教団体がやられたですね。そういうところから、苦い経験から今の宗教団体は非常にこれに厳しい批判を持っていますよ。どうしてこういう強力な憲法学者、宗教界に反対があるのかかわらな、公式参拝実現が社会通念だ、国民の意識だと、こう言えるんですか。国民の意識をもつて横暴にもこの反対意見を圧殺していると言わざるを得ないと私は思つておられます。にもかかわらず、これを社会通念だと称してやつた。どうしてそんなに急ぐのか。ここらあたりの点について官房長官どうお考えになるんですか。

○国務大臣（藤波孝生君） ここ数年來、国民の皆さん方の中の

いろいろな団体やあるいは遺族の方々などを中心としたいろいろな関係団体などから、ぜひ公人としての立場で戦没者に対して追悼の誠をささげるべきだという強い御要請がございました。先ほど来もお答えを申し上げておりますように、全国の県、市町村の議会などでも随分この問題が取り上げられまして、非常にたくさんの方々の御意見が御要望になっておられるという事実を把握いたしましたところでございます。

一方、今委員御指摘のように、特に、わけても憲法問題という認識を私どもも持ってきておりました、したがって、歴代内閣といたしましても、いろいろ憲法との関係に苦慮しながらきたことであろうと、歴代官房長官のお気持ちなどもよく推察できるところでありまして、頭にあつたのは憲法との関係だろうというふうに思うのでございます。

懇談会の中でも、今お話がございましたように、どなたがどういう意見を述べたかという固有名詞を出さないことになっておりますので、佐藤教授がどうおっしゃった、芦部教授がどうおっしゃったということをここで申し上げることを控えますが、私どもできる限り出席をいたしまして、法律論としてのお立場からの御意見を拝聴をいたしまして、法律論としてのお立場から、私どもも参考をさせていただきますところでございます。また非常な参考をさせていただきますという御意見の報告書の中にもできる限り併記するという工夫をいたしておいておりますので、そういう意味でも報告書を参考にするということは、併記されたいろいろな問題認識あるいは御意見について十分慎重にこれを参考にさせていただきますということを申し上げておきたいと思っております。

懇談会の報告書をちようだいいたしましたし、これを参考にしまして、しかも政府自身がいろいろ調査をいたしましたし、いろいろな検討をしてきたという従来の経緯もございまして、それらも十分踏み台にいたしましたし、いろいろな角度から慎重に検討をいたしました結果、御報告を申し上げたようなことで八月十五日に公式参拝に至ったところでございます。

法律学者の意見、憲法学者の意見を無視するののかということにつきましては、十分参考にさせていただきますし、そして従来最高裁での判決としては、これを判断するのに津の地鎮祭判決というのが一番参考になるといふようなこともいろいろお聞きもいたしましたので、それらもよく検討させていただきますところでございます。

問題は、今度の参拝の形式とかかわるところが多分にあるかと思うのでございます。専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行われるものであり、しかも神道儀式によることなく、かつ追悼の行為としてふさわしい方式により追悼の意を表するものであるから、客観的に見て今回の参拝が宗教的意義を有するとか、靖国神社に対する援助、助長の効果を有するとか判断されることはないと考えるところが、大体私どもが今回判断をいたしました考え方でございます。

宗教的な非常にそういったたずまいの場所ではないかという御指摘につきましては、宗教法人靖国神社という場所が極めて宗教に関係の深い場所であるということによく認識いたしておるところでございます。ただ、その場所を、国民、御遺族の非常に多くの方々や戦没者を追悼する中心的な施設であるというふうに考えておられるというこの背景を受けて、その場所に赴いて一礼をするということによりまして戦没者を追悼し、そこで心から平和を祈念するという一礼をしたということでございます。憲法とのかかわり合いについて、違憲の疑いなしとしないこととされてきたことについて、そういう形で公式参拝を行うというところであれば、いろいろ現在の国民の見ておられる社会通念とにらみ合わせれば、憲法に抵触しない、こういう判断に立ち、しかもこの判断したことは、内閣総理大臣がそういう形で公式参拝をするけれどもほかの関係に強制するものでもないというところについても十分の配慮を行い、そして官房長官談話の中に触れましたように、諸外国に対しましては、誤解を与えるようなことのないように、外務省を中心にしては、誤解を与えるという御説明も申し上げ、そして今後とも憲法に抵触するようないかなにか、靖国神社に対して特に政府がいわゆる肩入れをするのではないかというふうな誤解を与えるようなことのないように十分注意いたしまして、憲法との関係について厳格な態度で進んでいくようにしなければならぬ、こういうふうな考えてきたところでございます。私どもが慎重に検討してまいりました経緯につきましてぜひ深い御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○内藤功君 ちよつと最後に一問。  
納得できませんね。

私は、次に、外国の国公賓の参拝をという声が出ていますので、これについてちよつと質問しておきたい。

外国の国公賓ということになると、例えばアメリカ大統領を

含む各国の首脳が、東京でサミットがある、近くあるようですけれども、そのときに来たときに参拝させる、これも一つの外国の国公賓の参拝になると思うんですね。靖国神社には、あの戦争を始めてそうして負けて、原爆も落ち三百万人の人の命が亡くなった戦争の政治の最高責任者であった人が神様になって祭られているんです。そこに外国の元首を参拝させるということになると、その戦争、過去の日本の起こした戦争について免罪符を与えるという政治的な意味を持つことにならないか。ここらあたりは、今盛んにあなたのところにも国公賓を参拝させるという意見が行っているように私はいろいろ聞いておりますけれども、一体これをどういうふうにお考えになつておられるか、こういう意見についてですね。これは総理の公式参拝以上の重大な国際的な意味を持つた問題です。官房長官のお考えを聞きたいです。

○国務大臣(藤波孝生君) 私は外務省に籍を置いたことがないものですから、向こうからどういふ話があつてどういふ対応をしておるのかというような詳しいことはわかりませんが、少なくとも、日本の総理大臣が外国へ出かけていきます場合に、総理がどういふふうな日程を組むか、相手の国でどういふふうな行動をするかという一つあつて、そしてそのことが非常に適しておるかどうかが一つあつて、そしてそのことが非常に適地の日本の大使館にいろいろ研究してもらひまして、そして日本の内閣総理大臣が出かけていって最も適切な日程ということになるように努力する、こういうようなことにいたしておるわけでございます。それは国によっていろいろありますから、相手国のいろいろな研究をし、そして特に現地の大使館などいろいろな意見を参考にするといふようなことで決めておるわけでございます。

そういうことから考えましても、日本に來られた外国の国公賓がどういふふうな日程を組まれるかということは、非常に多くの部分はその相手国、來られる個々の国がどういふふうにお考えになるか、そして特に現地という東京にありますが大使館、大部分が東京にありますから、この日本にあります。その国の大使館あるいは領事館、公使館が日本でのそのことをどうとらえていて、そして本国の大統領や総理大臣が日本で行動するの一番いいのはどういふふうにするだろうかというところをいろいろ討議して決める事柄だろうと思つておるんです。ただ、相談は外務省にあると思つておるんです。しかし外務省からこうした

らどうですかとか、あるいはこういうことにするのがいいと思  
いますというように押しつけがましい話をするということには、  
まず外交の普通の例からいってないことだろうというふうと思  
います。そのことをぜひ御理解をいただきたいと思うのでござ  
います。

○内藤功君 納得できませんが、時間が来ましたので、人事院  
総裁と総務庁長官には勧告問題を聞きたかつたんですが、既に  
他の委員との論争の中で出ておりますので、質問はこれで終わ  
ります。

【六一二】第百二回国会衆議院法務委員会議録第二  
十四号(閉会中審査)(昭和60年9月6日)

(発言者)

横山利秋(委員)

嶋崎均(国務大臣、法務大  
臣)

稲葉誠一(委員)

大森政輔(説明員、内閣法制  
局参事官、内閣法制  
局第一部長事務代  
理)

中村巖(委員)  
〔発言順。敬称略〕

○横山委員 (略)

さて、公式参拝なるものについて、政府の、官房長官の私的  
諮問機関であるものが答申をしたからといって、それを基礎に  
して公式参拝したことについては私も多大の疑義を禁じ得な  
いのであります。しかも、靖国神社の国家護持につきましても、  
すでに当院において法制局長官等の意見陳述によりましても、  
この問題について政府の公式見解として疑義を表明しているこ  
とも御存じのとおりであります。

私は、今、首相を初め十八閣僚が公式参拝をしたことについ  
て問題にしたいのでありますが、特にきょうは、法務大臣とし  
てそういう今言ったような立場の中で公式参拝をやられたとい  
うことは大変遺憾千万なことだと思いますが、法務大臣は一体  
どういう心境で公式参拝に臨まれたか伺いたいと思います。

○嶋崎国務大臣 たいま御質問の靖国神社の公式参拝の問題  
でございますが、御承知のように戦没者を追悼するということ  
につきましても、どの国でも一般的に行われておることであ  
りますし、我々自身の育った時期というようなこともありまし  
ょうし、私たち中学の同級生で陸士、海兵へ行った者は一人も  
残らず戦死をしておるといような環境に育ち、また当時の級  
長、副級長をやった五年生の友達も全部戦死をしておるとい  
ような環境に育ってきたわけでございます。また、そういう背  
景の中で戦没者を追悼するという気持ち、靖国神社がその中心  
的な施設であるということも一般的に認められておる状況であ  
りますので、かねてから国を代表する者が公式に参拝をしたら  
どうかということについていろいろ経過があったことは、先ほ

ど御指摘のあったように我々もよく承知をしておるわけでござ  
います。

しかし、そういう中で、今回はいろいろな人の意見も聴取を  
して、また一般的な心情としまして、そういう中心の施設  
であるところでこの戦没者の追悼をしてもいいという気持  
ちが相当あったわけでございます。そういう問題と、それから  
憲法に違反するかどうかというふうなことにきましても十分  
検討をした上で、今回の形式の公式参拝に参加をしたというの  
が実情であるわけでございます。

○横山委員 戦死者の墓にお参りをするということについては、  
私もやっておるわけでありまして、外国へ行きましても、私はし  
ております。ただ問題は、憲法によって政教分離の原則が確立  
しておる日本であります。外国でもそうであります。しかも靖  
国神社が何といたしても宗教法人であり、神社であるという  
ことなのであります。

法務大臣にお伺いしますが、無名戦士の墓にお参りをされた  
ことがあります。靖国神社のすぐそばでございますが、本当  
にお参りされるならば、無名戦士の墓になぜお参りしないので  
すか。あるいはまた、そうするとあなたは将来公人としても伊  
勢神宮へお参りされる、こういうこともおやりになるおつもり  
でありますか。

○嶋崎国務大臣 今回はお参りはいたしませんけれども、(発  
言する者あり)よその機会にお参りしたことは何回かあります。  
(横山委員「よくわかりません」と呼ぶ)十五日の日はいろいろ  
な都合でお参りはしておりませんが、別の機会にお参り  
したことはあります。

いずれにしても、将来の問題につきましても、どうい  
方をとるかというふうなことにきましましては、懇談会の中にも  
いろいろな意見があるところでありまして、我々も十分事態の  
推移を見て判断をしていきたいと思っております。

○横山委員 新聞の報ずるところによりますと、あなたはそれ  
でも多少気持ちの上でじくじたるものがあつたようございま  
すが、これを見ますと、肩書を法務大臣とせず国務大臣とされ  
たそうであります。また談話で、「法務大臣と書く」と法務省と  
の絡みが生ずるので避けた。玉ぐし料とか供花料は慎んだ方が  
よい。」というふうに対応されたそうでありまして、これはど  
ういう意味でありますか。

○嶋崎国務大臣 かねてこの問題についていろいろな議論があ  
つたわけでございます。いろいろな整理が進んだというのが

りぎりの段階でございましたけれども、それまでは従来の考え方というのがありますし、私たちも過去に靖国神社に追悼の意味で参拝をしたということがあるわけでございます。そういうときの資格はどういうことであろうかというようなことでございまして、そういうときには私の参拝であるというのが長らく続いた考え方であるわけでございます。そういう意味で、私人として参拝をするというようにも申し上げておりました。またいろいろな関係で玉ぐし料その他の問題につきましては、公的な考え方であるべきではないというふうにも思っておりますので、そういう考え方を率直に述べておいたというのが実情でございます。

○横山委員 それでは法務大臣たると同時に政治家としてお伺いしたいのですが、事靖国神社に公式参拝する、しないという問題ばかりでなくて、このことが政治的にどんな影響があるかという問題であります。

伝えるところによりますと、中国側の反応は、単にこればかりでなくて、総理以下閣僚が公式参拝をする、あるいは一％を突破する、あるいはまた最近伝えられたのもやはり同様だと思いますが、日の丸、国旗掲揚、君が代などが教育審議会で課題になるというような一連の政治的な動向について、一体政治家としてあなたは公式参拝だけではないというふうにお考えでしょうか。その動向というのが国内及び国外に与える影響というものをあなたは全然考慮をなさいませんか。

○嶋崎国務大臣 我が国の憲法の精神というのは、我々も十二分に承知をしておるわけでございます。そういう一連の中で、今度の公式参拝の問題につきましても、これの宗教的な意義というものをどう考えるのか、あるいはその効果として宗教に何らかの意味で加担をする、あるいはそれを阻害をするというような考え方とは別個の問題として事柄を処理しておるわけでございまして、そういう意味で今度の問題についても、対外的に今御指摘のような問題があるとするならば、これらの点については十二分に説明をして、我々の考えている考え方というものを理解していただくように処置しなければならぬ事柄であるというふうにも思っております。

○横山委員 これはくどく言っておきますけれども、私は嶋崎法務大臣のお人柄なり、あるいは今日までのあなたの政治活動をよく承知をしておるのですが、法務大臣なるがゆえにということはやはり大事なことでございます。他はいかんとあれ、法務大臣としては守らなければならぬ、堅持しなければならぬ

一つのポイントがあると思うのであります。私がかつて言いました人権の問題についてもそうでありまして。他の閣僚とは違って、おれは法務大臣であるという立場というものは、政治家として、法務大臣として考えてもらわなければいかぬことだ、みんなが行くからおれも行くでは済まされぬ問題だということをおれは強く警告をしておきたいと思っております。

(略)

○稲葉(誠)委員 法務大臣という立場ですか国務大臣という立場ですか、両方にかかわると理解していただいて結構だと思いますけれども、憲法の二十条がどういう経過からできたのか、その必要性というものについてどういうふうにお考えなのか。これは靖国神社の問題に関連するものですからお聞きするわけなのです。

○嶋崎国務大臣 憲法の中で「信教の自由」ということで二十条の規定があるわけでございます。「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」ということになっておりますし、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」三番目に「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

御承知のように、日本の長い宗教問題の認識についてはいろいろな評価があるところであると思えますけれども、新憲法の中では信教の自由を極力尊重していかなければならぬという考え方の中でこの規定ができたものと理解しております。

○稲葉(誠)委員 そこまで私の方も細かい通告をしたわけじゃないけれども、連絡がとれなかったのですが、今の二十条のところ旧憲法と違うところはどこにあるわけですか。

○嶋崎国務大臣 旧憲法では第二十八条に、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教の自由ヲ有ス」と頭がついているわけでございます。法律の解釈というのはいろいろな考え方があると思えますけれども、そういう制約条件の重さというところを考えまして、今度の規定の趣旨は、人権をより尊重するというのですか、宗教的な自由をより尊重するという考え方で書かれたものだと理解しております。

○稲葉(誠)委員 細かい質問の通告をしてなかったわけですから、開会中じゃありませんし、なかなかうまく連絡がとれなく

てあれですが、今の憲法の二十条ができたというのは第三項に一つの大きな重点があるわけではありませんか。そして、それは日本の戦争との関連といえますかその反省の上に立つてできたということではないのでしょうか。これは大変失礼ですがけれども、奥野先生とここにおられる森先生が非常に専門家だと思えておるのですが、その第三項の問題があるのじゃないですか。そういう戦争の反省の上に立つてこの二十条というのができたのでしょうか。そこが問題なのですね。そこからだんだん入っていかないと質問にもならないし、答えにもならない。これは本来予算委員会です十分しなければいけないことだ、こういうふうにも思うわけなのですが、私の方から十分な連絡をしてありますので急なお答えというのはなかなか難しいかとも思うのですけれども、その点についてのお答えが一つ。

それからもう一つ、これは質問としてはちよつとあれなのですけれども、靖国神社の公式参拝について新聞や何かいろいろ大きく取り上げるわけですね。それに対して大臣としては、どうしてこういうふうに取り上げるのだろうか、それは少しおかしいじゃないかとか、行き過ぎじゃないかとか、もつともだとか、そういう点についてどういうふうにお考えなのか、もつともだとか。○嶋崎国務大臣 昔これで試験を受けたこともありますが、大分昔のことでございます。よく理解できないところもあつたのですが、それらの点についてはよく研究して答弁をさせていただきますかと思っております。

いづれにしても、その第三項が設けられたことがその改正の大きな理由ではないかという点につきましては、国家神道とかなんとかというようにいろいろ理屈がおりますけれども、戦前でも信教の自由は尊重しなければならぬというように考え方が基礎にあつたことは事実だろうと私は思っております。しかし、そういう中でいろいろ制約が現にあつたということも事実だろうと思っております。そういう意味では御指摘の点が大きな意味を持つておるのかもしいないと思えます。いづれにしても、その点については追つて研究させていただきます、また御答弁させていただきますかと思えます。

○稲葉(誠)委員 私が新聞社の方々や何かのことをあれするのはよくないかもわかりませんが、大きく取り上げておられる、それについて大臣としては一体どういうふうにお考えなのだろうかということをお聞きしたわけですが、それに対するお答えがなかった。それは答えにくいところかもわかりませんが、それら辺はどういうふうにお考えなのだろうか。

○嶋崎国務大臣 御承知のように、私たちの育った環境というのは多神教というか、仏様もあり神棚もあるというような環境の中に育ってきた人間でありますので、形而上の社会の話として信仰問題というものを考えていくのが通例の事柄であると私たちは思っております。しかし、我々が社会に生活していくためには、形而下の社会でもいろいろな議論がこの問題についてあることは事実であらうと思っております。

御承知のように、さきの戦争の中から多くの犠牲者が出たということも事実であるわけでございまして、それを追悼する気持ちがあるということは、多くの国民がそれを望んでおり、またそれが強く要望されてきておるといふ経過があることも事実だろうと思っております。そういう意味で、この公式参拝問題というのが長らくの経過があったことも我々承知をしておるわけでございますが、今回はいろいろな意味でそれらの問題について、靖国懇その他を中心にして広く意見を聞き、かつまた一般の議論を十分そしゃくした上でそれが憲法に違反しておるかどうかということについても吟味をした上、この参拝をするようになったというのが経緯だろうというふうな思っております。基本的にはこれは形而上の社会の話であつて、そういうことの中で区分けをして議論をすることが適当であるかどうかということについては、私は相当問題点があるような気持ちがあるわけでございます。しかし、社会的な生活をしておるわけでございますから、そういう中でいろいろな議論が行われ、またそういうことが物の考え方について整理を進めていく段階として必要であるということも理解をされるわけでございまして、そういう中でやはり国を代表する国務大臣あるいは総理に参拝をしていただきたいという強い要望があり、反面過去にいろいろ議論になりました合意であるかそうでないかというところの議論も詰めて、今度のような形のものならば、これはその目的として宗教的な意義というものを深く持ったものでもないし、かつまた国家としても特定の宗教に対して援助したりあるいはこれを遠ざけたらという性格のものでもないという判断の中でこの公式参拝が行われたというふうな理解をされておられ、私もそう考えしております。

○稲葉（誠）委員 靖国神社は神社ですから社則があるわけですね。それは、明治天皇の立正安国の大義が何とかがということが一番最初に書いてありまして、最後のところで性格づけしているわけですね。国家神道を奉ずる宗教法人だということがは

きり書いてあるわけですね。今、大臣も国家神道という言葉を使われたわけですが、国家神道というものは一体どういうものであつて、それが日本においてこの戦争とどういふうな結びつきがあつたのか、ここがまず一番大事のところだと私は思ふわけなんです。大喪失礼ですが、口述試験じゃありません、口頭試験じゃありません、そういう意味じゃありませんけれども、そこら辺がなかなか大事なところだと私は思ふのです。国家神道を奉ずる宗教法人だとはつきり書いてあるのです。社則は独立してからつくつたものですね。そういうふうなありますから、そこに公式参拝するということは、これは憲法の二十条、殊に第三項に該当するといふふうには考えられるわけなんですけれども、国家神道と日本の戦争——戦争も、大東亜戦争といふ呼び方を否定して、後から太平洋戦争といふような形になった、この経過なんか非常に難しいというか、私は興味深いものがあると思うのですが、いろいろなことを抜きにして、日本の戦争と国家神道との結びつきといふのはどういふものであつたか、これについてはどういふふうな理解をされるでしょうか。

○嶋崎国務大臣 戦争の性格をどういふふうな規定するかということ、その考え方といふのはいろいろ議論があると思ひますし、また国家神道があつたから戦争に直接それが結びついていったといふような論理構成ができるかどうかということについても、私は非常に議論のあるところだと思ひます。しかし、いずれにしても、宗教法人である靖国神社であるということは、私たちが承知をしておるわけでございます。

ただ、そこに戦没者が合祀をされておることでありまして、そういう神社そのものに対する宗教的な援助といふような考え方、あるいは神社そのものに対するところの意義といふようなことを極力排除をしまして戦没者に対して追悼をするという気持ち、また靖国神社自身に戦没者が合祀をされておるといふ事実、そこでこの追悼の気持ちをあらわすために参拝をしたといふことと、神社そのものに対して宗教的な援助をするといふこととは別に取り扱つておる、そういう整理の中で今度の公式参拝が行われておることだと思ひます。

○稲葉（誠）委員 私は、国家神道が戦争を引き起こしたということを書いておるわけではございません。少なくとも、戦争と国家神道との結びつきといふのはどういふふうなものであつたか、戦争を助長することに国家神道が一つの貢献をしたといふ

ことは一般的に言えることではないかというのが私の理解の仕方です。いろいろお答えがありましたけれども、何か質問と答えとが必ずしも合致してないわけですね。

あそこに大臣自身も公式参拝をされたわけですが、あそこにはAクラスの戦争犯罪人も祭られておられる。今さらAクラスの戦争犯罪人のこと、日本の戦争を引き起こした人のことをこれこれ言うのはもう時代とともに消え去つてしまつていふので、そういうことを言うのはおかしいのではないかとおもうので、考えなんでしょうか。そういう議論が非常にありますね。Aクラスの戦争犯罪人があそこに祭られていふ、それに公式参拝するといふことはおかしいではないか、あの大東亜戦争といふまじか侵略戦争、そういうようなものを肯定したことになるのではないかと理解の仕方をアジアの国の人々は多くしておられるようですね。そういう点については大臣はどういふふうにお考えなんでしょうか。

○嶋崎国務大臣 私たちがお参りしたのは、祖国あるいは同胞あるいは国民のために殉じた戦没者全体に対して追悼を行うといふような意味でありまして、どういう人を合祀するかということにつきましては、これは靖国神社の中での取り扱ひの問題であらうと思ひます。我々自身がお参りしたのは、そこで戦没者全体に対して追悼を行うといふような意味で公式参拝をしたということにならうと思ひます。

○稲葉（誠）委員 私はA級の戦争犯罪人のことについてお聞きをいたしておるわけですが、それについてもお答えとしては非常にしづらいつころであるかもしれません。

内閣法制局がおいでになつておりますのでお聞きをしたいのは、公式参拝ということについて、公式参拝といふのはこういうものである、憲法二十条についての見解というか、靖国神社への公式参拝についての法制局としての統一見解は政府としても出ていますけれども、公式参拝といふのは、こういうやり方のものを公式参拝と言ふのだ、拝礼の仕方とか何とか、そういうようなことについても規定したといひますか答弁したようなことはあるのですか。

○大森説明員 第一部長が病氣休養中でございまして、事務代理の私から答弁させていただきます。

お尋ねは、公式参拝といふものは一体どのようなものかということとありますが、この点に關しましては、昭和五十五年十月二十八日付で稲葉委員に対する答弁書がございまして、その答弁書の中では、「靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な

資格で参拝することを指し、「このように述べた経緯がございます。」

○稲葉(誠)委員 私の聞いているのは、公式参拝の仕方、公式がどうかは別として、参拝の仕方によっては公式になったりならなかったりするのですか。どういうことなんでしょうか。二拝二拍一礼というのですか、ああいうやり方であれば公式参拝であり、そしてそれがまた憲法の二十条との関連で問題になるけれども、それが違ったら、ただ拝礼するだけならそういう問題は起きないんだ、こういう理解の仕方はどうもよくわからないのですよ、私などには。これは恐らく一般の国民も、何だかやけに、俗な言葉で言えば法律を変なふう解釈して法律逃れのような形でやっているんだというふうに理解するので、だからそういう点を私はお聞きしているわけなんです。

○大森説明員 どうも同じ言葉を繰り返して恐縮でございますが、いわゆる公式参拝の公式とはどういうことかというお尋ねに対しては、やはり先ほどお答えいたしましたように、公務員が公的な資格で行う参拝であらう以外に答えようがないというふうに考えております。(稲葉(誠)委員「じゃ参拝は」と呼ぶ)なお、もう一つ非常に紛らわしい言葉といたしまして、正式参拝と正式でない参拝という言葉がございます。この言う正式参拝と申しますのは、靖国神社にしましては靖国神社が定めた参拝の方式を言うというふうに使われている次第でございます。

○稲葉(誠)委員 靖国神社が定めた参拝の方式というのはどういふのを言うのですか。

○大森説明員 私ども神道の祭祀にしましてはそう深く研究しているわけでもございませんし、また専門でもございませぬが、聞きかじりしたところによりますと、正式参拝と称する儀式は、まず手水の儀、それから修祓の儀を経まして、そして本殿所定の座に進み、そして玉ぐしを奉奠し、そしてその後にお神酒をいただくというような手続を経る儀式である、このように承知いたしております。

○稲葉(誠)委員 話が余り横に入っちゃいますとあれですからもとへ戻しますが、そうすると、大臣としては靖国神社に公式参拝するということは国民の総意である、大方の総意であるという御認識なんですか。

○嶋崎国務大臣 一般的にそういう状態であるというふうな理解をしているわけでございます。

○稲葉(誠)委員 それはどうしてわかるのですか、そういうこ

とが。

○嶋崎国務大臣 諸外国でもそのとおりでありますけれども、祖国あるいは同胞あるいは家族のための戦没者に対して敬意を表するということ、それを追悼するということは、一般的な儀式、一般的なことであるというふうな思っております。靖国神社がそういう意味で日本の場合の中心的施設であるということでございますから、そこで参拝をしたということでございます。

今度の扱いは、我々も従来から参拝をさしていたのだというところは非常に多いわけでございますし、またそういう経験も持つておるわけでございますが、二礼二拍手一礼というような形できちつとお参りをするというようなのが通例であります。私は過去、そういう意味で、私的参拝というようないふことと説明をしておりますし、またそういう形をやつたら、どうも現実そういう儀式にのつた場合には何か宗教的な意義を持つておるというふうなことでございますから、これは私的参拝であろう。今度はそのようなこととさせていただきますから、宗教的な活動の内容として、その目的が宗教的な意義を持つておるかどうか、あるいはその効果が宗教に対することの援助、助長促進またはその圧迫、干渉になるかどうかというようないふことを具体的に判断を行われていくべきでありますから、そういう意味で、そういうことに傾斜をしないような形で処理をする方が適當である、そういう考え方の中でこの公式参拝が行われたというのが実情であろうと思えます。

○稲葉(誠)委員 ちよつとくどくなつて恐縮なんですけれども、あれは二拝二拍一礼ですか、そういうやり方が公式ですかね。そういうのをとらなかつた理由、今ちよつとお話がありました。が、よくわかつたようなわからないようなところなので、それなら、ちゃんとそういう方法をとつたらいいんじゃないでしょうか。とらなかつたというのは、そこに何かこだわりというか、理屈があるのですか。

○嶋崎国務大臣 そういう正式な参拝の姿をとると、それが宗教的な意味を持つておるといふふうに、世俗の社会では一般にそう理解をされておる、そういう現実があるわけでございます。したがういふ、そういう形をとらない姿でお参りすることによって何か宗教的な意義を持つておらない参拝という性格を出したということであると思えます。

これは、ある意味では、二礼二拍手一礼でお参りするとこれは私的参拝で、一礼だけすると公式参拝だというのは、まあ

理屈で言うといろんな批判あるいは論評もあるかと思えますが、少なくともそういう宗教的な意味を持たないというような形を出すためにそういう形式によらなかつたということであると理解しています。

○稲葉(誠)委員 そうすると、結局、憲法二十条に触れないような方式を考え出して、そしてそれを触れないというふうな前提のもとにやられた、こういうことですか。

○嶋崎国務大臣 そのとおりでございます。

○稲葉(誠)委員 これは参拝の方式とか何とかということよりも、全体のもつと大きな問題として深くいろいろな角度から論議をしなければいけない問題だと私は考えておるわけですが、いづれ予算委員会などで、これは総理だと思えますけれども、質問させていただきたいというふうな思えます。

(略)

(略)

○中村(巖)委員 最初に、靖国神社の参拝の問題をお尋ね申し上げたいと思えます。

午前中も議論があつたと思えますけれども、私ちよつと所用がありまして午前中の委員会に出席しておりませんので、重複にわたる部分があるかと思えますけれどもお許しをいただきたいと思えます。

せんだって、八月十五日に中曽根総理大臣を初めとして閣僚の皆さん方が靖国神社に参拝をしたということがあつたわけでありまして、私どもは、靖国神社に公式参拝をするということとは憲法に違反するものである、こういう行為を憲法擁護義務があるところの総理大臣以下の閣僚の皆さん方がおやりになることは大変けしからぬ、こういうふうな思つておるわけでございます。そこで、この公式参拝問題についての憲法とかかわりということをお尋ねを、するわけですが、従来公式参拝にしましては政府の統一見解というふうなものがあつたわけでございます。政府が見解を明らかにする形はいろいろであつたわけでありまして、例えば大臣が表明をするとか、あるいはまた内閣法制局が国会において答弁するというような形でなされて、もう数次にわたつて見解を明らかにされているわけでございます。

その中で、公式参拝ということはどういうことであるのか、どういった場合にこれは公式参拝となるのかということが中心的な議論でございましたけれども、その前提としては、やはり

公式参拝というものは憲法に違反する疑いがあるという憲法上重大な問題である、こういう認識を前提として、公式参拝であるかどうか、玉々しを奉奠したらどうかとか、あるいは閣議で決定したらどうかとかいうようなことがいろいろ議論をされておったわけでございます。

そこで、従来の内閣の公式参拝問題についての統一見解というものがどういうものであったかということ法制局に最初伺っておきたいと思っております。

○大森説明員 お尋ねの公式参拝に関する政府の統一見解と申しますのは、昭和五十三年十月十七日、参議院の内閣委員会におきまして安倍官房長官が答弁したものが一つと、もう一つは五十五年十一月十七日、衆議院議院運営委員会理事会におきまして当時の宮澤官房長官が説明いたしましたものがございます。当面特に問題になると思われますのは昭和五十三年十一月十七日のものであらうと思われまますので、とりあえずその内容を述べますと、この内容は国務大臣の靖国神社参拝について、

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二〇条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

このように記載したメモを理事会にお配りいたしましたして、それを敷衍説明したというふうに承知しております。

○中村（憲）委員 政府統一見解、そういうことであるわけですが、従来も法制局はさまざまな委員会の中で答弁もしてこられたということであるわけで、靖国神社に参拝をすることが違憲かどうかということについての法制局の御見解はどうなんでしょうか。

○大森説明員 ただいま宮澤官房長官の発言、政府統一見解という形で紹介したわけでございますが、法制局の見解も当時は全く同内容であるということでございます。

○中村（憲）委員 そこで端的に伺いますけれども、せんだつて

の八月十五日に中曽根総理大臣以下が参拝をされたこの参拝というものは、法制局の御見解では公式参拝ということになるのでしょうか。

○大森説明員 内閣総理大臣としての資格において参拝されたものと承知しておりますので、公式参拝という概念に当たらうかと思っております。

○中村（憲）委員 そこで、公式参拝について今までのいろいろな論議がされてきた、それにもかかわらず今回公式参拝ということと踏み切つてやっておる。このことに対して法制局としては、その公式参拝は違憲であると考えないのでしょいか。

○大森説明員 今回八月十五日に内閣総理大臣その他の国務大臣が参拝いたしました具体的な参拝、これは憲法第二十條に違反しないという判断でございます。

○中村（憲）委員 その理由はどこでしようか。

○大森説明員 御承知のとおり二十條第三項は、国及びその機関は宗教活動をしてはならないという規定の仕方をしております。その禁止している宗教活動というものはどういふものであるかということに関しましては、議員御承知のとおり最高裁判所の津地鎮祭事件判決というものがございまして、そこで最高裁判所は、この宗教活動というものはどういふものであるかということについてまず判示いたしました。その憲法が禁止している宗教活動というのは、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいふ」というふうに言っております。

そして、「ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては」、「諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならぬ。」このように言っているわけでございます。

そこで、先ほどお答えいたしました昭和五十三年の統一見解と今回の参拝は違憲じゃないという関係が問題にならうかと思ひますが、この判決は五十二年七月十三日でございます。先ほど御披露いたしました政府統一見解は昭和五十五年でございます。したがって、昭和五十三年の政府統一見解を出す際におきましても、特定の参拝が憲法に違反するかどうか、すなわち宗教的活動に当たるかということに照らして果たしてどうして最高裁判所の判断基準というものを判断するに当たつては最高裁判所の判断基準というものを果たしてどうであるかということを考えてわけでございますが、最高裁判所の判示にもありますように、宗教的活動に当たるかどうかというものは諸般の事情を考慮して、社会通念に従つて客観的に

に判断しよう、こういうことになつていられるわけでございます。

ことほどさように、この靖国神社の参拝が宗教的活動に当たるかどうかといふのは法理の一点で決まる問題ではなくて、やはり深く国民意識にかかわる問題である。したがって、最高裁判所が言うような社会通念に従つて判断するということには、社会通念というものは一体これに關してはどういふことであらうかということが問題になるわけでございますが、当時はそれを見定めることが非常にできなかった。そのような関係で、事が宗教に關する問題でございますので、なお疑いを否定できないということとそれを差し控えてきたということとでございます。

ところが、今回なおよく検討いたしましたところ、今回のような形における参拝ならば憲法に違反しない、すなわち最高裁判所の定める基準にのつとつて判断しても憲法が禁止する宗教的活動には当たらないというふうな確信するに至りましたので、私もそのような意見を述べた次第でございます。

以上でございます。

○中村（憲）委員 今の御答弁を伺つていると、昭和五十三年から今日までに社会通念が変わつてきたのだ、こういうふうに受け取れるわけでありまますけれども、私も社会通念が昭和五十三年から今日までの五年間に変わつてきたなどということとは到底考えられないように思ふのです。

そこで、社会通念が変わつてきたから法制局の憲法解釈も違つてきたのだ、こういうことというふう承つてよろしいのでしょうか。

○大森説明員 先ほどお答えした中でそのように受け取られれば心外でございますが、社会通念がその間に変わったということとを申し上げたつもりはございません。社会通念というものを把握できなかった、それを今回やつと把握できるに至つたのだ、こういうこととございまして、社会通念が変わつたというような趣旨でお答え申し上げたつもりはございません。

○中村（憲）委員 昭和五十三年の段階で社会通念が把握ができなかった、今日は把握できた、こういうふうにおつしやるその根拠というのは何ですか。

○大森説明員 この問題は今までたびたび国会論議の席でも御質問を受けた問題でございますが、その都度私どもとしては検討を続けていたわけでございますが、御承知のとおり、官房長官の決定に基づく行政運用上の会合でございます。その内容を参考といたしま

して慎重に検討した結果、先ほど述べたような結論に達した次第でございます。

○中村(憲)委員 靖国懇というようなものが一定の答申をしたということ、これは事実でありますけれども、靖国懇が社会通念を代表しているんだ、こういうような見解というのは私は受け取れないというふうに思うわけでございます。

それはともかくとして、靖国懇というものが、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会、これは官房長官の私的諮問機関だ、こういうことなんです、こういうものは政府の行動に対して何らかの拘束力を持つものなんでしょうか。

○大森説明員 お尋ねの趣旨は国家行政組織法第八条に言う審議会等との対比で問題とされているのではないかと思われませんが、この法八条に言います審議会と申しますのは、法令に基づいて設置されます国の正式の行政機関でございます。したがってまして、その所掌事務についても法令で明文の規定がございまして、これに対しまして、懇談会と申しますのは、各省大臣等が有識者等からその個々の意見を聴取することなどを目的として行政運営上開催されるものでございまして、その設置等につきましては法律上の根拠がないということには御指摘のとおりでございます。したがって、審議会にありましては行政機関としての意思決定が行われます。そしてこれが答申として公の權威を持って表明される。これに対しまして、懇談会の場合にはこのような機関の意思決定というものは行われません。ただ出席者の意見が行政運営に際して参考とされるという性質であるかと思われま。

○中村(憲)委員 中曽根内閣になってからいろいろな形での懇談会というのか、そういう諮問機関というようなものが設置をされておるわけですけども、こういうような官房長官の私的諮問機関なんというものは、官房長官というのは政府の非常に重要な地位にある閣僚であるわけでありますけれども、官房長官も含めて各大臣そのほか、勝手に自分がつくりたいと思えばそういうような私的諮問機関、懇談会をつくるということができるとなるのか、そういうものに対して何の制約もないということになるのでしょうか。

○大森説明員 何でも勝手にできるかというお尋ねでございますが、行政運営上必要であるということになれば、その各省大臣等の意思決定によって設置できるということは間違いございません。

○中村(憲)委員 そこで、もともとの公式参拝問題に戻るわけ

でありますけれども、今法制局の御答弁でも、今回のような参拝であれば社会通念上宗教活動とは言えないんだ、こういうようなお話でございました。今回のような参拝というのは、どういう点で特別であるということになるのでしょうか。

○大森説明員 今回の靖国神社の公式参拝、これの要素を端的に申し上げますと、まず、その目的におきましてはもっぱら戦没者の追悼という目的でございます。そして、その行為の方式といえますか形式といえますか、それは靖国神社で参拝するものではございますけれども、靖国神社が定めた神道儀式にのっとったものではない、すなわち本殿または社頭において一礼するという方式でなしたものでございます。しかも、そういうもつぱら戦没者の追悼目的であるということは事前に官房長官の談話等において客観的に明らかにされておる、こういう形での参拝というものに限りまして憲法に違反しないというふうな確信に達したわけでございます。

○中村(憲)委員 そうすると、まず目的の点ですけれども、戦没者の追悼ならいいのだ、こういうふうな限定された範囲内で許される、こういうことになるわけですね。例えば靖国神社の例大祭に公式参拝する、これは憲法上の違憲の疑いを免れないということもあり得るわけですね。

○大森説明員 例大祭の当日に今回のような形において公式参拝することはどうか、こういうお尋ねでございますが、私どもは、その日がどうであるというところは、憲法上ぎりぎりの議論としては特にその日によってその結論は左右されない、要するに、その目的が専ら戦没者の追悼ということであり、しかもその行為の形態と申しますか方式が先ほど申し上げましたようなものであれば憲法に違反しない、これは憲法解釈としてのぎりぎりの議論ということでお聞きいただきたいと思っております。

○中村(憲)委員 方式のことはまた別に聞きますけれども、その目的、そうすると、靖国神社というのほどもとと戦没者を祭つてある、こういうことになっているわけですから、それでは靖国神社に参拝する限りにおいては、それは常に目的の点では憲法に違反をしない、こういうことになりかねないということだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

それと同時に、内閣官房長官が戦没者の追悼なんと言ったからそういう目的なんだということですが、それでは主観的にどう思っている、要するに名目さえつけければいい、こういうことになりかねない、こういうふうに思うのですが、この二点に

ついてどうでしょうか。

○大森説明員 まず第一点の目的さえそのように言えばよくなるのかということでございますが、私どもは目的だけで憲法に違反しないと御答弁申し上げたつもりはございません。まず、目的の点において専ら戦没者の追悼ということである必要があるということをお申し上げているわけでございます。

それから第二点の、官房長官が事前にそういうことを明らかにした、これは現実に行われる参拝が専ら戦没者の追悼であるということをお担保するといえますか、証明するといえますか、そういう機能を持つものでございまして、事前にだれかがそういうことを言えばどうなる、言わなければどうなるという意味で先ほど申し上げたつもりはございません。そのように御承知おきいただきたいと思っております。

○中村(憲)委員 では、方式のことも言われましたから方式のことについてお尋ねをいたしますけれども、ちょっと先ほど伺っている、靖国神社側の定めた行事の形式に従えばいけないのだ、従わなければならないのだ、こういうことになるようにすれば、要するに方式の点で憲法違反を免れる境界線というのはどの辺にあるのですか。

○大森説明員 それを端的に示せ、こう言われるとなかなか示しにくい難しい問題でございますが、冒頭に申し上げましたように、最高裁判所は、憲法が禁止する宗教的活動というものの判断基準といたしまして、その目的が宗教的意義を持ち、そして、その効果において宗教に対する援助、助長等の効果がある行為を言う、このように言うとともに、具体的な行為がこの宗教的活動に当たるかどうかというものを判断するに際しては、諸般の事情、あらゆる事情を総合判断して、社会通念に従って客観的に決めなさい、こういうふうな言っているわけでございます。どの線かということは、あらゆる事情を総合判断して決まる問題でございます。したがって、その方式においてどこまで、あるいはどの行為ならばいいということをも具体的に言うことは非常に難しく思うと思いますが、少なくとも今回行われたような参拝方式のものならば憲法に違反しない、私どもはこのように判断するに至った次第でございます。

○中村(憲)委員 最高裁判所の判決の中には、確かにあなたの言われるように「諸般の事情を考慮し」という言葉はありますが、けれども、その中身というのは、「当該行為が行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当



該行為の一般人に与える効果、影響等こういうふうになつていくわけですね。しかし、参拝の形式がいかにあれ、少なくとも当該行為の一般人に与える効果というように考えれば、内閣総理大臣が靖国神社に参拝をするならば、それはそれだけでその宗教、神社神道ですか、そういう宗教を助長、援助するような印象というものを免れない、一般人に与える靖国神社に対する考え方に非常に一定の効果を持つてはいないか、こういうふうに思うのですけれども、いかがですか。

○大森説明員 御指摘のとおり、考慮すべき諸般の事情として、最高裁判所は御指摘のような項目を掲げ、その他諸般の事情ということをおっしゃいます。

そこで、一般人に与える効果、影響はどうかということのみにお答えいたしますと、靖国神社は国民や遺族の多くが戦没者追悼の中心的施設であるとしていることとございまして。したがって、そこに専ら追悼の目的で総理その他の国務大臣が参拝いたしましたも、新たに靖国神社に対する宗教面における援助、助長というような効果はないと、私どもは判断したわけでございます。

○中村(憲)委員 この問題だけやっているわけにもいきませんので、ほかに移りますけれども、冒頭申し上げたように、やはり非常に政府の見解というものが、従来の見解から今度は一変したという印象を与える、そういうことは免れないというふうに思うわけでございまして、そういう意味で先へ進み過ぎていく。法制局というものは客観的な法律解釈をするべきであるにかかわらず、言ってみれば政府のお先棒担ぎをしているというか、そんなような印象も免れない、こういうふうにいるわけにございまして、大変にこのことは問題であるというふうに思わざるを得ないわけでございます。時間の関係もあつて、この問題は一応この程度にいたしておきます。

【六一三】参議院決算委員会(第百三回閉会後)会議録第二号(昭和60年9月19日)

(発言者)

- 服部信吾(委員)
- 藤波孝生(国務大臣(内閣官房長官))
- 菅野久光(委員)
- 後藤田正晴(国務大臣(総務庁長官))
- 茂串俊(説明員、内閣法制局長官)
- 安倍晋太郎(国務大臣(外務大臣))

〔発言順。敬称略〕

○服部信吾君(略)

それから、靖国神社の公式参拝ということで、昨日中国において、日本は戦後の反省をしてない、こういうようなことで大変デモが起きておる。こういうことで、その中にいわゆる経済的な問題も含まれておる、こういうようなことが出てくるわけでありまして、特にこれからの対アメリカ、E.C.等において大変経済摩擦で問題になる。我々のおびぎもである中国、アジア、こういうところからこういうものが出てきているのは大変なものじゃないかと思ひます。そういうことで靖国神社の公式参拝、これに対して、今回政府決定としては公式参拝をするんだということを決めておりますけれども、これは私はやめるべきじゃないか、こう思ひますけれども、中国のデモ、こういうものに関する考え方と、私は参拝をやめるべきじゃないかと、こう思ひますけれども、簡単に官房長官の御意見をお伺いしておきます。

○国務大臣(藤波孝生君) ごく簡単にお答えをいたします。

いろいろな検討の結果、靖国神社に公式に追悼の意を表するという形をとったわけでございますが、そのときからずっと外務省を通じて各国の理解を得られるように努力をしてきておるところでございます。デモがあつたという情報も得ておりますが、これらにつきましてもさらによく説明をいたしまして、政府、内閣総理大臣あるいは大臣の参拝の意図、趣旨をよく理解していただけるようにさらに努力をしていきたい、このように考えております。

○服部信吾君 これはまた後ほどいろいろと議論したいと思ひます。

(略)

○菅野久光君(略)

では次に靖国の問題についてちょっとお尋ねをいたします。時間もございませぬのはしよつて申し上げますが、非常に内政干渉とか何かといういろいろな御意見もありますけれども、しかしこの問題はいろいろやっぱり大きな問題を含んでいくということ、歴代の内閣が公式参拝を憲法違反の疑いがあるとして政府統一見解としていた。したがって今回の公式参拝の強行は従来の政府見解を事実的に変更するものだというふうに思ひます。このような重大な変更をただ単なる私的諮問機関の報告で行うということは、非常に問題があるというふうに思ひます。これは閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の報告苦という形で出ておりますね。

それで総務庁長官にお伺いしたいわけでありまして、昭和五十九年四月十日の参議院予算委員会での私的諮問機関である懇談会等と国家行政組織法第八条の審議会等との区別について答弁をしておられます。その際に後藤田長官は、「懇談会等行政運営上の会合にありましては、合議機関としましての意思が公の権威を持つて表明されるものではなく、単なる行政運営上の意見交換、懇談会等の場にとどめるべきものであります。」

「特に聴取しました意見を合議機関の意思決定と紛らわしい形で取りまとめることなどのないよう留意すべきものでございまして、このように答弁されております。また、このことにかかわつて藤波官房長官も同様趣旨の答弁をしておりますし、中曽根総理も、「各省に徹底しまして、八条機関と紛らわしいことのないように努力いたします。」このように答弁しております。

今回の場合、肝心の御自分で答弁なさつた官房長官が、この懇談会の報告書をして公式参拝を強行しているということはこの答弁と矛盾しているのではないか。いろいろ国会で、そういうことについて努力いたしますという総理の答弁、あるいは総務庁長官の答弁、官房長官の答弁、そういったようなもの等からいって、極めてこの私的諮問機関の取り扱ひというものには徹底を欠いている。国会で答弁したことが一つも守られていないと言つてもいいぐらいのものではないかというふうに思ひますが、これでは何のために論議しているのかということにや

つぱりなるわけで、その辺について総務庁長官の御意見をお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(後藤田正晴君) この国家行政組織法八条のいわゆる審議機関は、たゞいまお読みになったような性格のものである。いわゆる懇談会、この方は、各省がそれぞれ重要な行政運営上の問題について方針を決めたいというときには、いろいろな各方面のそれぞれの有識者の意見を聞くということには、いろいろ行われることだし、また役所の中だけの意見でなく、そういうやり方は私は合理的な理由のあるものだと、かように考えておるわけですが、

〔委員長退席、理事目黒今朝次郎君着席〕  
時々混同をするということもなきにしもあらずと。だから国会でもいろいろ議論があつて、昭和三十六年でございましたか各省に通達を出し、その後もしばしば閣議等の際に行政管理庁の長官の立場で、いわゆる隠れみのにしてみたりあるいは八条機関と混同しては相ならぬということでも注意を喚起しておるのが実情でございます。

今度の靖国懇の問題については、これはやはり官房長官が御自身でお考えを決めるに当たつて、各方面の意見を広く聞く必要があるということで御意見を聞いて、そして御自身の御考えを決められた、つまりは政府の責任において決めたと、こういう問題であつて、まあ報告書の内容が機関意思の決定のようになつておるのはおかしいと、こういう御質問だろうと思つて、お聞きけれども、多くの委員さん方の中でおおむね意見の一致どなたの意見を聞いても同じだということを私は一まとめにした点はあるのじゃないかと思つて、これはしかし考えてみれば個々の意見の集約であつて機関意思の決定ではない、そして同時に、それなるがゆえにこそ、あの問題についてのいろいろな違つた意見の方もあつてございまして、違つた意見もちゃんとその中には私は意見として出てゐるんじゃないかと。したがつて、官房長官はいろいろ懇談会と八条機関の区別ということをきちんと峻別をせられて私は対処しておられるものだと、かように考えておるわけでございます。

○菅野久光君 私的諮問機関がいろいろな場合の隠れみのあるいは世論形成のためにいろいろ使われているということが、今までのいろいろな場面で出てきておつて、そのことでこの私的諮問機関のことが非常に大きな問題になつてゐるということであり、ますから、今の総務庁長官が御答弁になつたようなことを、上は総務大臣から下はみんな大臣いるんですから、そういうこと

でしつかり徹底をしてもらいたい。このことについては国民が非常にやつぱり不信感を持つてゐるということ、この機会に率直に申し上げておきたいというふうに思つて。

それから宗教色を抜くということで、参拝の形式であります、今回なさつたようなことであれば宗教活動の一端には当たらないと思つて、そういうことだと思つて、この点については法制局長官はいかがでしょうか。

○説明員(戎串俊君) 今回の公式参拝につきまして、宗教色を除いた上でやつておるのかどうかという御質問と伺ひましたが、靖国神社が宗教的施設である以上、総理、閣僚の靖国神社参拝が宗教とのかかわり合いのある行為であるということ、これは否定できないと思つてございます。これは否定できませんが、ただ、宗教とかわり合いのある国の行為がおよそ憲法との関係で一切許されないとすることはならないわけでございます。先ほどもちよつとお触れになりましたように、主として憲法上の問題としましては、憲法二十三条が禁止しておりますところの国の宗教的活動に當たるかどうかということ、この判断が決まるように私考しておるでございますが、この宗教的活動に該當するかどうかということにつきましては、委員御承知のとおり、津の地鎮祭に関する最高裁判決におきまして、これを判断する場合の一般的な基準が掲げられておるわけでございます。今回の公式参拝の形をとつた場合に果たしてこれが宗教的活動に當たるかどうかということ、これは憲法上の検討いたしました結果、我々といつたしましては、これは憲法上の問題がないという判断に立ち至りましたので、先般の公式参拝を実施するというような運びになつた次第でございます。

○菅野久光君 きょうは時間がないので余りこのことについて申し上げられませんが、何か二拝二拍手一拝という形ではなくて、一拝であればいいのではないかと、そういうところで今回はそうなさつたようであり、私が調査したところによりまして、戦前の天皇とかそれから首相、陸、海軍大臣などの靖国神社への参拝は、宮中祭式に倣つて一拝だけだつた。そうだとするならば、今風の中曾根参拝は形式的には戦前の正式参拝を復元したということになるわけですか。ですから、一拝でどうのこうのということではないんですね。その辺もいろいろお調べになつた上でやられたんだと思つて、私も、私はその辺の事実認識がどうかだつたのかということ、これは非常に問題だと思つて。

それで、時間がございませんで外務大臣にちよつとお尋ねをいたしますが、八月十四日、我が国が太平洋戦争中被害を与えた諸外国の在外公館に対して、相手国に中曾根首相の靖国神社公式参拝の真意を説明、理解を求めよう訓令したというふうな言われております。そこで、この訓令に基づいてどのような説明をしたのか、またその外務省が把握してゐる諸外国の反応、そういうことについてひとつ簡潔に御説明いたしたいと思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) おつしやるように、諸外国に対して、靖国へのいわゆる公式参拝につきましてその趣旨を十分説明をして、誤解のないように説明をするように私から訓令をいたしたわけですが、必要に応じて、特にアジアの諸国を中心に諸外国に対して説明をしたわけですが、今回の参拝の趣旨、すなわち戦没者に対して追悼を行うものであるとの趣旨を十分説明するとともに、我が国が過去においてアジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚をして、このようなことを二度と繰り返してはならないとの決意と反省の上に立つて平和国家としての道を歩んできており、かかる反省と決意にはいさかかも変化のないことを改めて強調をするように、我が方の在外公館に対して訓令をいたしたような次第です。

これに對しまして、中国側よりは、靖国神社を公式に参拝すること、中国人民のみならずアジア諸国民の感情を害するのではないかと、懸念が表明をされました。また、他の国々については格別の反応はなかつたと聞いております。

〔理事目黒今朝次郎君退席、委員長着席〕

○菅野久光君 今中国の問題をお話しになりましたが、中曾根首相が七月二十七日の自民党の軽井沢セミナーで、国のために倒れた人に感謝をささげる場所がなければ、だれが国に命をささげるかと、このように言われた。そうすると、また日本が戦争を起こして、そこで死んだ人をまた靖国神社のようところがなければ、どうしておまたち戦えと言へるのかと、こういうことに、これは短絡的かもしれないけれども、しかしそういうことを思い起こさせるに十分な私は発言ではないかというふうな思ふんです。

田辺書記長を団長とする訪中団が行きまして、中国の姚依林副首相やあるいは鄧小平顧問委員会主任、それから胡耀邦総書記にもお会いする機会がありました。そのときにいろいろなお話がありましたけれども、我々は国民党の戦士の祭られておる墓

にはお参りに行く。これは抗日戦争でやったことですね。しかし、汪兆銘、汪精衛が葬られている墓地にはお参りに行かないと、そういうことを言われました。

それから、ことしの春にレーガン大統領がドイツでナチの親衛隊の人が葬られている墓地に行く行かないで大変な問題になった。非常にそういうところは厳しくあるわけです。しかも靖国神社には、昭和五十三年ですか、A級戦犯とされた東条英機初め十四人の方がひそかに祭られた、現在祭られているわけですね。ですから、ここにお参りに行くということは、確かに戦争で亡くなった方々に対する慰霊の心は私も人に負けないぐらいいあるつもりであります。ここに行くということ、そのA級戦犯の方々が犯した私は罪といつてもいいんですが、それは人によって考え方は違うでしょうが、その人を免罪することによって中国の人たちは受け取るのではないのでしょうか。中国だけじゃありません、日本の侵略を受けた韓国や朝鮮民主主義人民共和国やそれから東南アジアの国々の人たちはそういう思いをしているわけです。だから、日本は戦争においてある意味では被害者であり、原爆では被害者であり、しかし、あの十五年戦争で見れば加害者なわけですね。よく言われますが、殴った人間は忘れても、殴られた人間はいつまでも忘れられないという言葉がありますが、まさにそういうことだと思いませんか。ですから、この靖国参拝の問題については、新聞の論説などでも何回も参拝を強行するなということを言われているわけです。しかもこの問題と先ほどから言っている一%枠の問題、そして日の丸、君が代の強制の問題、こういうことがみんな一体になつて、それは大変だと、日本もいよいよまたもとに戻っていくのかという思いをすることは、私はある意味では当然ではないかというふうに思うんです。そういう意味では、本当に外務大臣も大変つらい思いをされながらいろいろお話をされても、なかなか先ほどのお話のようなことでは私は納得できない問題だというふうに思うんです。この問題についてまた別な機会にいろいろ論議をしたいというふうに思っております。

(略)

【六一四】参議院決算委員会（第百三回閉会後）会議録第三号（昭和60年9月20日）

（発言者）

本岡昭次（委員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官房長官））

服部信吾（委員）

有馬龍夫（説明員、外務省アジア局審議官）

【発言順、敬称略】

○本岡昭次君 最後に、質問の通告はしてなかったんですが、きのうも靖国問題等いろいろな官房長官に、政府の責任者として質問もしたかったんですが、時間がなくてできませんでした。それで官房長官は、中国で今、日本の靖国問題についていろいろ声明が出たり、あるいはまた学生のいろいろな行動が行われているというんですが、それについてけしからぬのではないかと、いろいろな発表をされたというふうにも聞いているんですが、官房長官、そういうことについてけしからぬということだけで済まぬ事柄だと思いませんか、問題は、そういう点で、官房長官の真意をちよつと聞かしておいていただきたいんですが、いかがですか。

○国務大臣（藤波孝生君） 靖国問題につきまして、中国などいろいろなデモがあつたりいろいろな御意見が出ていますというようなことについても、非常に心配をして事態を見守つているところでございます。そういうことなどもございます。今、少しお時間いただきまして記者会見に参りましたときに質問がออกมาして、そういった中国の動きなどについてもどう考えるかという御質問がございましたので、靖国公式参拝問題については正しい御理解をいただくように、外交ルートを通じて八月十五日前後の段階でもよく努力をしてきたところである、しかしいろいろ御意見もあるようで非常に、事態を心配しておる、そして今後、外交ルートを中心にしたしまして、この問題の真意が理解をされるようにさらに御説明も努力をしていかなければならぬと考えている。それはどうということかということでございましたので、国のために亡くなった方々に対し、国を守りあけるいは家族を守り同胞を守り、そういう目的で自分の命をなくされた、そういった方々に対して心から追悼をする、公の立場で追悼をする。しかし同時に、二度と戦争のような悲惨な事態

に陥らないように日本自身も平和の国として進んでいくことができるように、さらに世界全体も平和な環境が維持されるように努力をしていく。それは戦没者に対する追悼であると同時に、平和への願いを込めたそういう気持ちで靖国神社に赴いて追悼をしたのである、こういう気持ちをぜひ御理解をいただきたい。日本がそのことによつて軍国主義の時代に入っていくとかあるいはほとんど軍拡路線に進んでいくかというようなことではなくて、むしろ後段の平和を誓う、平和を心から祈願する、そういうところに大きな目的があるので、あくまでも特に近隣諸国とは友好関係を維持しながら進んでいきたいと思つているんだということを御理解をいただきたいと思つていることを、今説明をしてきたところでございますが、それが今日の私どもの気持ちでございますし、また国内におきましてもいろいろ御意見があるところでございますけれども、憲法との関係も十分頭において検討してきたところでございまして、形の上で十分宗教色などを排しまして憲法の条項と抵触しないようにいろいろな角度から配慮をしてきたところでございまして、これらの真意がよく伝わるようにさらに政府といたしまして御理解をいただきますための努力をしてまいりたい、こんなふうに考えておる次第でございます。

(略)

○服部信吾君 まず初めに、昨日ちよつと官房長官にもお伺いしたんですけれども、中岡において靖国神社等いろいろな理由で我が国に対しての学生のデモが起きておると、こういうようなものが報道されておるわけでありまして、その状況について、まず外務省、どのようにこの状況を把握しておられるか、この点について説明していただきたいと思つています。

○説明員（有馬龍夫君） お答え申し上げます。

私どもが承知いたしておりますところでは、去る十八日にいわゆる九・一八事件、柳条溝事件を記念する学生集会が北京大学で開催されております。そして、報じられておるところによりまして、その日の午後、北京の天安門広場において約千名の学生が参加したデモ行進が行われたということの由であります。

○服部信吾君 それで、その抗議のデモの、何を目的としてその抗議デモを行つておるのか、その辺についてお伺いしております。

○説明員（有馬龍夫君） これも正確な事実関係を捕捉している

わけではございませんけれども、報じられているところによりますと、一部の日本人による軍国主義の復活であるとか、あるいは靖国神社公式参拝の反対でありますとか、そのような趣旨が掲げられていたというふう聞いております。

○服部信吾君 それで、我が国政府がいわゆる靖国神社公式参拝を決定したと。そのとき、当然外務省としては大使館を通じてその趣旨をやはり中国側にも伝えたと思えますけれども、その辺のところはどのようなようになっておられるのか、そのときに中国側の態度はどうであったのか、その点について伺いしておきます。

○説明員(有馬龍夫君) 外務省といたしましては、北京におきまして先般の参拝の趣旨を中国政府に対しても説明しております。すなわち、これは戦没者に対して追悼を行うものであるということと十分説明いたしますと、我が国は、過去においてアジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚して、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立つて平和国家としての道を歩んできており、かかる反省と決意にはいささかも変化のない旨を改めて強調したいというふうに中国側に説明いたしております。

○服部信吾君 そのとき向こう側の態度ですね、要するに靖国神社を、いままで歴代の内閣が靖国神社公式参拝をしなかつた、今回こういう形でするんだという形で中国側に説明したときに、向こうの態度はどうだったわけですか。

○説明員(有馬龍夫君) これに對しまして説明を受けました人は、これは中国人民のみならずアジアの人たちの感情をも害するのではないかといった趣旨のことを述べております。

○服部信吾君 ちょっと具体的に伺いたしたいんですけれども、何か昨日、学生がデモを行いながら総理に電報を打つたと、こういうようなことも報道されておりますけれども、どんな内容だったか、また大分壁新聞等いろいろなことが書かれておると、そういうことについての内容がわかれば詳しく説明していただきたい。

○説明員(有馬龍夫君) 北京大学の壁新聞の中に、先ほど申し上げましたような趣旨を、抗議の公開状を發出すべきだということが掲げられておりますけれども、私も承知しております。そのほかの壁新聞の趣旨としましては、例えば日本が経済侵略を行うのではないかと、あるいは、まさにこれのための記念集

会があつたわけでございますけれども、九・一八事件等を忘れてはならないといったようなものがあつたと聞いております。

○服部信吾君 まあ、学生のデモというのは常にその時代の、あるいはその国の情勢の世論づくりというか、先取りをする、こういうことがよくあるわけでありませぬ、これ。そういう面からいって、外務省としてはこのデモが、デモというか、これが発火点となつて、これから中国の我が国に対する批判というものをもっと拡大するんじゃないかと、こういうようなこともみんな心配するわけですが、この辺の状況はどのようにお考えですか。

○説明員(有馬龍夫君) 大切なことは、現在日中関係は極めて友好的な内容をもつて安定的に進展しているわけでありまして、これを引き続き促進させていくということであり、先ほども申し上げましたけれども、日本政府が過去についていかなる認識を持つておられるかということ、これは中国側にきちつと説明しているわけでございます、その辺のことを理解してもらいたいということかと思ひます。

○服部信吾君 何だかよくわからないんですけれども、大変苦しい立場にあるようだけれども、一つ具体的に、これも新聞報道ですけれども、この中曽根政権打倒を叫ぶデモを取材としていた日本人記者が三名の方々が五時間半ぐらゐ拘束された、そしてフィルムを没収された、こういう事件があつたようでありませぬけれども、これはどのように把握されているのか。と同時に、もしこういうようなことが本當にあつたとすれば我が国政府としては何らかの措置をとるのか、この辺について伺ひしておきます。

○説明員(有馬龍夫君) 実は申しわけございませんけれども、まだこの点についての事実関係を捕捉しておりませんのでコメントは差し控えていただきたいと思ひますが、一般的に申しまして、中国では大学構内へ外部者が入るときには許可が事前に必要だということだそうでございます。しかし、事実関係をまだ捕捉しておりませんので。

○服部信吾君 これは仮定の話で、もし許可を得ていて、そうしてそういうような事態に遭つたと仮にした場合、これは何らかの抗議——抗議と言っちゃおかしいでしょうけれども、政府としては何らかの処置をとるわけですか、もしそうであつたらば。

○説明員(有馬龍夫君) 申しわけございませんけれども、どのような状況のもとで、今、委員がおっしゃられました、例えば

許可を得ていたのかどうか、その辺をきちつと承知してから考えさせていただきますと思ひます。

○服部信吾君 非常に私恐れるのは、こういう、非常にこれからいよいよ中国と経済問題なりいろいろな問題でこれからやつていこうと、そういうときでありますし、そういう中で学生のこういう大きなデモがあつたということに對して、これがまたもし国内に広がり、またこれがアジアの方に広まつていった場合、例えば靖国神社公式参拝ということを契機として、そしてアジアにどんどん広まつていった場合に、ある面から言うと、アメリカあるいは西側と中曽根総理は一生涯外交問題でやつているわけだけれども、余りにもそつちに目を向け過ぎていられないかというような批判もあるかもしれないし、そして、経済摩擦でどうのこうのと大変なところに来ているわけだけれども、なおかつこれまた、我々の友邦というか、アジアでこういうような問題が起きて、またこれがよその国へ飛び火していったりした場合には、これは大変なことになるんじゃないかと思ひますけれども、こういうような問題については外務省としてはどのようにお考えですか。

○説明員(有馬龍夫君) 繰り返しになりますけれども、アジア各国は、日本が過去についてどのような認識を持つておられるか、日本政府がいかなる認識を持つておられるかというところは理解していただくべきでありまして、現在基本的には好ましい関係がアジア諸国との間では存在しているわけでございますから、その面を促進するよう努力していくということではないかと思ひます。

○服部信吾君 外務省としては今後の対策として、いろいろ聞くところによりますと、十月中旬に訪中する予定も、安倍外務大臣がこの問題について説明をして理解を求めると、こういうような考えであるようでありませぬけれども、これはそのとおりですか。

○説明員(有馬龍夫君) 大臣の訪中の際、どのような内容の会談を先方とされるかということはこれから考えてまいることでございますが、基本的には、必要に応じて従来から日本政府が申しておりますようなことは言われる場面があるかもしれないと思ひます。

○服部信吾君 言っていることがよくわからないんですけれども、いざれにいたしましても、官房長官ね、私は、中国がこのようなことで非常に、学生だけでなく、既に自民党さんの方の代表団が行かれておられるわけですね、そのときにはつきりもう

言われているわけですよ、この靖国神社の参拝に対しておかし  
いというところは中国側政府も、学生だけじゃなくて政府自体が  
はつきりともうとんでもないと。要するに、中国の人々の心を  
全く逆なですると、今度の公式参拝は。こういうことを全人代  
の常務委員長が会談したときに長田団長に言っているわけですよ  
ね、これ。ですから、単なるこれは学生がデモやっているのと  
そういうんじゃないやなくて、やはり中国側の厳しい態度じゃないの  
かと、こう思いますけれども、官房長官ね、きょう、何か午前  
中に記者会見していろいろお話ししたようでありませうけれども、  
官房長官のこの問題に対する取り組みと、今後、じゃこの靖国  
神社公式参拝をどうするのか、今までどおり続けるのかどうか  
この点について、やはりこれがなければ外務大臣が行っても困  
るんじゃないですかね、これ。そういう面も踏まえて官房長  
官の御意見を伺いたい。

○国務大臣（藤波孝生君） 靖国神社の公式参拝につきましては、  
長い間にわたりまする国民の各層、また特に御遺族の方々など  
を中心にしたさまざまな団体、強い御要請がございますまし  
た。国のために命をささげ、同胞を守り、家族を守り、国を  
守る。そういう場でお亡くなりになった方々に対して内閣総理  
大臣あるいは閣僚が公式の立場で追悼をしてお声をお願いいたし、  
強い御意見がございまして、それらのお声を背景にいたし、そ  
うして、いろいろ検討を重ねてきたところでございます。これ  
らの経緯につきましては従来もよく御説明を申し上げてきたと  
ころでございまして、懇談会などの御意見も伺い、特に憲法と  
の関係に十分配慮をいたしまして、いろいろ検討に検討を重ね  
まして公式参拝を行ったところでございます。

特に、最近、中国におきまして、この問題についていろいろな  
御意見があり、また北京大学で学生デモが行われているという  
ことにつきまして、今、外務省審議官からお答えをいたしま  
したように、何といいたしてもアジアの諸国との友好関係を維  
持しながら我が国は進んでいかなきゃいかぬ、そういうふう  
に  
従来考えて、いろいろな努力を積み上げてきておりまして、非常  
に安定した日中関係を築いてきておるところでございます。そ  
のような中で、そういった意見が強く出ておるところございま  
す。また、なお事態などの把握に今、外務省も努めていただい  
ておるところでございますけれども、従来も外交ルートを通じ  
ていろいろ靖国神社公式参拝の真意を御理解をいただくように  
と、こういう立場から御説明をしてきておるところでございます  
。それは、今申し上げましたように、国のために亡くなった

方々に對して追悼する、そして二度と戦争のような悲惨な事態  
に陥らないように平和への努力を重ね、平和国家として進んで  
いくんだと。むしろ平和を心から祈願する、そういった気持ち  
を込めて公式参拝を行ったものである、こういうことや、また  
一部にございまして日本が再び軍国主義化して、かつての  
日本のようなそういう近隣の諸国に御迷惑をかけるようなこと  
になるのではないかとといったような御懸念に對してしましても、我  
が国が憲法のもとで非常に平和国家を志向して努力を重ねてき  
ておる、そのことを非常に重たく感じて国の営みを進めてい  
くんだと、国民もみんなそんな気持ちで生活を営んでいる、そ  
ういう日本の国民の気持ち、国の姿勢というものを正しく御理  
解をいただきたい、そのように御説明も申し上げてきたところ  
でございます。さらに、その努力が足りないのかという面もご  
ざいますので、一層その真意が御理解いただけるように努力を  
してまいりたいと、こう考えておるところでございます。

今後どうするかというお話がございましたが、八月十五日の  
戦後四十年という日に当たりました公式参拝を実施したところ  
でございますが、今後どのように進めていくかと、いろいろ検  
討していかねばならぬかと思っておりますが、いろいろな角度か  
ら検討して、こういう形であるならば憲法上にも、またよく御  
説明をすれば各国の御理解も得られる、こういう気持ちで公式  
参拝のあの宗教色を排除した形での追悼をするという形をとら  
せていただきますので、どういふふうなときに公式参拝する  
かというようなことについてはいろいろ検討していくことにな  
るかと思っておりますが、公式参拝の姿を正しく理解をしていただ  
くようにむしる努力をしていくというところに主眼を置いて進ん  
でまいりたいと、こう考える次第でございます。

○服部信吾君 ひとつ、大変な問題ですので慎重に取り組んで  
いただきたい、このようにお願いいたします。  
(略)

【六一五】第百二回国会衆議院安全保障特別委員会  
議録第八号(閉会中審査)(昭和60年10月8日)

(発言者) 渡部一郎(委員)

加藤紘一(国務大臣(防衛庁  
長官))

〔発言順。敬称略〕

○渡部(一)委員 私は、中期防衛力整備計画九月十八日閣議決  
定の分につきまして御質問したいわけでございますが、その前  
にちよつと急ぎの問題を申し上げることにいたします。

それは、靖国神社の中曽根首相による公式参拝に対する中国  
側の反応であります。

御承知のとおり北京及び延安等の地域におきまして学生デモ  
が行われ、あるいは壁新聞等が掲載され、日本政府の行動が中  
国人の心を傷つけたという運動が始まっているわけでありませ  
う。これは、その後鎮静化したようには見えておりませんが、散発  
的に中国の各地で行われ、中国外務省はこれに對し、日本政府  
に對しこの点に對する慎重な配慮を要求して談話を発表したと  
いういきさつになっております。

この問題は、私ども、日本の安全保障の問題からも論じられ  
なければならぬテーマではないかと思っております。と  
いいますのは、十一億の人口を擁し、第二次大戦の主要敵国で  
あり、敵国というよりもむしろ日本が侵入した強大なエリアで  
あり、その日本が日中共同声明において今後の平和への取り組  
みというものを約束した相手国でもあるわけでありまして、私  
どもは、その日中共同声明において、過去の日本の行動につい  
て少なくとも反省を明記し、戦争責任を明記して今後の日中友  
好に對する基本的な取り組みを説明し約束した立場であります  
から、こうした問題については十分な配慮が必要ではなかつた  
か。もしこの配慮を怠ることがあるならば、当委員会における  
安保論議どころではなくて、重大な結果を我が国に招来するこ  
とがあり得る、こう思うわけでありませう。当然このような質問  
は中曽根総理個人に對して何うべき質問ではございませうけれ  
ども、国会閉会中ではございませうし、また総理の心境を極めてよく  
説明のできる立場にある防衛庁長官でもございませうから、また  
国務大臣として最近ますます実力を発揮されておるところでも  
ありますから、この問題について日本政府のお立場を表明して  
いただくということが非常に適切ではないか、こう思うわけで

あります。

靖国神社問題について御質問しますということはきのう既に申し上げているところでもございますから、定めて内閣を代表して御進備も整ったことでもあろうと思っておりますので、この問題について慎重かつ適切な政府を代表しての御見解を承りたいと存じます。

○加藤国務大臣 靖国問題につきまして先生の御指摘ではございますけれども、私が政府を代表してお答え申し上げますのは適切ではない、こう思っております。

ただ、私たちが靖国神社に公式参拝した閣僚の一員でございますけれども、今回の内閣総理大臣及び閣僚による靖国神社の公式参拝は、国民や遺族の方々の多くが同神社を戦没者追悼の中心的施設であるとし、政府を代表する立場にある内閣総理大臣及び閣僚が戦没者に対し追悼の意をあらわすことを望んでいるために行われているものでございます。

一方、委員御指摘のように中国の方でいるいろいろな学生のデモがあったことは私たちが承知いたしておりますし、軍国主義の復活を阻止するというようなプラカードもあつたやに聞いております。私たちが日本の防衛の責任ある立場の人間としては、やはり諸外国が我が国の防衛政策についていかなる見方をしているかということは常に考えておかなければならない、こう思っております。そういう意味で、最近の中国及び東南アジア諸国は私たちの国の防衛政策について長い時間の相互交流の結果だんだん理解の度が深まってきたのではないかな、こんなふうな思っております。

今度の北京のデモにつきましても、直接私たちの防衛の現在の姿につきまして言及いたしているものは、私も注意して見ておりましたけれども、ありません。そういう意味で、今回のことは私たちの国が軍国主義的な復活をしつつあるという意味でのデモではないのではないかな、こんなふうな思っております。今後とも理解を深めていかなければなりません、私たちがそういう意味で理解は大分進んできているのではないかなと思っております。

そういう意味で私たちは、現在新中期計画、それから、GNP 1%の問題と靖国神社の問題が二つ同列に論議されておりますが、この二つはもともと違うものであつて、私たちの防衛力に関する議論というのは厳しい国際情勢の中で日本がいかに合理的に対処するかという現状の問題であつて、一方、靖国神社の問題は戦争で命を亡くされた方に対する追悼の念をいかにし

てあらわすかという国民の心の問題なのではないかな、こう思っております。

○渡部(一)委員 大臣は私の質問を誤解しておられるようであつて、1%の問題と中業の格上げの問題と私は絡めて申し上げているわけではありません。日中共同声明並びに日中平和友好条約において日本があらわに示した過去の侵略に対する深い反省の意がこの行為によって疑われる結果になつたのではないかな。それは、中国政府自身が非常に日中友好を配慮する上で抑制的な外交措置をとりながらも、この問題に対して不快の念を示した。また、中国の中に広がっている青年のこうした風潮を考へますならば、日本と中国の友好に大きな水を差すきっかけになつたのではないかとこの心配があるわけでありませう。したがつて、この問題については、十分慎重な配慮を今後必要とするというふうなあなたが感じられるかどうかを聞いています。日中友好に対しては重大な影を差す答弁になるでしょう。私は、その点を聞いています。これは今後慎重な配慮が要るかどうか。これは問題としては小さく見えるかも知れませんが、青年は未来を担う者でありまして、その青年の心に重大な障害を与えたとすれば、我々としては、政治行動それ団体について日中関係はもつと慎重な配慮が要るのではないかな、こう伺っているわけでありませう。

○加藤国務大臣 日中関係につきましては、過去の経緯もあり、また、その国交樹立に至つたときの我が方の指導者と中国側の指導者とのいろいろな話し合い、交流があつたわけでございます。そういう意味で、私もそれなりに個人的な意見はございますけれども、この際、政府を代表して、この靖国神社の公式参拝問題と中国の反応という問題についてのコメントは、差し控えておきたいと思ひます。

○渡部(一)委員 これはまことにおかしいのであつて、あなたは少なくとも閣僚の一員でありませう。そして、閣僚の一員として内閣の責任を分担する立場にあることは、私が言うまでもありません。

あなたは、この際、この靖国神社の公式参拝という日中関係に非常に打撃を与えた問題については、今後慎重な配慮が要るということぐらひは表明されてしかるべきだと私は思ひます。

○加藤国務大臣 この問題は、官房長官中心にいろいろ状況を分析されたりしておると思ひますけれども、政府としてのコメントは官房長官にお願いするのが筋であらうと思つております。

○渡部(一)委員 そうすると、あなたは何も言えない、公式参拝で中国人民の心を傷つけたのは何ら悪くない、こういう立場でこの答弁を終わられますか。

○加藤国務大臣 防衛庁長官が政府を代表して、この靖国神社の問題についてコメントするのは、差し控えておきたいと思ひます。

○渡部(一)委員 政府を代表しないで、あなたそれでは防衛庁長官としてお答えになったらどうです。防衛問題ですよ。これほど隣国との関係を悪くした問題が、防衛問題に影響がないわけはないではありませんか。

○加藤国務大臣 日本の防衛政策の責任ある立場といたしましては、過去の日中間の不幸な経緯を十分に頭に入れながら、今後私たちの防衛政策が近隣諸国に脅威を与えたり、また疑念を持たせないようにするように最大の配慮をしていくのが務めであらうと思つております。

○渡部(一)委員 今後においては、靖国神社みたいな問題については配慮を欠いていたわけでありませうから、十分配慮してやつていくという意味ですか。

○加藤国務大臣 靖国問題についてのコメントは差し控えておきたいと思ひますけれども、私たちが再び軍国主義の復活の疑念を諸外国に持たれないように、最大の注意と配慮を払つていくのが、防衛庁所管の大臣としての責任だらうと思つております。

○渡部(一)委員 きょうはそのくらいにしておきましょうか。けれども、こうした問題については、私は、日本の安全保障という問題は本心に慎重に扱つていただかなければ困る。もう何が起るかわからぬ。というのは日本国内で議論しただけではなくて、アメリカにも響けばヨーロッパにも響けば中国にも響く。当たり前なことを、私はひとつ考え直すきっかけにしなければいけないのではないかなと思ひますし、大臣もその点は十分配慮されるだらうと思ひます。

私はついでに申し上げておきますけれども、私の父親も戦死者の一人です。いろいろ靖国神社に祭られてうれしい人もあるけれどもうれしくない人もたくさんある。宗派を異にしていろいろの方々が日本の戦死者におられるわけでありませう。その戦死者の中で立派な方もあつたらうし、立派でない方もあつたかもしれない。だけれども、戦死者を悼むのは日本民族の心境だと私は思つております。しかし、日本では一神社の形式で靖国神社に対する公式参拝が行われたことでもめておりますが、ア

アメリカではないのです。私はアメリカへ参りましたときに、どうしてだろうという思いがよくしております。ところが、ハワイに行きまして、アメリカの国立墓地に二つあるのですけれども、一つの墓地はハワイに置かれています。このハワイに置かれてはいるバンチボールという名前の国立墓地は戦死者を全部祭っているのですけれども、この戦死者のところに最初は十字架のある親が当時の国防長官に手紙を出して、我々の子供はキリスト教の拝み方では浮かばれない、こうしたことは困ると抗議をした。それに対して、国防次官がたちまちやってきて、十字架を引き抜いて、そしてならして、今墓石に当たるヘッドストーンのところは小さな仏教徒とか回教徒とかキリスト教徒とかマークがされているだけである。中央の像まで、キリストの像あるいはマリアの像はやめて、要するに総合的な像というものに切りかえられておる。何とその像は足にわらじを履いている。民族的な配慮、宗教的な配慮というものが行われておる。そこで、バンチボールのところにはいろいろな人々が宗教的な心配なくて全部集まることのできた、こういういきさつがあるわけでありませう。

私は、アメリカと日本との当時のいろいろな論争とか戦闘の経緯とか、いろいろな批評のしようというものはあるかと思ひますけれども、一つの戦争あるいは愛国心のいたすところとして、宗派の差を乗り越えるという慎重な配慮、それから民族の差を乗り越えるという配慮、そしてそれによる団結というものにアメリカ合衆国はどんなに配慮していたか、一つの典型的な例ではなかったかと私は思ひます。今度ハワイへ行かれたら現地を視察されるように私は要望したいと思ひます。それと同時に、靖国神社という形でなければならぬと言つて押しつけることによつて日本国内における団結を破壊するということは余り適切な処置ではないかと私は思つておるわけでありませう。

長官にひとつこうした面からも御配慮をいただき、また中国人の心を傷つけたという面でも気をつけなければなりませんのは、先ほど同僚議員の質問に対して大臣は、東南アジアの国々に対して日本の防衛政策が侵略主義であるとか軍国主義であるとかそういった印象を与えないように十分に配慮すると言つておられました。まさにいろいろな配慮の行き届いた施策をやつておられる御様子で、私はその答弁を聞いては安心した一人でありませうけれども、その配慮が、中国との関係でこうした問題がこ

じれますと東南アジアの方は全部一遍にだめになつてしまふというのが従来の経緯であります。私はその意味でこうした問題について特段の慎重な御配慮をもう一回望みたいと思ひますが、いかがでございますか。

（委員長退席、三原委員長代理着席）

○加藤内閣大臣 靖国の問題につきましての先生の御意見は私の方からも官房長官に十分にお伝えしておきたいと思ひます。

先生が御指摘になりましたように、中国というのはアジアの中で極めて大きな影響力を持つ国であります。現在、私たちの国と中国は友好関係にありますけれども、この中国と私たちの国が防衛面について十分なる理解とそして信頼感を持てるようになってなければいけないという御指摘はそのとおりであると思ひます。特に、アジアにおいて非常に影響力の強い国でありませう。したがつて、今度新中期防衛計画とか、それからGNP-%の問題につきて、私たちが国内で問題提起し論議する傍ら、私たちは東南アジア諸国それから中国等の反応を外務省を通じて十分に注意しながら見てきたつもりでございますけれども、今後ともその理解を進められるように最善の努力を防衛庁としてもしていかねばならぬ、こう思つております。幸いなことに、私たちが現在までのところ、今度の論争の結果、日本が新たな軍国主義への道を歩んだというふうにはつきりと規定する東南アジア諸国はなかつたし、中国の場合もこの日本国内の論議を新華社で客観的に報道しただけにすぎなかつたということはある事実、うれしい事実だつたと思ひます。しかし、これに安心することなく、私たちが我々の防衛力政策というものがどういふものであるか、今後ともその基本原則を説明し、その基本原則に沿つた施策を私たちがしっかりやつていかなければならぬ、こう思つております。

○渡部（一）委員 日本の防衛計画は二面において日米安保条約を通じてアメリカと提携をしているわけでありませうが、防衛計画、防衛同盟という形では提携しておりませうけれども、日中友好という大きな大綱がある、この点については認識を一にされることと信じます。この点は今後とも十分配慮していただきたいと存じます。そうでないと、日本の安全保障問題は幾ら議論してもこれは結論にならないからであります。

さてそれでは、うなずいておられますので、御同意と思ひまして中期防衛力整備計画について申し述べたいと存じます。（略）

【六一六】第百三回国会衆議院会議録第二号（昭和60年10月16日）

○田邊誠君（略）

総理の所信表明演説であえて言及されていなかったけれども、中曾根内閣は、憲法に背いて靖国神社への公式参拝を強行したという点でも、歴代内閣が守つてきた最低限の規範を踏み破つています。かしわ手を打つとか打たないとか、玉ぐし料を供花料と言いかえるとか、いかに小細工を用いても、靖国神社という宗教法人に国を代表する閣僚が公式に参拝することは、これまで政府みずから認め、国会に対し政府統一見解として示してきたように、その違憲性は明らかであります。（拍手）それによつて、国民の信仰の自由が奪われ、信仰を持たない自由も否定されるではありませんか。だからこそ従来、政治にはかわらなかつたような広範な宗教団体までが決起して、靖国公式参拝に抗議しているのであります。

そればかりではない。靖国神社には、幾百万、幾千万国民の生命財産を戦争の業火に投げ込んだ張本人、東条英機以下の戦争犯罪人も合祀されているのです。閣僚の公式参拝は、戦争の悲惨な被害者と憎むべき加害者との間にけじめをつけない、独特の価値基準を国家の名において国民一般に押しつけることを意味します。だが、国民の多くは、一片の令状によつて肉親、同胞を戦争に駆り立て、その命を奪つた旧支配層の前に、再びどんなことがあつてもぬかずこうとは思ひません。総理、あなたはそれを強要するのですか。それがあなたの言う新国家主義ですか。戦争犠牲者に対する国家、国民の慰霊は、フランスのそのように、本当に犠牲になつた方々だけを対象として、宗教とは関係なしに行うべきであります。総理はいかにお考えか、靖国神社への公式参拝を取りやめる意思はないか、伺いたいと思つております。（拍手）

（略）

○内閣総理大臣（中曾根康弘君）（略）

靖国神社の問題でございますが、これは国民や御遺族の多くの要望にこたえたものであり、国家のため戦争の犠牲になつた戦没者の追悼を行い、あわせて、我が国と世界の平和への決意を新たにす目的で、今回これを行つたものでございます。（拍手）憲法との関係につきましては十分考慮いたしまして、宗

教色を排除した形で行ったものでございます。八月十五日に官房長官の談話を発表いたしました、これは現在も存在しているものでございます。我々は、戦没者の追悼というものを申し上げているのでありまして、これは戦争で倒れた犠牲者を追悼している、こういう意味であるということをお願いしたいと思っております。今後の問題につきましては、その機会のたびごとに、これを慎重に検討してまいりたいと考えております。

(略)

(略)

○小渕恵三君 (略)

政治姿勢に関連して、靖国神社への公式参拝について承りたいと思っております。

本年八月十五日、中曽根総理は、戦後初めて、内閣総理大臣の資格で靖国神社を公式に参拝されました。この参拝は、長期にわたり多くの国民、とりわけ、戦没者の御遺族、我が党が常に希望し、期待し続けてきたところであり、この素朴な国民感情を重んずることこそ、政治の原点と言えましょう。この意味からして、私は、このたびの総理の御英断に対し、深甚なる敬意を表するものであります。(拍手)

この機会に、一言触れておきたいのでありますが、過般、私は、総理に随行して欧州各国を公式訪問した折、訪問国のそれぞれにおいて英霊の墓地に参拝いたしました。伝えられるところにより、去る九月、訪ソされた石橋委員長を団長とする社会党代表団も、第二次大戦の戦没者の眠るピスカリョフ記念墓地を訪れ、花輪を供えられたと聞いております。当然のことだと思っております。にもかかわらず、なぜ我が同胞の眠る靖国神社への公式参拝に異論を唱え、恥すべき行為とまで極論されるのか、まことに理解に苦しむのであります。

もとより、他国に誤解があれば理解を求め、いたずらに刺激することを避けることは当然のことながら、その批判のみにこたえてちゅうちょ逡巡することはいかげずありませんか。総理、国政多忙の身であることはわかりますが、この際、昨年も参られました例大祭に参拝され、公式参拝のけじめを一層明確にさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。(拍手)

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) (略)

靖国神社の問題につきましては、これは既に、八月十五日の官房長官声明で、我々の趣旨を申し上げたとおりでございます。この声明は存続しておると申し上げたとおりでございます。我々は、過去の戦争におきまして戦没された戦争の犠牲者を追悼する、それが念頭にあるということをお願いして、それで戦没者という言葉を使っておるのでございます。例大祭に出席するかどうかという問題は、目下検討中でございます。

(略)

【六一七】 第百三回国会参議院会議録第二号(昭和60年10月17日)

○久保巨君 (略)

次に、靖国神社公式参拝についてお尋ねいたします。

最初に、一九八〇年十一月、鈴木内閣が国会に示した「公式参拝は違憲の疑いを否定できない」とする政府統一見解は生きていますか。破棄されたならば、議会制民主主義のものでいかなる手続で破棄されたのか、明確にしてください。官房長官の私的諮問機関が国会で批准されたに等しい政府統一見解をどのような権限で覆すことができるのですか。総理、あなたが違憲の疑いをあえて乗り越えてまで公式参拝を強行された理由は何か。

私は、たとえ誤った戦争でも、国家の指導者の命令で家族を残して職業を離れ戦場に赴き一命を失った戦没者を弔い、遺族を援助することは国家の当然なすべきことであると思っております。それは兵士と一般人、戦線と銃後を区別すべきではありません。その場合、憲法に違反しない、つまり宗教法による慰霊の方法をとるべきです。全国戦没者追悼式その一つであり、千鳥ヶ淵霊苑もその趣旨に沿うものであります。しかし、戦争を指導した責任者は明確に区別されるべきです。しかし、なぜ東条英機ら戦争責任者が合祀されているのか。中曽根総理はそのことをどうお考えでしょうか。この際、太平洋戦争をどう評価されているのか、東京裁判の意義をどのようにお考えになっているのかについても、総理のお考えを聞かしていただきたいのであります。

公式参拝に関する官房長官談話によれば、「我が国は、過去において、アジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならない」とされ、外相は北京でこの談話に基づいて中国側の理解を求められたと聞いておりますが、アジアの国々、とりわけ中国において公式参拝に不快感が強く示されたことを総理はどのように受けとめていらっしゃいますか。また総理は、靖国神社に公式参拝されるとき、何を祈り、何を誓われるのですか。私はあなたの戦争に対する考え方に深い疑問を持っております。

総理は、かつて拓殖大学の総長になられたことがありますが。その折、学生諸君に告ぐという講演を何回かなさっております。



その際、特攻隊について話されたことがあります。国のため自発的に命を捨てるぐらい大きなものはないと語っておられるのであります。このような死生観を青年、学生に説く中曾根さんが、海軍将校になられて、なぜあなたの言う人間として最も大きな道、特攻の道をお選びにならなかったのかも聞きしたいことの一つであります。

また最近、民放の総理と語る番組で、我々の世代は戦争で鍛えられている、今の若い人にそういう経験がないのはかわいそうだと言われたそうです。このような言葉を聞くたびに、青少年に愛国心の名のもとに再び英霊の道を選ばせようとする総理の靖国公式参拝の意図が感ぜられてならないのであります。日本国憲法によって選ばれた総理の言葉とはどうしても思えないのであります。総理の御所見を伺っておきたい。

最後に、秋の例大祭の公式参拝を取りやめた理由と、今後いわゆる公式参拝について自粛されるおつもりはないか、総理のお答えをいただきたいと思えます。

（略）

○国務大臣（中曾根康弘君）（略）  
さらに、十一月十七日の政府統一見解に関する問題でございますが、これは靖国神社に関して宮澤官房長官が衆議院議院運営委員会理事会において明らかにしたものでありまして、去る八月十四日の内閣官房長官談話において、これを部分的に変更する旨を表明いたしました。これは、宗教とのかかわりの部分について、そのやり方についていろいろ疑義も提出されておるところであります。そこで、そのやり方についても、憲法に違反しないような方法はどうかあるかということも検討をし、また、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の報告等も徴しまして政府の統一見解を変更するに至ったと、そういう経緯でございます。

靖国神社におきまして総理、閣僚による公式参拝が実施されることを一般国民や御遺族の方々は強く望んでおります。また、私といたしましては、戦没者に対して追悼し、そうして平和を祈念し、再び戦わず、不再戦を誓うことは極めて意義あることであると、そう考えておるのであります。

戦争責任者の問題でございますが、これは独立の宗教法人である靖国神社が自主的に決定したことでございます。太平洋戦争として特に申し上げる立場にはないのでございます。太平洋戦争や東京裁判の評価に関しましては、前から申し上げているよう

に、太平洋戦争はまことに遺憾な戦争であり、起こすべからざる戦争であったと、そのように申し上げておるのであります。特に、外国にも国民にも多大な迷惑をかけたとして、再びこのようなことがあってはならないとたく我々は肝に銘じておる次第でございます。

東京裁判は連合国の戦争処理の一環の行為であると思っております。私から特に論評すべきものではないと思っております。しかし、戦争につきましては、日本人みずからあるいは日本政府ともども自主的に反省し、これを教訓とするということは大事であると考えております。

次に、靖国神社公式参拝に対する諸国の反応の問題でございますが、我が国は、過去においてアジアの国々等を中心とする多数の人々及び国家に対して、あるいは侵略行為あるいは戦争により多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、反省し、このようなことを二度と繰り返してはならない、そのように考えております。中国におきましていろいろの御議論があるようでございますが、中国側の御見解や学生の考え等についても、我々は先方の立場に立てば理解できる面もあつたのでございます。また、我が国には我が国の事情もあり、独立国家としての我が国の考え方もございます。これらの関係をよく調整いたしましたし、意思を疎通して、お互いに理解し得る方法をさらに対話等によって強めてまいりたいと考えておるところでございます。次に、なぜ特攻隊への道を選ばなかつたかという考えでございます。

私は、拓殖大学の総長をしておるときにしばしば学生に話をいたしました。死をもつて国を守るくらい厳肅なことではない、生きるか死ぬかというその関頭に立つた場合の人間の精神は極めて厳肅である、そう考えておるのであります。人間の生と死というものを学生諸君もよく考える必要がある、そういうことを申してあるのであります。このようなことは悲しいことであり、追悼すべきことではあつてもあざ笑うべきことではない、そういうことを言つたのであります。

私が特攻隊に行かなかつたかという話であります。私は海軍の主計科でありまして、航空隊には行かなかつたのであります。人間の進退というものはそのときの情勢になつてみなければわからぬものである、そう思います。

さらに、民放番組における私の発言でございますが、これは戦争を賛美したものでないでございます。対談の相手の方も戦争に参加された方で苦心された方でありました。そこで、

回顧談として、我々は若いころやはり戦争というものによつて鍛えられましたね、若い人がたくましく成長するためには何かそういう試練というものが必要である、今会社でいろいろ試練を受けておりました、会社というものはそういう意味においては非常に大きな役目を果たしておりますね、そういう話をしてのであります。前回の発言を御検討くだされば十分御理解できることと思っております。

靖国神社の今後の参拝につきましては、これはこれからの機会のあることに一つ一つ検討していくべき問題であると考えております。

（略）